

災害時薬剤師班活動ガイドライン

(初 版)



平成31年3月

 東京都福祉保健局
Bureau of Social Welfare and Public Health

は　じ　め　に

都は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年11月に新たな医薬品等供給体制を整備するとともに、平成26年9月に「災害時における薬剤師班活動マニュアル」を改定しました。

また、関係機関と協働して巨大地震や風水害を想定した訓練・研修を行い、薬剤師班の活動、医薬品等の供給、並びに薬事関係者間の連携について検証を実施してきました。

本書は、これまでの検証結果を踏まえ、都内で大規模災害が発生した際の薬剤師班活動や医薬品等供給について、平成28年2月策定の「災害時医療救護活動ガイドライン」に即して都の方針を改めて示したものです。

被災地へ円滑に医薬品等を供給するためには、薬局薬剤師、病院薬剤師、医薬品卸等の薬事関係者が、医師、歯科医師、看護師等の多職種と連携し、その職能を最大限に發揮することが求められます。

多くの方々に、今回策定した「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を御活用いただき、区市町村の実情を踏まえた薬剤師班活動や医薬品等供給体制構築の一助としていただけることを願っております。

本書の策定にあたり貴重な御意見を賜った皆様方に深く感謝いたします。都は、これからも東京都薬剤師会をはじめとした関係機関との絆をより一層深め、災害時における医薬品等供給体制の更なる強化に取り組んで参りますので、引き続き、御指導・御協力いただければ幸いです。

東京都福祉保健局食品医薬品安全担当部長 野口俊久

目 次

本ガイドラインについて	1
第1章 東京都の災害医療体制.....	2
第1節 東京都の災害医療体制概要.....	2
1 東京都地域防災計画と災害時医療救護活動ガイドライン	2
2 フェーズ	3
3 医療救護活動における関係機関の連携体制と役割分担.....	4
4 二次保健医療圏を単位とした災害医療体制	7
5 災害医療コーディネーターの指定及び医療救護活動の統括・調整	8
6 医療提供施設の役割分担	8
7 東京都災害対策本部.....	9
8 医療対策拠点.....	10
9 医療救護活動拠点	11
第2節 薬剤師班	12
1 薬剤師班の分類	12
2 都薬剤師班の派遣・活動（発災直後～超急性期・急性期）	13
3 地区薬剤師班の派遣・活動（発災直後～超急性期・急性期）	14
4 薬剤師班の派遣・活動（亞急性期～慢性期・中長期）	15
第3節 医療救護所	18
1 医療救護所の分類	18
2 発災直後～超急性期・急性期.....	20
3 亞急性期～慢性期・中長期	23
第4節 医薬品等供給体制	25
1 医薬品・医療資器材の調達方法	25
2 医薬品・医療資器材の備蓄	26
3 都の対応	28
4 区市町村の対応	29
5 都の協定締結団体及び卸売販売業者の対応	30
《区市町村が使用する医薬品等の調達手順》	31
【図：卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】	32
【参考：大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制】	33

第2章 薬剤師班の具体的活動内容	34
　　第1節 医療救護所における活動.....	34
1 薬剤師班の収集	34
2 調剤所の設営	35
3 医療救護班等との調整	37
4 調剤・服薬指導等	38
5 トリアージの協力	43
　　第2節 避難所における活動	47
1 巡回・服薬指導等	47
2 公衆衛生活動	47
　　第3節 医薬品集積センターにおける活動	48
1 医薬品集積センターの開設・運営	48
2 医薬品集積センターでの薬剤師班活動	49
3 医薬品集積センターの閉鎖	49
　　第4節 災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター)における活動	50
1 災害薬事センターの開設・運営	50
2 災害薬事センターでの薬剤師班活動	50
3 災害薬事センターの閉鎖	50
　　第5節 医薬品等の供給	51
1 発災～概ね72時間以内【卸売販売業者復旧前】	51
2 概ね72時間以降【卸売販売業者復旧後】	52
第3章 参考資料・様式	54
[参考資料1] 災害拠点病院	54
[参考資料2] 都内の区市町村と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」 を締結している医薬品卸売販売業者(二次保健医療圏毎)	56
[参考資料3] 都内薬剤師会事務所	61
[参考資料4] 医薬品・医療資器材備蓄リスト【参考】(p27 関連)	63
[様式1] 災害用処方せん	70
[様式2] 災害用緊急薬袋	71
[様式3] 医薬品等発注書(FAX)	73
[様式4] 医療チーム等派遣要請書	74
[様式5] 医療チーム編成・収集報告書	75
第4章 災害薬事関連通知・事務連絡	76

本ガイドラインについて

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「東京都地域防災計画」に基づき、東京都全域、二次保健医療圏、区市町村を単位とした災害医療体制の概要や各機関の役割など、基本的な事項について記載した「災害時医療救護活動ガイドライン」に即して、災害時における薬剤師班の活動方針を示すことを目的としています。

第1章は「東京都の災害医療体制の概略」、第2章は「薬剤師班の具体的活動内容」、第3章以降は、薬剤師班活動の参考となる資料、通知等を掲載しています。

2 適用範囲

本ガイドラインは、薬事関係者や行政機関を対象に、災害発生前と同程度の医療機能・医薬品等供給機能に復旧するまでの期間の活動方針とします。

また、区市町村における薬剤師班活動の標準的な取扱いについて記載していますが、各区市町村が定める地域防災計画が優先されます。

なお、平成10年5月に策定（平成26年9月に最終改定）した「災害時における薬剤師班活動マニュアル」は廃止します。

3 策定の経緯

これまでの、「災害時における薬剤師班活動マニュアル」は、薬剤師班が医療救護活動を実施するための「マニュアル（手引書）」という位置づけでした。

しかし、薬剤師班の活動の場は、医療救護所、集積場所等、区市町村が設置する施設がほとんどであり、薬剤師班は、それらの場所で区市町村の地域防災計画等に基づいて活動を行うことになります。

そのため、平成30年度に設置した「災害時における薬剤師班活動マニュアル検討委員会」で議論した結果、これまでのマニュアルに代わり、薬剤師班の標準的活動方針を示す「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を新たに策定しました。

4 「災害時における薬剤師班活動マニュアル検討委員会」委員等名簿

（1）委員

所 属 、 役 職 等	氏 名
① 東京医薬品卸業協会	石井 由喜雄
【会長】② 東京都医師会 副会長・東京都災害医療コーディネーター	猪口 正孝
③ 日本チェーンドラッグストア協会	大草 博雄
④ 東京都福祉保健局医療政策部災害医療担当課長	清武 直志
⑤ 特別区保健衛生主管課長会・中野区健康福祉部副参事(健康推進担当)	只野 孝子
⑥ 東京都病院薬剤師会 理事	西澤 健司
⑦ 東京都市保健衛生担当課長会・国立市健康福祉部健康づくり担当課長	橋本 和美
⑧ 日本保険薬局協会	原 正朝
⑨ 東京都薬剤師会 常務理事	森田 慶子

（2）オブザーバー

（50音順・敬称略）

所 属 、 役 職 等	氏 名
東京都医師会 救急委員会 災害医療研修部会長	大桃 丈知

第1章 東京都の災害医療体制

第1節 東京都の災害医療体制概要

1 東京都地域防災計画と災害時医療救護活動ガイドライン

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P2より

（1）東京都地域防災計画

東京都地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画で、医療情報の収集伝達体制、初動期の医療救護活動、負傷者等の搬送体制、医薬品・医療資器材の供給などについて定めています。

（2）災害時医療救護活動ガイドライン

災害時医療救護活動ガイドラインは、東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」と同程度の規模の地震など、地域における医療機能が低下した場合に必要な医療救護活動について、東京都（以下「都」といいます。）の方針を示したものです。

東京都地域防災計画で定める医療救護活動を具体化したものとして、大規模な風水害等の災害があった場合にも準用します。

災害時医療救護活動ガイドラインの項目及び主な内容は、下表のとおりです。

[表：災害時医療救護活動ガイドライン各章の項目と主な内容]

章	項目	主な内容
第1章	災害医療体制の基本事項	東京都の災害医療体制の概要や各機関の役割など、基本的な事項について記載しています。
第2章	発災直後から急性期までの医療救護活動	外傷治療及び救命救急ニーズに対応するための標準的な活動方針について記載しています。
第3章	亜急性期から慢性期・中長期までの医療救護活動	主に亜急性期以降の標準的な活動方針について記載しています。
第4章 第5章	様式・資料編 広域災害救急医療情報システム(EMIS)編	災害時に使用する様式、関係機関一覧、トリアージ、広域災害救急医療情報システムの活用方法等について記載しています。

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P2表1

2 フェーズ

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P3より

フェーズ（phase）とは、「局面・段階」などを意味します。都では、フェーズの区分を、発災直後から中長期までの6区分としています。

[表：フェーズ区分]

フェーズ区分	0 発災直後 (発災～6時間)	1 超急性期 (～72時間)	2 急性期 (～1週間程度)	3 亜急性期 (～1か月程度)	4 慢性期 (～3か月程度)	5 中長期 (3か月程度～)
医療ニーズ						
外傷治療・救命救急のニーズ				慢性疾患治療・被災者の健康管理等		

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P3表2に基づき作成

[表：フェーズ区分の想定期間と状況]

区分	想定期間	状況
0 発災直後	発災～6時間	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期	6時間～72時間	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期	72時間～1週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期	1週間～1か月程度	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期	1か月～3か月程度	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期	3か月以降	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

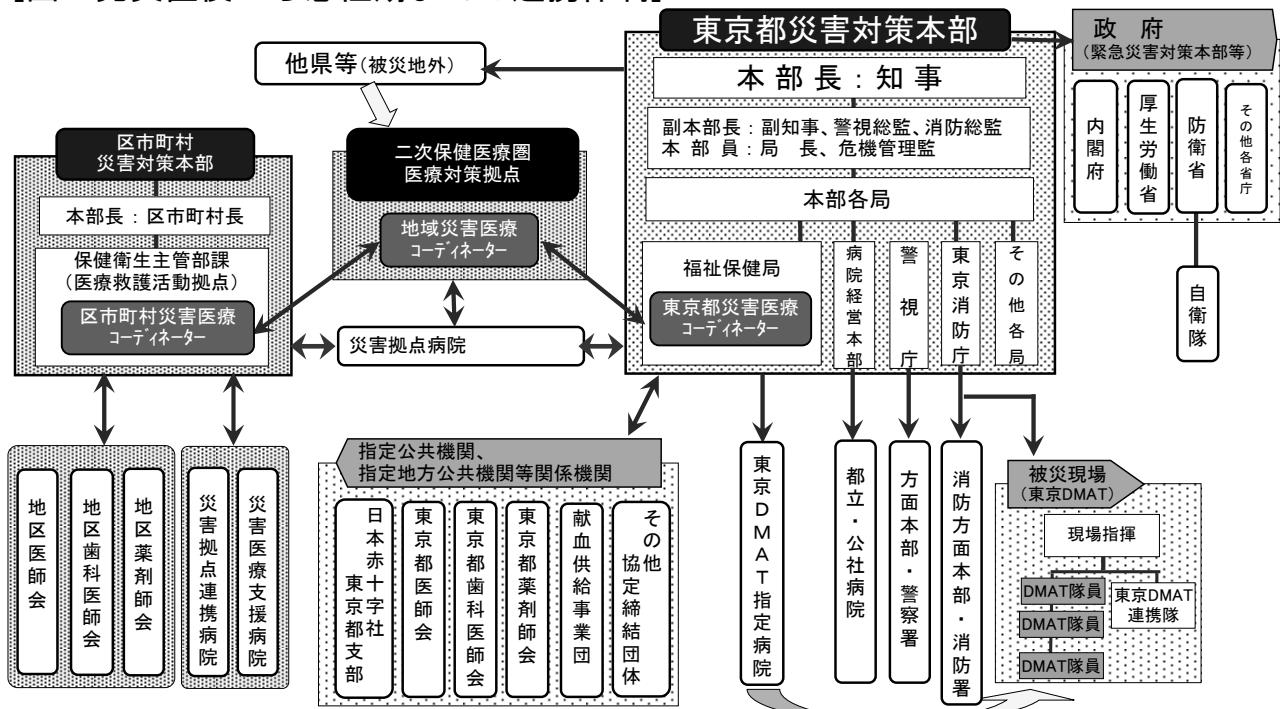
出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P3表3に基づき作成

3 医療救護活動における関係機関の連携体制と役割分担

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）PP9-11より

都是、被災者の救護に万全を期するため、関係機関と密接に連携し活動します。初動期の連携体制は下図、各関係機関の役割等については下表と次ページの表のとおりです。

[図：発災直後から急性期までの連携体制]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P 9図3に基づき作成

[表：医療情報の収集伝達体制]

機 関 名	活 動 内 容
東京都 福祉保健局 (二次保健医療圏)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を集約 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等について、医療対策拠点や区市町村と情報共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報 ○ 地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点において、各二次保健医療圏内の被害状況等を集約し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び区市町村災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害や医療機関などの被害状況等を集約し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置
都医師会 都歯科医師会 都薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都に報告

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P 10表10

[表：初動期の医療救護活動]

機 関 名	活 動 内 容
東京都 福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害現場などの多数傷病者に対して救命処置を実施するため、東京DMA Tを派遣 ○ 医療対策拠点から要請があった場合又は医療救護の必要があると都が認めた場合、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院などが編成する都医療救護班等を派遣 ○ 九都県市相互応援協定等に基づいて、医療救護班や他県DMA Tなどの医療チームの派遣を要請し、受入体制を確立
(二次保健医療圏)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各圏域に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 地域災害医療コーディネーターは、圏域内の医療救護活動等を統括・調整
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京DMA Tと連携して、救命処置等を実施
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における医療救護を一次的に実施 ○ 区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置 ○ 地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等との協定に基づき、地区医療救護班等の編成・派遣を要請
都医師会 都歯科医師会 都薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定に基づく医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の派遣要請があった場合は、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会に対して編成・派遣を要請
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力 ○ 都と締結した業務委託契約に基づき、都医療救護班を編成し、医療及び助産救護を実施
献血供給事業団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から協定に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日本赤十字社東京都支部等と協力するほか、医療救護活動等に協力
都看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から協定に基づく看護師の派遣要請があった場合は、医療救護所等において看護業務を実施
都柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から協定に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供などの医療救護活動等に協力 ○ 医療救護所において、医師の指示により応急救護を実施

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P11表11

[参考：通信手段について]

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P51

災害時においては、様々な通信手段を活用することにより、関係機関と情報共有することが求められますが、「災害時医療救護活動ガイドライン」では、「電話等」及び「FAX等」を下記のとおり想定しています。

- ① 電話等 固定電話、携帯電話、PHS、防災行政無線、MCA無線、衛星携帯電話など遠隔地と会話できる通信手段
- ② FAX等 FAX、防災行政FAX、電子メールなど遠隔地に資料を送信できる通信手段

[参考：衛星携帯電話等の発信方法]

インマルサット ・イリジウム	→ インマルサット	00 発信番号	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXX インマルサット番号	+	呼出キー
	→ イリジウム	00 発信番号	+	XXXXXXX イリジウム番号	+	呼出キー		
	→ 固定電話 携帯電話 ワイドスター	00 発信番号	+	81 国番号	+	XXXXXXX 相手先番号	+	呼出キー
ワイドスター	→ インマルサット	009130 事業者識別番号 ※事前手続必要	+	010 国際電話	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXX インマルサット番号
	→ イリジウム	009130 事業者識別番号 ※事前手続必要	+	010 国際電話	+	XXXXXXX イリジウム番号		
	→ 固定電話 携帯電話 ワイドスター	通常の発信方法						
固定電話	→ インマルサット	KDDI:001 NTTコミュ:0033 ソフトバンク:0061 事業者識別番号 ※国際区分登録済は不要	+	010 国際電話	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXX インマルサット番号
	→ イリジウム	KDDI:001 NTTコミュ:0033 ソフトバンク:0061 事業者識別番号 ※国際区分登録済は不要	+	010 国際電話	+	XXXXXXX イリジウム番号		
携帯電話 NTTドコモ Softbank ウィルコム イー・モバイル	→ インマルサット		010 国際電話	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXX インマルサット番号	
	→ イリジウム		010 国際電話	+	XXXXXXX インマルサット番号			
携帯電話 au	→ インマルサット		005345	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXX インマルサット番号	
	→ イリジウム		005345	+	XXXXXXX インマルサット番号			

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P51

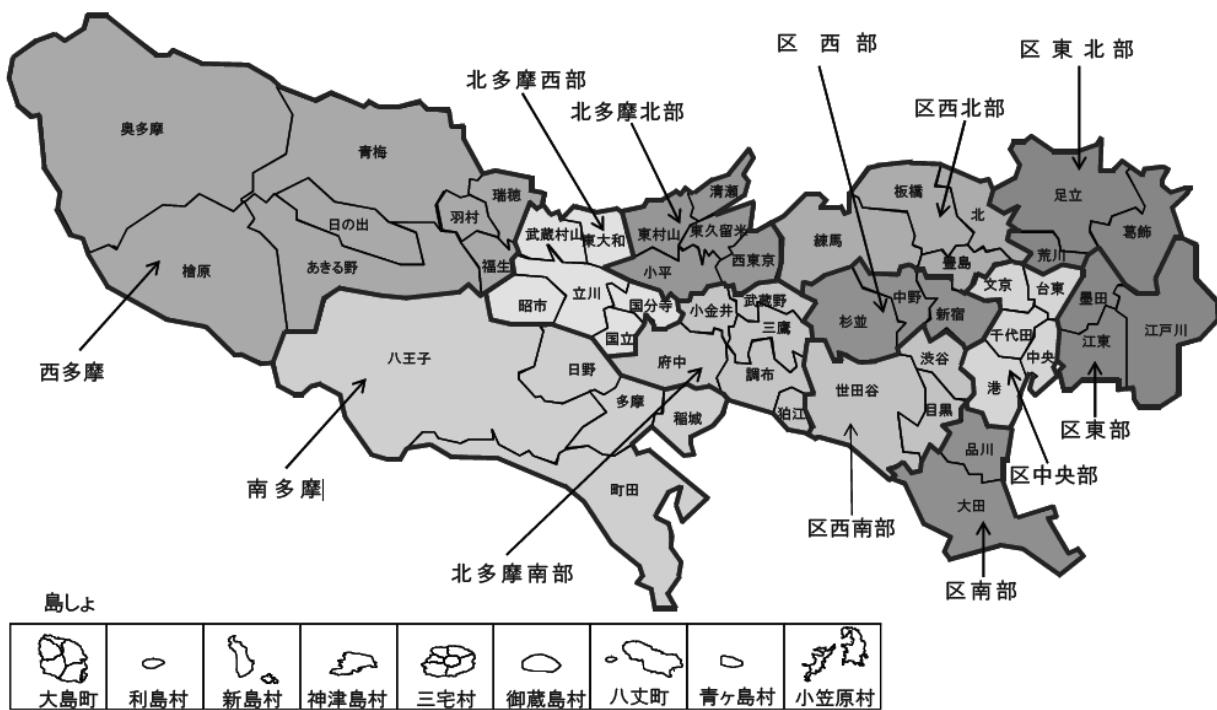
4 二次保健医療圏を単位とした災害医療体制

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P4, P5より

首都直下地震等が発生した場合、都が統括管理する被災地域は広範囲になることが想定されることから、より迅速かつ的確に区市町村を支援できるように、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を導入しています。

都は、各二次保健医療圏の医療救護活動を統括・調整するために「医療対策拠点」を設置します。また、区市町村は、各区市町村単位で医療救護活動を統括・調整するために「医療救護活動拠点」を設置します。

[図：東京都の二次保健医療圏]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P 4 図 1

[表：地域の医療救護活動を統括・調整する拠点となる場所]

種 別	役 割
医療対策拠点	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P 5 表 5

5 災害医療コーディネーターの指定及び医療救護活動の統括・調整

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P5より

都は、医療救護に必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう、東京都災害医療コーディネーター、及び東京都地域災害医療コーディネーター（以下「地域災害医療コーディネーター」という。）を指定しています。

また、各区市町村においても、災害医療コーディネーター（以下「区市町村災害医療コーディネーター」という。）の設置が進められています。

[表：災害医療コーディネーターの種別]

種 別	役 割
東京都災害医療 コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師（医師3名を指定）
地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各1名）
区市町村災害医療 コーディネーター*	区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

* 各区市町村が指定する災害医療コーディネーターの総称（固有名詞）とする。

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P5表4

6 医療提供施設の役割分担

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P5, P12より

被災地の限られた医療資源を有効に活用し傷病者に迅速に対応するために、都内全ての医療提供施設の役割分担について下表のとおり定めています。

[表：災害時における病院の役割分担]

種 别	役 割 分 担
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P5表6

[表：診療所・歯科診療所・薬局の種別と役割分担]

種 別	役 割 分 担
専門的医療を行う 診療所	原則として、診療を継続する診療所 (救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所)
診療所 歯科診療所 薬局	区市町村地域防災計画に定める医療救護活動又は診療を継続する診療所、歯科診療所及び薬局 (上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局)

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P12表12

7 東京都災害対策本部

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P18, P19より

都は、大規模な災害が都内で発生し、又は発生するおそれがある場合、東京都災害対策本部等を設置し、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえて、都内全域の医療救護活動などを統括・調整します。

[表：災害対策本部等の種別]

種 別	説 明
東京都災害対策本部 (本部長：知事)	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るために必要があると認めるときは本部を設置
災害応急対策本部 (本部長：知事)	暴風雨、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき、利根川、荒川又は多摩川に洪水警報が発せられたとき、水防警報が発せられたとき、大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で災害の発生のおそれがあるとき、局地的災害が発生したときにおいて、特に必要があると認めたときに本部を設置
災害即応対策本部 (本部長：危機管理監)	集中豪雨による局地的な災害が発生したとき、大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき、局地的な災害発生のおそれがある場合で応急対策本部を設置しないときにおいて、必要があると認めたときに本部を設置

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P18表15

8 医療対策拠点

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P27, P43より

都は、原則として、震度6弱以上の地震が発生した二次保健医療圏（その他都が必要と判断した二次保健医療圏）の基幹災害拠点病院※¹及び地域災害拠点中核病院※²に、医療対策拠点を設置します。

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点に参集して圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

※ 1 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院とは、災害拠点病院に対する訓練研修機能等を有する病院として、原則として都道府県に1か所指定される病院をいいます。

都は、人口規模が大きいことから、都立広尾病院と国立病院機構災害医療センターの2か所を指定しています。

※ 2 地域災害拠点中核病院

地域災害拠点中核病院とは、二次保健医療圏（基幹災害拠点病院を有する医療圏及び島しょ保健医療圏を除く。）に1か所指定される病院をいいます。

[表：医療対策拠点一覧]

	二次保健医療圏	構成区市町村	設置医療機関 []は略記号 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院)
1	区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	[日]日本医科大学付属病院 (文京区千駄木1-1-5)
2	区南部	品川区、大田区	[大]東邦大学医療センター大森病院 (大田区大森西6-11-1)
3	区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	[広]東京都立広尾病院 (渋谷区恵比寿2-34-10)
4	区西部	新宿区、中野区、杉並区	[東]東京医科大学病院 (新宿区西新宿6-7-1)
5	区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	[帝]帝京大学医学部附属病院 (板橋区加賀2-11-1)
6	区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	[女]東京女子医科大学東医療センター (荒川区西尾久2-1-10)
7	区東部	墨田区、江東区、江戸川区	[墨]東京都立墨東病院 (墨田区江東橋4-23-15)
8	西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	[青]青梅市立総合病院 (青梅市東青梅4-16-5)
9	南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	[八]東京医科大学八王子医療センター (八王子市館町1163)
10	北多摩 西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	[災]国立病院機構災害医療センター (立川市緑町3256)
11	北多摩 南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	[多]東京都立多摩・小児総合医療センター (府中市武蔵台2-8-29)
12	北多摩 北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	[昭]公立昭和病院 (小平市花小金井8-1-1)
13	島しょ	東京都災害対策本部地方隊（各支庁※）が対応 ※ 大島支庁、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁の4支庁	

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P27表21

9 医療救護活動拠点

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P37より

（1）医療救護活動拠点の設置

医療救護所を開設する区市町村は、区市保健所や保健センターなどに医療救護活動拠点を設置します。

（2）医療救護活動拠点の機能

医療救護活動拠点では、毎朝・毎夕など定期的にミーティングを開催します。

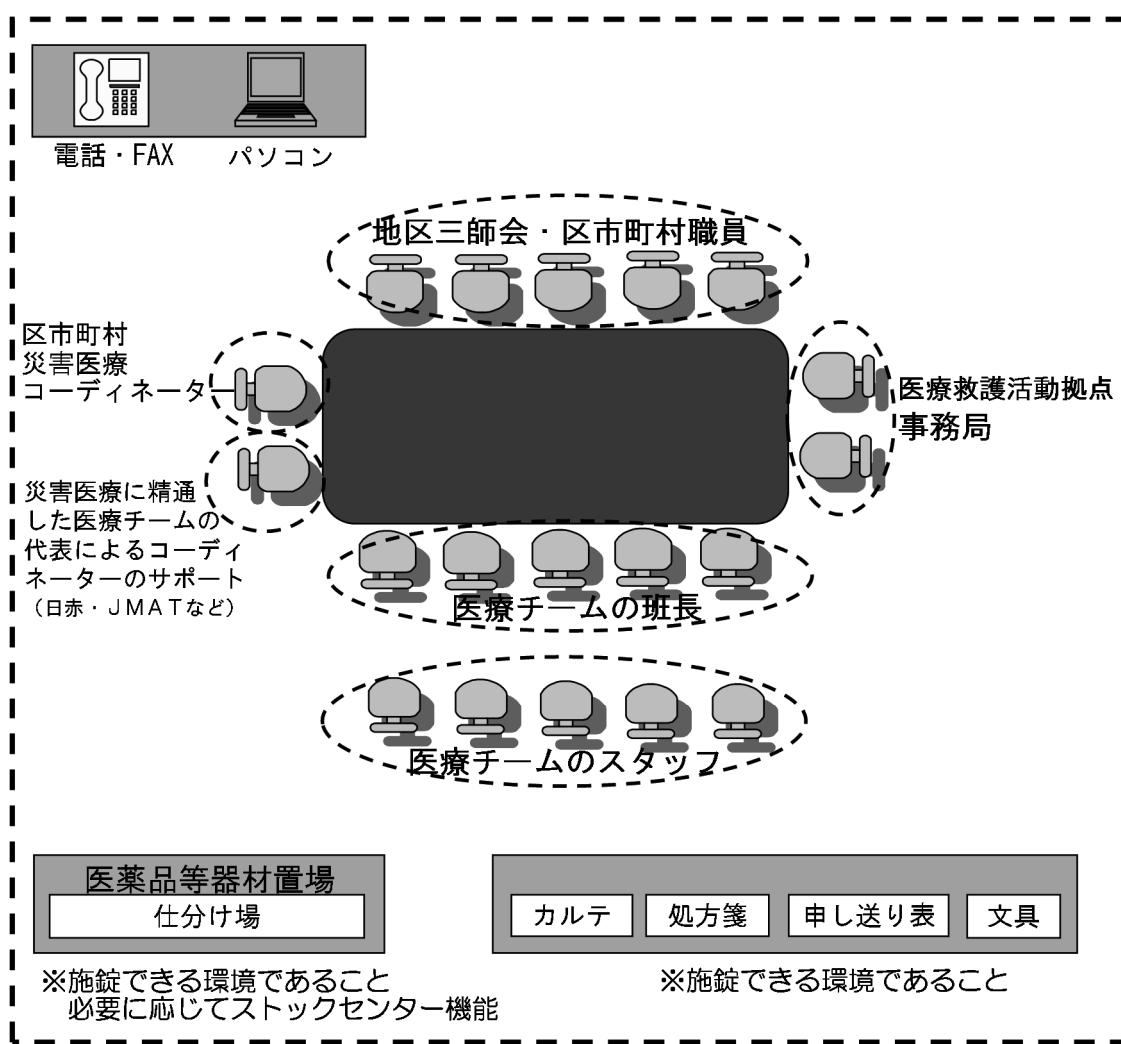
このミーティングでは、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護活動方針の確認や情報交換等を行います。

特に、各医療救護所の運営に不均衡が生じないように、医療救護班等が不足している医療救護所がないか、医療救護所の人的・物的支援に不均衡がないか、医療救護活動が継続的かつ計画的に行われているか、などについて確認します。

（3）医療救護活動拠点の閉鎖

区市町村は、医療救護所の設置数や医療救護活動の状況から、医療救護活動拠点の閉鎖時期を決定します。

[参考：医療救護活動拠点のレイアウト（例）]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P37

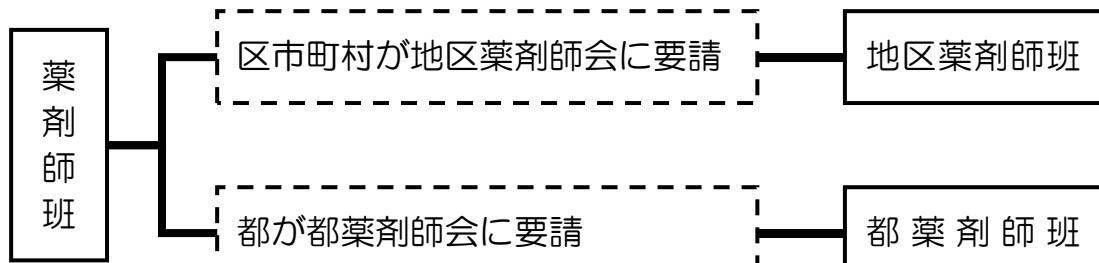
第2節 薬剤師班

1 薬剤師班の分類

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P14, P24, P32 より

薬剤師班は、区市町村が地区薬剤師会に要請する地区薬剤師班と都が都薬剤師会に要請する都薬剤師班があります。

[図：薬剤師班の分類]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P14 図6に基づき作成

（1）都薬剤師班

都は、区市町村の救護活動を応援・補完する立場から、都薬剤師会に対して都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

都薬剤師会は、指定地方公共機関として、「災害時の救護活動についての協定」に基づいて、都薬剤師班を編成・派遣します。

都薬剤師班は、医療救護所における調剤及び服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理、トリアージの協力などを行います。

[表：都薬剤師班の編成]

	班 数	薬 剤 師
東京都薬剤師会	200	薬剤師3名で構成

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P24表20

（2）地区薬剤師班

区市町村は、地区薬剤師会に対して、地区薬剤師班の編成・派遣を要請します。

地区薬剤師班は、災害薬事センターなどで、区市町村が定める救護活動を行います。

この救護活動には、医療救護所における調剤及び服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理、トリアージの協力などがあります。

[参考：職種による色の定め]

都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定めています。

（赤）：医師・歯科医師、（緑）：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、（青）：薬剤師、
（白）：臨床検査技師・放射線技師、（紺）：柔道整復師、（黄）：事務

2 都薬剤師班の派遣・活動（発災直後～超急性期・急性期）

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P66, P67 より

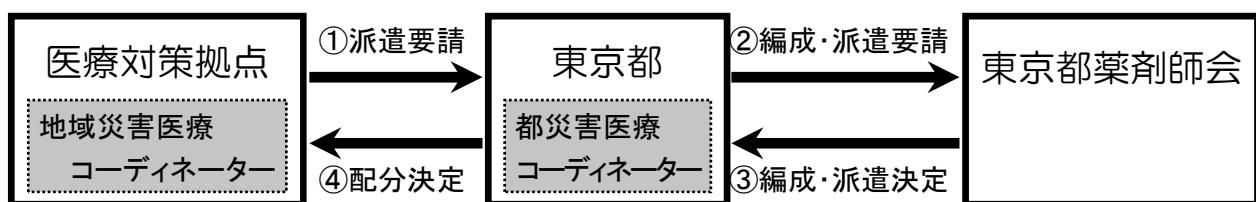
（1）要請手続き

都は、都薬剤師会に対して都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

また、都は、都薬剤師班の編成可能数や被害状況に応じて配分調整を行い、都薬剤師班に対して参集場所を指定します。

都薬剤師班は、原則として、移動手段を自ら確保して、速やかに出動しますが、移動手段の確保が困難な場合は、都に要請します。

[図：都薬剤師班の要請手続き]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P66図13に基づき作成

[都薬剤師班の派遣要請手順]

① 派遣要請（医療対策拠点 ⇒ 東京都）

医療対策拠点は、圏域内の医療ニーズや区市町村からの派遣要請を取りまとめ、圏域内で活動中の都薬剤師班を配分調整します。

また、圏域内の薬剤師班が不足しているときは、都薬剤師班の派遣を都に要請します。

② 編成・派遣要請（東京都 ⇒ 都薬剤師会）

都は、医療対策拠点から派遣要請を受けたとき又は都が必要と判断したときは、都薬剤師会に対して、電話等により、都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

③ 編成・派遣決定（都薬剤師会 ⇒ 東京都）

要請を受けた都薬剤師会は、都薬剤師班の編成・派遣を決定し、編成可能数や派遣チームについて、電話等により回答します。

④ 配分決定（東京都 ⇒ 医療対策拠点）

都は、薬剤師班の配分を決定し、医療対策拠点に、電話等により回答します。

（2）都薬剤師班の活動

都薬剤師班は、参集場所において、地域災害医療コーディネーター、区市町村災害医療コーディネーターなどが決定した活動方針を確認し、主に医療救護所における調剤・服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理、トリアージの協力などを行います。

（3）東京都災害時医療救護従事者証の携行

都薬剤師班は、原則として、都薬剤師会の災害対策用被服などを着用するとともに、都が事前に発行している東京都災害時医療救護従事者証を携行します。

3 地区薬剤師班の派遣・活動（発災直後～超急性期・急性期）

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P91, P92 より

（1）災害対策本部の設置

地区薬剤師会は、おおむね震度6弱以上の地震が発生した場合に、速やかに災害対策本部を設置し、区市町村と連携して、最新の被害状況の把握に努め、地区薬剤師班の派遣要請に対応できるように体制を整えます。

（2）薬剤師班の派遣要請

ア 地区薬剤師班の編成

区市町村は、区市町村地域防災計画等に基づいて、地区薬剤師会に対して、地区薬剤師班の編成を要請します。

区市町村から要請を受けた地区薬剤師会は、交代要員や必要な班数を確保します。

イ 地区薬剤師班の派遣・出場

派遣要請を受けた地区薬剤師会は、あらかじめ定められた緊急連絡網などにより、会員へ指示伝達を行い、地区薬剤師班を参集場所に派遣します。

出動の指示伝達を受けた会員は、指示された場所に参集することとし、被災等により参集できない場合には、可能な限り、その旨を地区薬剤師会に連絡するようにします。

地区薬剤師会は、出動可能な班編成を確認し、活動場所ごとに医療救護活動の指揮者を定めて、それを当該区市町村に連絡するものとします。

ウ 地区薬剤師班の配分調整

区市町村は、地区薬剤師班の編成状況、医薬品・医療資器材の確保状況、傷病者の発生動向や医療ニーズを把握して、医療救護所等の機能に不均衡が生じないように、薬剤師班を配分調整します。

エ 資器材等の携行

出動する会員は、原則として、各団体又は区市町村が定める被服、ヘルメット、帽子、手袋及び底厚の靴を着用し、懐中電灯や身分証明書等を持参します。

オ 移動手段の確保

地区薬剤師班は、原則として、移動手段を自ら確保しますが、移動手段の確保が困難な場合は、区市町村に要請します。

（3）地区薬剤師班の活動

地区薬剤師班は、主に医療救護所における調剤・服薬指導、トリアージの協力、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理などを行います。

（4）医療救護活動にあたっての留意事項

ア 次期薬剤師班への引継ぎ等

医療救護所や医療救護活動拠点等で、次期薬剤師班に引継ぎます。

イ 他の医療チームとの連携

地区薬剤師班は、医療救護所の責任者の下、他の医療チーム等との連携を図りながら、医療救護活動を行います。

4 薬剤班の派遣・活動（亜急性期～慢性期・中長期）

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P128, P131, P132, P133 より

（1）都薬剤班の派遣要請

亜急性期以降は、各二次保健医療圏に設置する医療対策拠点が閉鎖されます。

区市町村は、都に対して、必要に応じて、都薬剤班の派遣を要請します。

また、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえながら、計画的に都薬剤班を、医療救護所等に派遣します。

[図：都薬剤班の要請手続き]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P132図27に基づき作成

[医療チームの要請手順]

① 派遣要請（区市町村 ⇒ 東京都）

区市町村は、主に医療救護所で活動中の薬剤班を配分調整しますが、薬剤班が不足しているときは、都に対して、都薬剤班の派遣を要請します。

② 編成・派遣要請（東京都 ⇒ 都薬剤師会）

都は、区市町村から派遣要請を受けたとき（又は都が必要と判断したとき）は、都薬剤師会に対して、都薬剤班の編成・派遣を要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付します。

③ 編成・派遣決定（都薬剤師会 ⇒ 東京都）

派遣要請を受けた都薬剤師会は、都薬剤班の編成・派遣を決定し、様式4及び様式5「医療チーム編成・参集報告書」を都に送付します。

④ 配分決定（東京都 ⇒ 医療対策拠点）

都は、都薬剤師会からの編成・派遣決定を受けて、都薬剤班の配分を決定し、要請元の区市町村に対して、様式4及び様式5により回答します。

（2）都薬剤班の活動

都薬剤班は、医療救護活動拠点等において区市町村が定める救護活動の方針等を確認し、医療救護所及び医薬品の集積場所等を中心に、救護活動を行います。

（3）地区薬剤班の編成及び派遣

区市町村は、引き続き、区市町村地域防災計画等に基づき、地区薬剤師会に対して、薬剤班の編成・派遣を要請します。亜急性期以降の医療救護活動は、長期的に行われるため、計画的に薬剤班を派遣します。

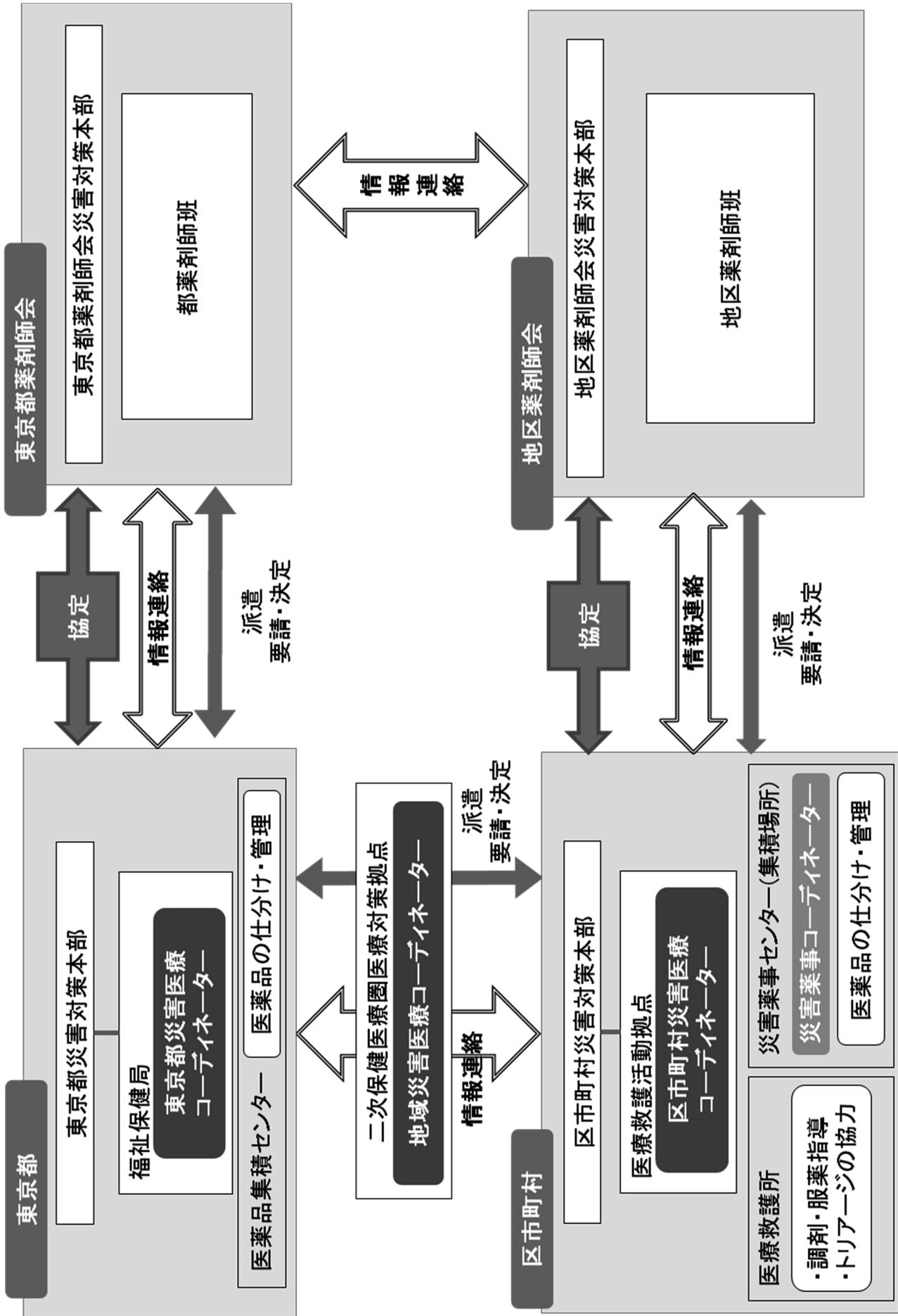
（4）地区薬剤班の活動

地区薬剤師会は、薬剤班を編成し、避難所医療救護所や医薬品の集積場所等を中心に、区市町村が定める救護活動を行います。

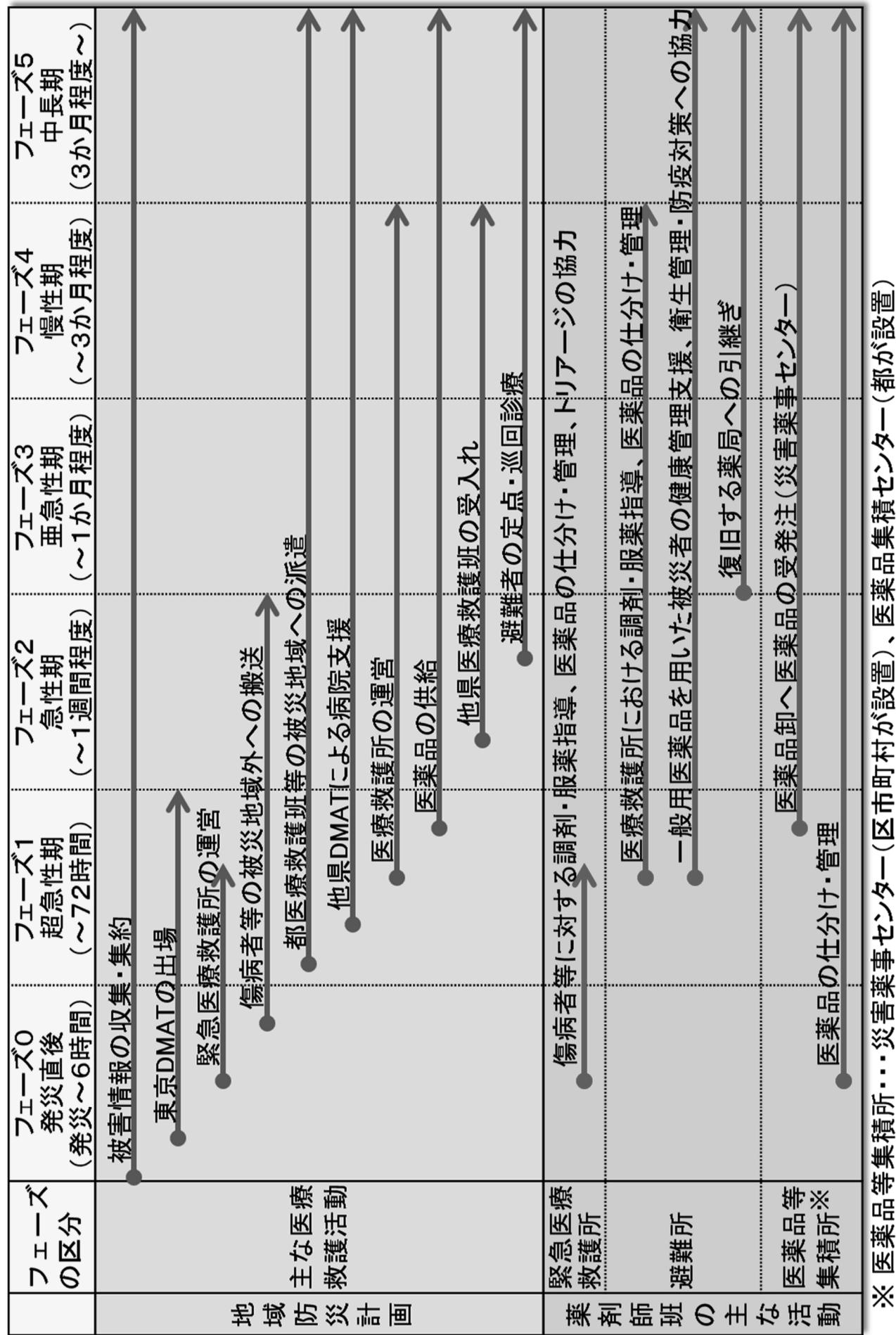
《主な活動内容》

- 避難所医療救護所等における調剤及び服薬指導
- 避難所医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理
- 避難所での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- 復旧する薬局への引継ぎ

[図：薬剤師班の編成・派遺（発災直後～発災後1週間程度）]



[表 : フェイズ毎の薬剤師班活動]



第3節 医療救護所

1 医療救護所の分類

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P34

通常の医療体制で対応できない場合、区市町村は各地域防災計画等に基づき医療救護所を設置します。医療救護所は主に緊急医療救護所と避難所医療救護所に分類されます。

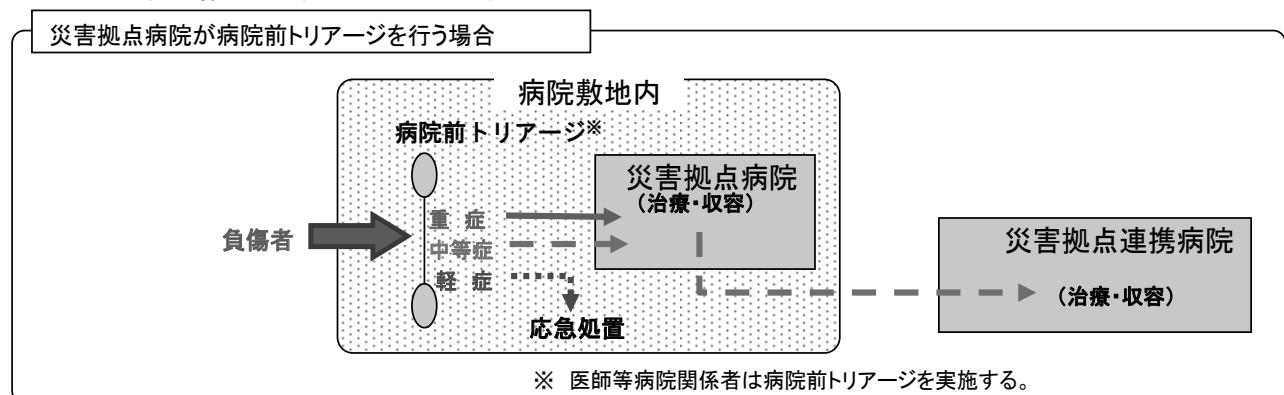
[表：緊急医療救護所と避難所医療救護所の比較]

医 療 救 護 所		
	緊急医療救護所	避難所医療救護所
	区市町村が、発災後速やかに災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に避難所内に設置する医療救護所
① 目的	<ul style="list-style-type: none"> ○重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、多数傷病者に対する優先順位が必要 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院前トリアージを実施して、中等症者等に対する災害拠点病院などの診療機能を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民に対する医療機能の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院がない地域における臨時的な医療機能の提供 ・避難生活の長期化による被災者の健康管理など
② 場所	<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院などの近接地等 (病院敷地内を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として500人以上の避難所、 二次避難所
③ 機能	<p>【おおむね超急性期まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○トリアージ ○軽傷者(慢性疾患等を含む)に対する治療 ○(必要に応じて) 中等症者・重症者に対する搬送までの応急処置 	<p>【おおむね超急性期まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院がない地域に設置する避難所医療救護所</u> ○トリアージ ○軽傷者(慢性疾患等を含む)に対する治療 ○受入可能な医療機関までの搬送 ○中等症者・重症者に対する応急措置 ○避難者等に対する健康相談 ○助産救援
		<p>【おおむね超急性期以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回診療などを行う避難所医療救護所 ○傷病者に対する治療 ○避難者等に対する健康相談 など
④ 期間	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、超急性期まで開設 (近接病院等の状況から閉鎖を判断) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、急性期から慢性期まで開設 (地域の医療機能や避難所の状況から閉鎖を判断)

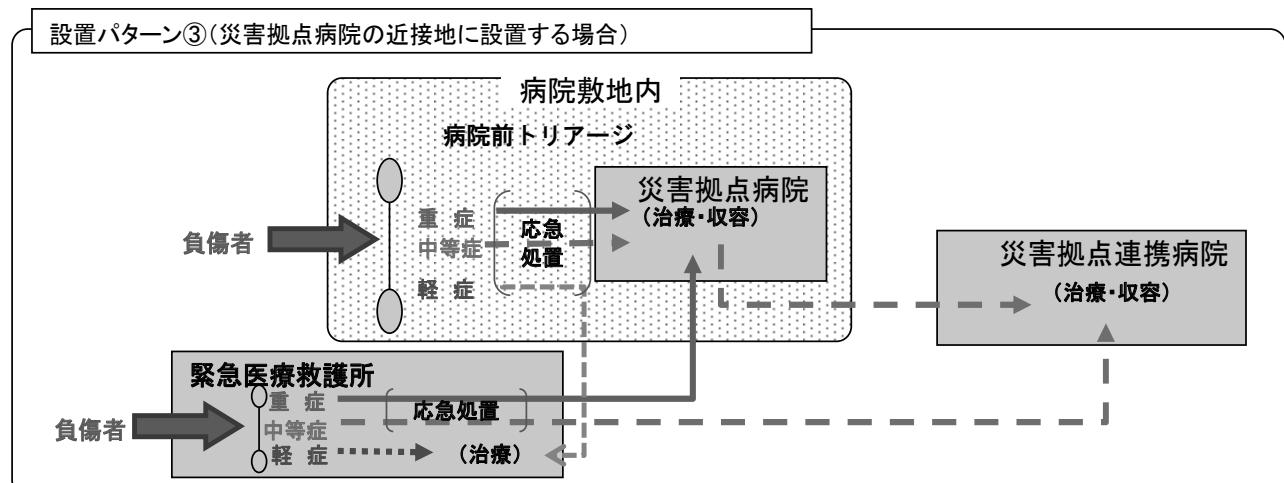
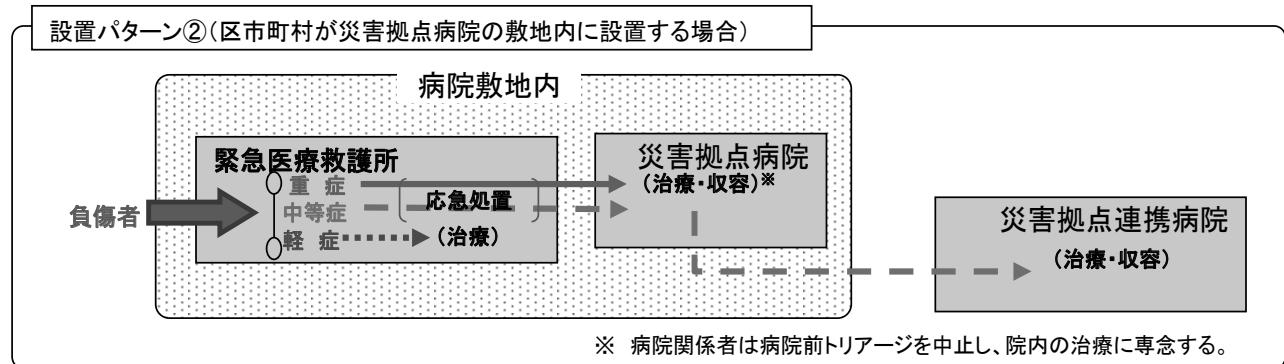
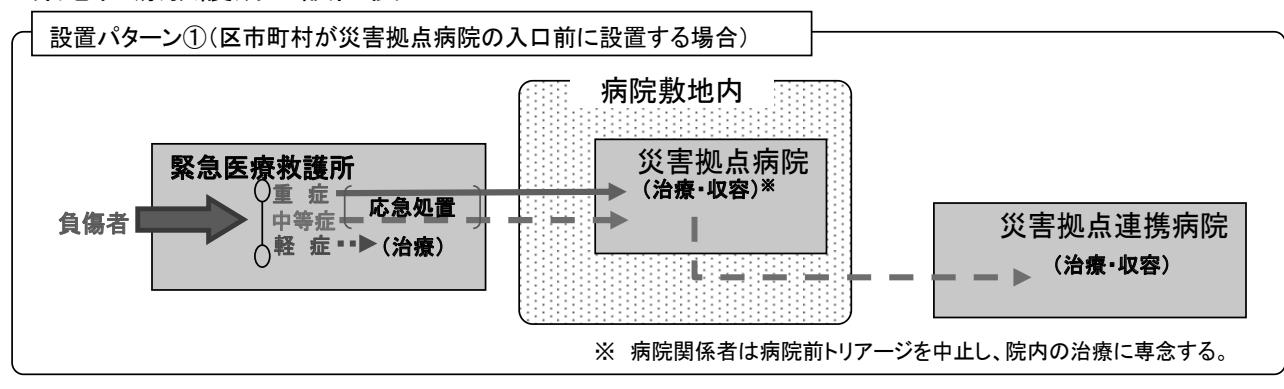
出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P34表25

《緊急医療救護所の考え方 —災害拠点病院の場合—》

1 緊急医療救護所の設置前(発災直後)



2 緊急医療救護所の設置後



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P 35

2 発災直後～超急性期・急性期 災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）PP93-96

区市町村は、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に、発災直後から緊急医療救護所を設置します。

また、病院がない地域には、避難所医療救護所を設置します。

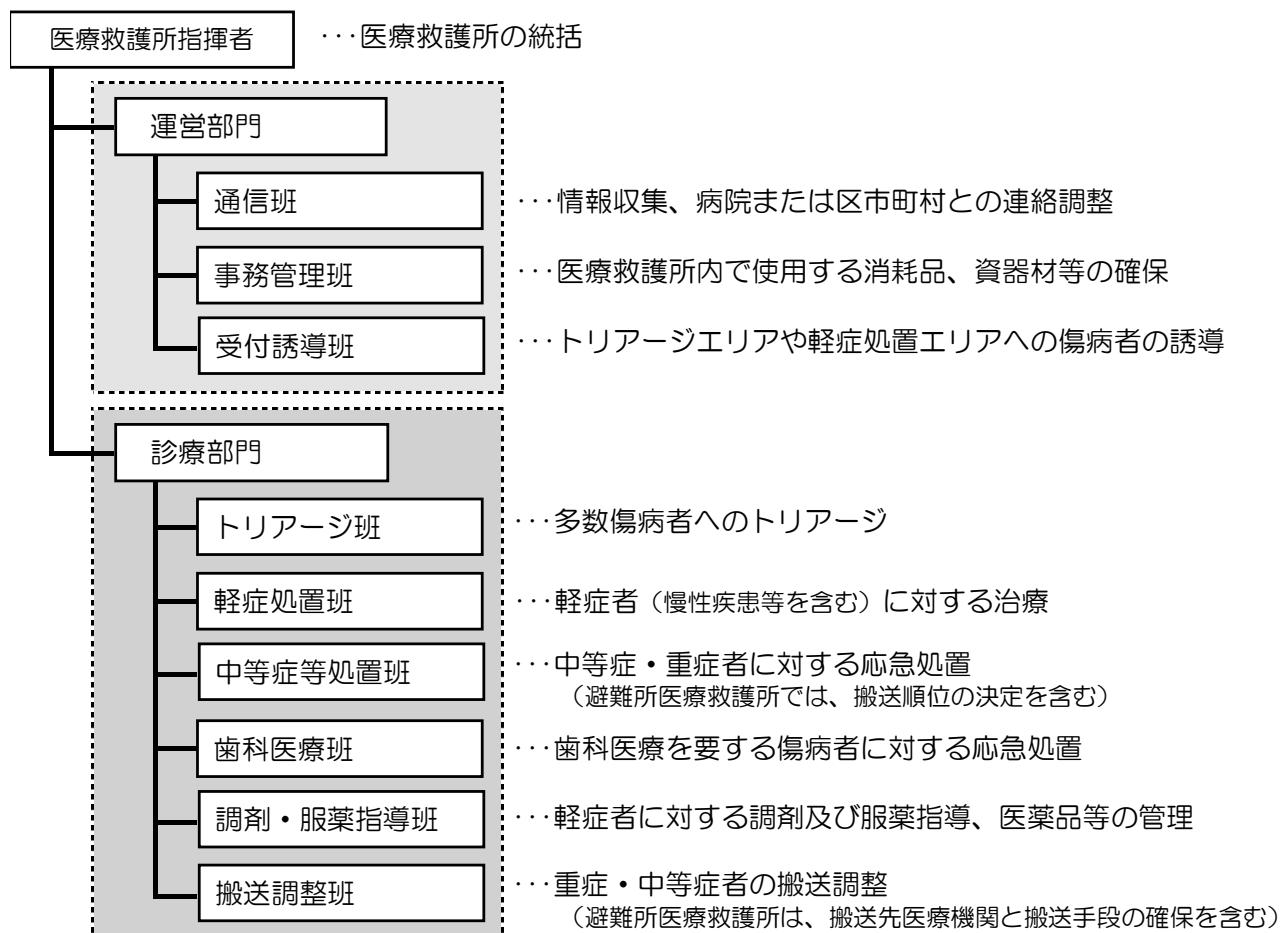
（1）標準的な体制

緊急医療救護所又は避難所医療救護所を設置するためには、人員の確保、医療救護所の設営、組織づくり（チームビルディング）が必要です。

医療救護所の体制は、区市町村が状況に応じて決定しますが、標準的な体制と役割は、下記のとおりです。

なお、医療救護所の運営には、1班以上の医療救護班が必要です。医療チームが限られている場合には、各班の兼任など、医療救護所の指揮者が担当を定めます。

[図：緊急医療救護所・避難所医療救護所の標準的な体制（急性期まで）]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P 93 図 19

(2) 医療救護所の指揮者等の選任

区市町村は、原則として、近接する病院の事情を最も知っている医師（近接病院に勤務する医師）、又は地域の医療事情を最も知っている地区医師会の医師から、医療救護所の指揮者を選任します。

また、医療救護所での活動が長時間に及ぶことが想定される場合には、代理者等を選任します。

(3) 運営部門

運営部門は、主に、通信班、事務管理班及び受付誘導班に分かれます。

ア 通信班

通信班は、情報収集、病院又は区市町村との連絡調整などを行います。

特に、区市町村から、近隣地域の被害状況、周辺医療機関の状況、医療チームの確保状況などを確認します。

イ 事務管理班

事務管理班は、医療救護所で使用する消耗品や医療資器材等を確保します。

（ただし、医薬品等の管理については、薬剤師班が行います。）

ウ 受付誘導班

受付誘導班は、参集した医療チームを医療救護所の指揮者に案内すること、傷病者をトリアージエリアや軽症処置エリアに誘導すること、その他来所者の移動の安全管理などを行います。

(4) 診療部門

診療部門は、主に、トリアージ班、軽症処置班、中等症等処置班、歯科医療班、調剤・服薬指導班及び搬送調整班に分かれます。

ア トリアージ班

医療救護所には、重症者、中等症者、軽症者などの傷病者が混在しています。

このため、トリアージ班は、医療救護所の多数傷病者に対して、原則として、医師を中心に、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者が協力してトリアージを実施します。

医療従事者は、トリアージ・タグを記入し、1枚目（災害現場用）を切り離して、医療救護所の受付票とします。

なお、1回目のトリアージがなされた後であっても、時間の経過や傷病者等の状況を確認し、必要に応じて2回目以降のトリアージを実施します。

イ 軽症処置班

軽症処置班は、トリアージされた軽症者（負傷者だけでなく慢性疾患等を有する傷病者を含みます）に対する治療を行います。

なお、近接する病院の受診を希望する傷病者には、受診を控えるよう協力を求めます。

ウ 中等症等処置班

中等症等処置班は、中等症者や重症者に対して応急処置を行います。

また、病院から離れていて、搬送に時間を要するときは、重症者（最優先治療群）、次に中等症者（待機的治療群）の順に応急処置を行い、搬送順位を決定します。

なお、搬送までの待機中に中等症者と判定された傷病者の症状が悪化する場合があるので、バイタルサインや身体所見の変化に細心の注意が必要です。

エ 歯科医療班

歯科医療班は、医療救護所の来所者に対して歯科医療・衛生指導を行い、特に歯科医療を要する傷病者がいるときは、応急処置を行います。

オ 調剤・服薬指導班

調剤・服薬指導班は、薬剤師班を中心に、医療救護所内に設置された調剤場所で、災害用処方せんに基づいた調剤・服薬指導や医薬品等の管理、軽症者へのOTC医薬品の供給などを行います。

カ 搬送調整班

搬送調整班は、医療救護所で応急処置を受けた重症者や中等症者を近くの医療機関に搬送します。

また、病院から離れた医療救護所の場合は、搬送先医療機関と搬送手段の確保を行います。

(5) 情報連絡体制

医療救護所の情報連絡体制及び報告内容（被害情報や活動状況など）については、区市町村の定めによります。

区市町村は、医療救護所の医療ニーズや運営状況を把握して、各所の運営に不均衡が生じないように情報収集を行います。

(6) 周辺住民に対する周知

区市町村は、避難所医療救護所を設置したことを、周辺住民に周知します。

(7) 医薬品等

医療救護所の指揮者は、調剤・服薬指導班と連携して、医療救護所で必要な医薬品や医療資器材などを確認し、不足が見込まれる場合には、区市町村の災害薬事センターに補給を要請します。

(8) 閉鎖時期

区市町村は、被災地内の医療機能や避難所の状況などから、区市町村災害医療コーディネーターと協議の上、医療救護所の閉鎖を判断します。

3 亜急性期～慢性期・中長期 災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P134, P135

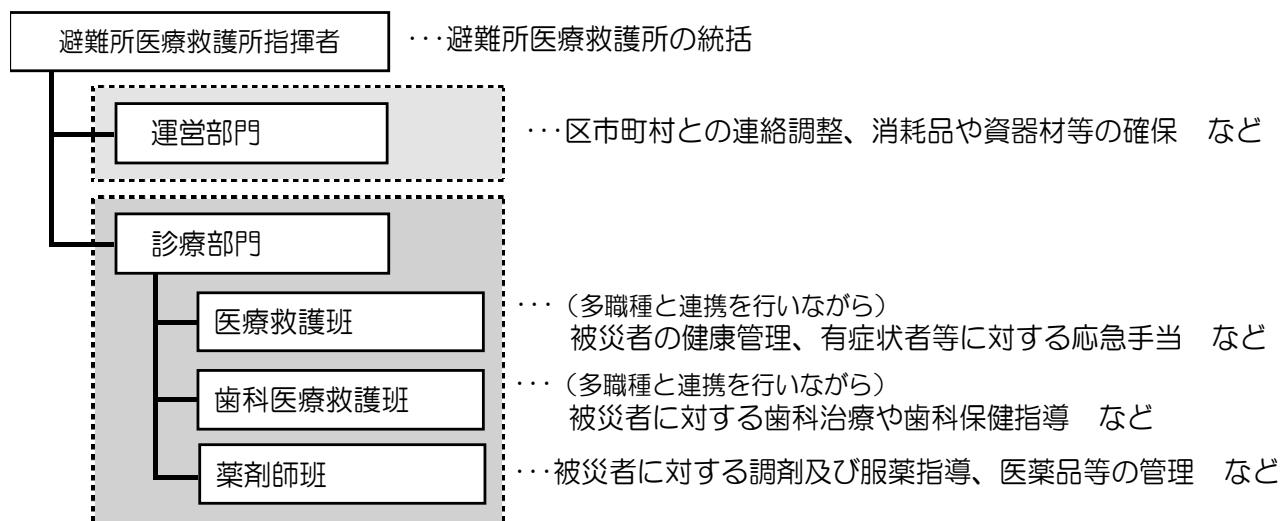
亜急性期以降は、ライフラインや地域の医療機能が徐々に回復します。また、慢性期以降は、地域の医療機関や薬局等も徐々に再開することが見込まれます。

このため、避難所医療救護所では、避難生活が長期化する被災者の健康管理等が中心になります。

（1）標準的な体制

避難所医療救護所の体制は、区市町村が状況に応じて決定しますが、標準的な体制及び機能は、下記のとおりです。

[図：避難所医療救護所の標準的な体制（亜急性期以降）]



（2）避難所医療救護所の指揮者の選任

区市町村は、避難所医療救護所の運営が長期化することを想定して、地元医師会と協議の上、計画的に避難所医療救護所の指揮者を選任します。

この指揮者は、避難所医療救護所の活動を統括し、避難所と連携して、医療ニーズに応じた医療救護活動を運営するほか、区市町村災害医療コーディネーター等との連絡調整、医薬品・医療資器材等の確保を指揮します。

（3）運営部門

運営部門は、区市町村との連絡調整、医療救護所で使用する消耗品や資器材の確保などを行います。

(4) 診療部門

診療部門では、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班が連携して、それぞれの活動を行います。

ア 医療救護班

避難所では、保健師を中心に避難者の健康管理が行われます。(状況に応じて、保健師、管理栄養士等からなる保健活動班が編成されることがあります。)

このため、医療救護班は、保健師(又は保健活動班)と連携して避難者の健康状態をチェックし、有所見者・有症状者への応急手当を行います。

また、災害時要支援者等の状況の確認への協力、集団の中で蔓延する可能性のある感染症の早期発見及び予防指導、予防接種の実施等を行います。

イ 歯科医療救護班

歯科医療救護班は、保健師(又は保健活動班)と連携して、被災者の健康保持に不可欠な歯科治療及び歯科保健指導を実施します。

亜急性期以降は、重症の口内炎や歯周炎の急発が多くなりますが、これらは、栄養状態の悪化による抵抗力の減弱の結果であると考えられるので、歯科的な対応だけでなく、医師の受診が必要となる可能性の高い要観察者として留意する必要があります。

また、義歯の紛失や不適合による咀嚼障害や、避難所生活が長期化した場合の口臭の問題などが、本人や周囲の大きなストレスになるため、適切に歯科保健指導や検診・予防処置を行います。

ウ 薬剤師班

薬剤師班は、被災者に対する調剤・服薬指導を行います。

避難所医療救護所での調剤業務については、避難所医療救護所の指揮者と協議し、その決定に従います。

医師の診断・治療を必要としない傷病者には、薬剤師班がOTC医薬品を交付して、医師の負担を軽減します。

(5) 情報連絡体制

医療救護所の情報連絡体制及び報告内容(被害情報や活動状況)については、各区市町村の定めによります。

第4節 医薬品等供給体制

1 医薬品・医療資器材の調達方法

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P38より

（1）病院、診療所、歯科診療所、薬局

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として、医薬品、医療機器、衛生材料及び歯科用医薬品を平時と同様に卸売販売業者から購入します。

卸売販売業による医薬品等の供給機能は段階的に復旧しますが、流通が回復するまで（おむね超急性期までの72時間）は、医療機関の備蓄品等で対応します。

（2）区市町村

区市町村は、災害薬事センターを設置して卸売販売業者に医薬品等を発注し、医療救護所や避難所に供給します。

また、流通が回復するまでは、区市町村の備蓄品等で対応します。

[表：医薬品・医療資器材等の供給]

機 関 名	活 動 内 容
東京都 福祉保健局	<ul style="list-style-type: none">○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達○ 災害拠点病院等が収容力を臨時に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。○ 原則として、医薬品等の物資の支援を受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村に提供
区市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置○ 災害時には区市町村が備蓄しているものを使用○ 備蓄医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
都薬剤師会 地区薬剤師会	<ul style="list-style-type: none">○ 区市町村災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、薬剤師班の調整等を実施

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P38表26

2 医薬品・医療資器材の備蓄

(1) 東京都の備蓄 災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P39より
都は、区市町村から要請があった場合に医薬品等を供給できるように、医療資器材等の一部を備蓄しています。

[表：都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況（都福祉保健局）]

① 備蓄倉庫一覧

	倉庫名	所在地
①	立川地域防災センター内集中備蓄倉庫	立川市緑町 3233-2
②	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫	新宿区北新宿 4-6-1
③	板橋区若木原公園内倉庫	板橋区若木 1-24 区立若木原公園内
④	大田区田園調布南倉庫	大田区田園調布南 3-8 区立田園調布南公園内
⑤	大田区南六郷倉庫	大田区南六郷 1-29-2-101 都市再生機構南六郷一丁目団地内
⑥	白鬚東防災拠点内備蓄倉庫	墨田区堤通 2-4-3 都営白鬚東アパート 3号棟 1階
⑦	都営大江戸線清澄白河駅内備蓄倉庫	江東区白河 1-7-14
⑧	都営大江戸線麻布十番駅内備蓄倉庫	港区麻布十番 4-4-9

② 医療資器材

品名	数量(セット)	備蓄場所	対応人員(人分)
災害用救急医療資器材(7点セット)	100	①立川地域防災センター内集中備蓄倉庫(10セット) ②災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫(15セット) 東京都災害拠点病院(75セット)	50,000
現場携行用医療資器材	71	東京都災害拠点病院(70セット) 東京都福祉保健局内(1セット)	213
セルフケアセット(救急箱)	254	都立学校(249セット) ⑦⑧都営大江戸線災害備蓄倉庫(5セット)	127,000
単品補充用医薬品		①立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 ③板橋区若木原公園内倉庫 ④大田区田園調布南倉庫 ⑤大田区南六郷倉庫 ⑥白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000
合計			251,213

出典：地域防災計画震災編(平成26年修正)[別冊資料] P544 資料第122

(2) 区市町村の備蓄

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P40より

区市町村は、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や避難所などで使用する医薬品等の備蓄に努めます。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とします。

都では、区市町村が医薬品等の備蓄を行う際の参考とするためのリストを作成しています。

[表：区市町村が医薬品等の備蓄を行う際の参考とするためのリスト一覧]

	リスト名称	掲載ページ
(1)	区市町村における災害用の医療用医薬品備蓄リスト【参考】	pp63-65
(2)	区市町村における災害用の医療資器材等の備蓄リスト【参考】	pp66-68
(3)	備蓄用OTC医薬品リスト【参考】	p69

(3) 医療機関・薬局

東京都地域防災計画震災編（平成26年修正）本冊P360より

ア 災害拠点病院

災害拠点病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄しています。

イ 災害拠点病院以外の医療機関及び薬局

災害拠点病院以外の医療機関（災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所）及び薬局は、災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努めます。

3 都の対応

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P39、P113より

（1）医薬品集積センターの設置

都は、必要に応じて、医薬品集積センターを設置し、被災地外の関係団体や他道府県市などからの医薬品等を集積し、区市町村が設置する災害薬事センターに配達します。

（2）卸売販売業の復旧支援

都は、医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう支援します。

（3）区市町村への支援

甚大な被害を受けたこと等により、区市町村が自ら医薬品等を調達できない場合、都は、区市町村から要請を受けて、医薬品等を調達します。

また、調達を円滑に行うため、災害時協力協定締結団体から被災状況や医薬品等の充足状況などの報告を受けます。

（4）支援物資の取扱い

災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置づけとします。

都は、支援物資を効率的に活用するために、以下の基本方針を定めています。

【参考：医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針】

- ① 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- ② 都は、必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ③ 都が要請した物資以外で製薬団体等からの支援の申し出があった物資は、事前に都に連絡があり、都が必要とする物だけを受け入れる。
- ④ 都は、発災後、医薬品集積センターを設置し、②及び③によって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で、災害薬事センターへ提供する。

4 区市町村の対応

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P40より

（1）医薬品等の備蓄

区市町村は、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や避難所などで使用する医薬品等の備蓄に努めます。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とします。

（2）災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置

区市町村は、地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所などへの医薬品等の供給拠点となる災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を、原則として、医療救護活動拠点と同一建物内（又は近接する場所）に設置します。

また、地区薬剤師会から災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）を選任します。

（3）災害薬事センターの機能

災害薬事センターは、薬事に関する「人」（＝薬剤師、薬局、卸売販売業者等）と「物」（＝医薬品、医療資器材等）を調整する拠点としての役割を担います。

また、災害薬事センターで収集した情報は、災害薬事コーディネーターを通して区市町村災害医療コーディネーターへ提供します。

その他、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について定めておきます。

（4）災害薬事コーディネーターの機能

災害薬事センターのセンター長は、災害薬事コーディネーターとして、薬事の観点から区市町村災害医療コーディネーターをサポートし、地域の医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整します。

[参考：災害薬事コーディネーターの業務]

- ① 医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理など
- ② 薬剤師班の差配、支援要請など
- ③ 病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握、薬事関係者の調整など

5 都の協定締結団体及び卸売販売業者の対応

(1) 災害時協力協定

都は、5つの卸団体と医薬品等の調達業務に関する協力協定を締結しています。

[表：東京都協定締結団体一覧]

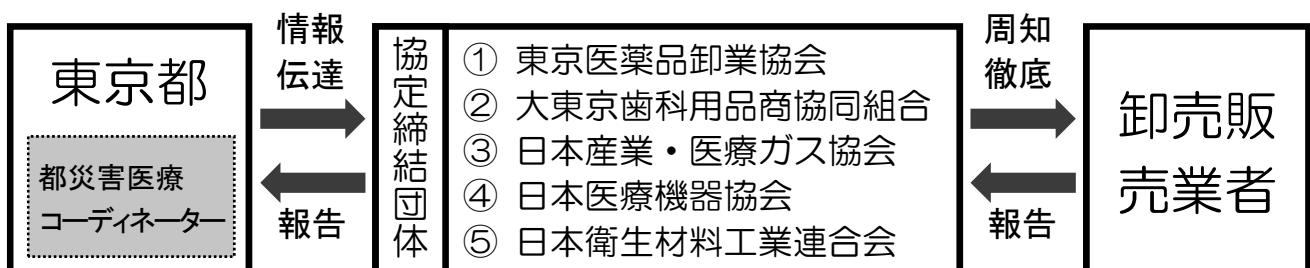
団体名	協力協定の名称
① 東京医薬品卸業協会	災害時における <u>医薬品等</u> の調達業務に関する協定
② 大東京歯科用品商協同組合	災害時における <u>歯科用医薬品等</u> の調達業務に関する協定
③ 日本産業・医療ガス協会	災害時における <u>医療ガス等</u> の調達業務に関する協定
④ 日本医療機器協会	災害時における <u>医療機器等</u> の調達業務に関する協定
⑤ 日本衛生材料工業連合会	災害時における <u>衛生材料</u> の調達業務に関する協定

(2) 発災時の情報連絡体制

協定締結団体は、卸売販売業者の被災状況、復旧状況、医薬品等の在庫状況及びその他被災地への医薬品等供給に必要な情報を集約し、都に報告します。

都は、都内の被災状況、都の対応状況などの必要な情報を伝達し、協定締結団体は卸売販売業者に周知徹底します。

[図：都、協定締結団体及び卸売販売業者の連絡体制]



(3) 卸売販売業者が医薬品等を供給する際の優先順位

卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合は、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給します。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応することとします。

(4) 事後検証

都は、必要に応じ、協定締結団体から、災害時に卸売販売業者から供給された医薬品等の品名、数量、納入先等の情報を収集し、事後検証を実施します。

《区市町村が使用する医薬品等の調達手順》

① 区市町村の備蓄品を使用する

災害発生時には区市町村の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。



② 都の備蓄品を使用する

区市町村の備蓄が不足する場合に、区市町村は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配達する。

(状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。)



区市町村での調達が不可能な場合

③ 区市町村が卸から調達する

区市町村は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う。）。

③ 都が卸から調達する

区市町村は都に対し調達を要請する。
都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

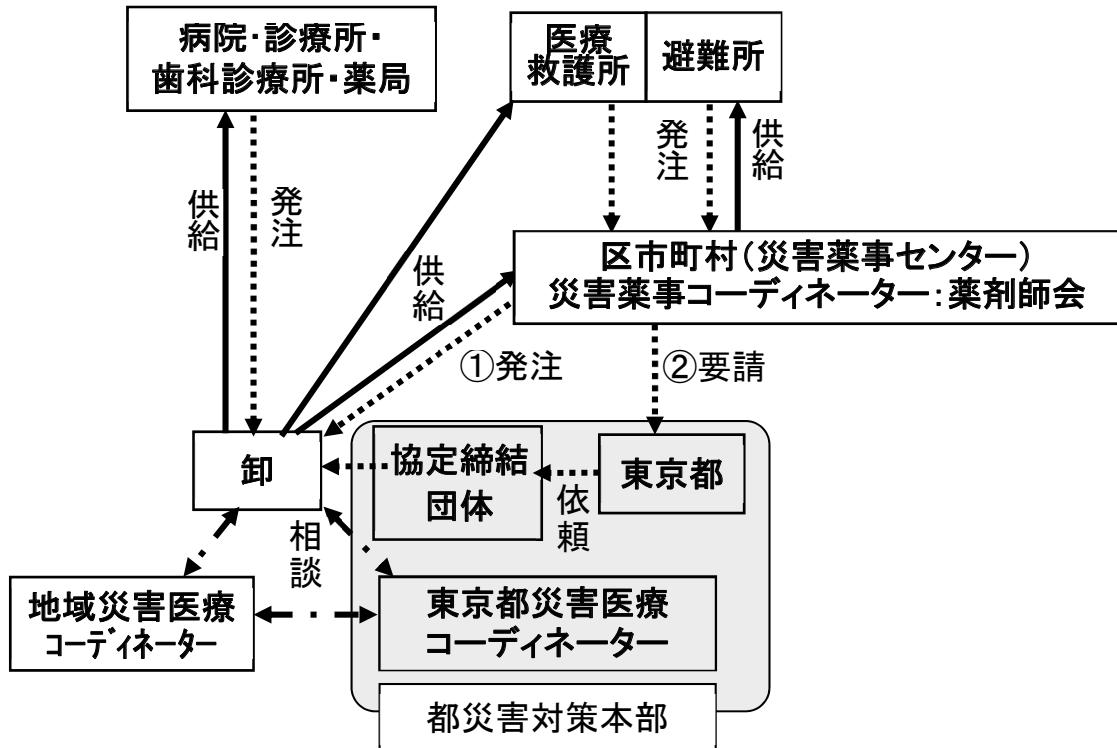


④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、区市町村へ納品する。
(原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する。)

出典：地域防災計画震災編(平成26年修正) [本冊] P 379

[図：卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ]



- ① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ② 区市町村での調達が不可能な場合は、区市町村は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（医療救護所）

発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）で
とりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

（避難所）

発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）で
とりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は区市町村の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕
分けた上で各避難所へ配達

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給します。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応することとします。

※協定締結団体

都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、
大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

出典：地域防災計画震災編(平成26年修正) [本冊] P 380 を一部改変

【参考:大震災(震度6弱以上)発生時における交通規制】

大震災発生直後は、道路交通法に基づく第一次交通規制と災害対策基本法に基づく第二次交通規制があります。また、震度5強の地震発生時においても、道路交通法に基づく交通規制があります。

1 第一次交通規制(道路交通法)

発生直後から、緊急自動車を除き、一般車両は下記のとおり通行が禁止されます。

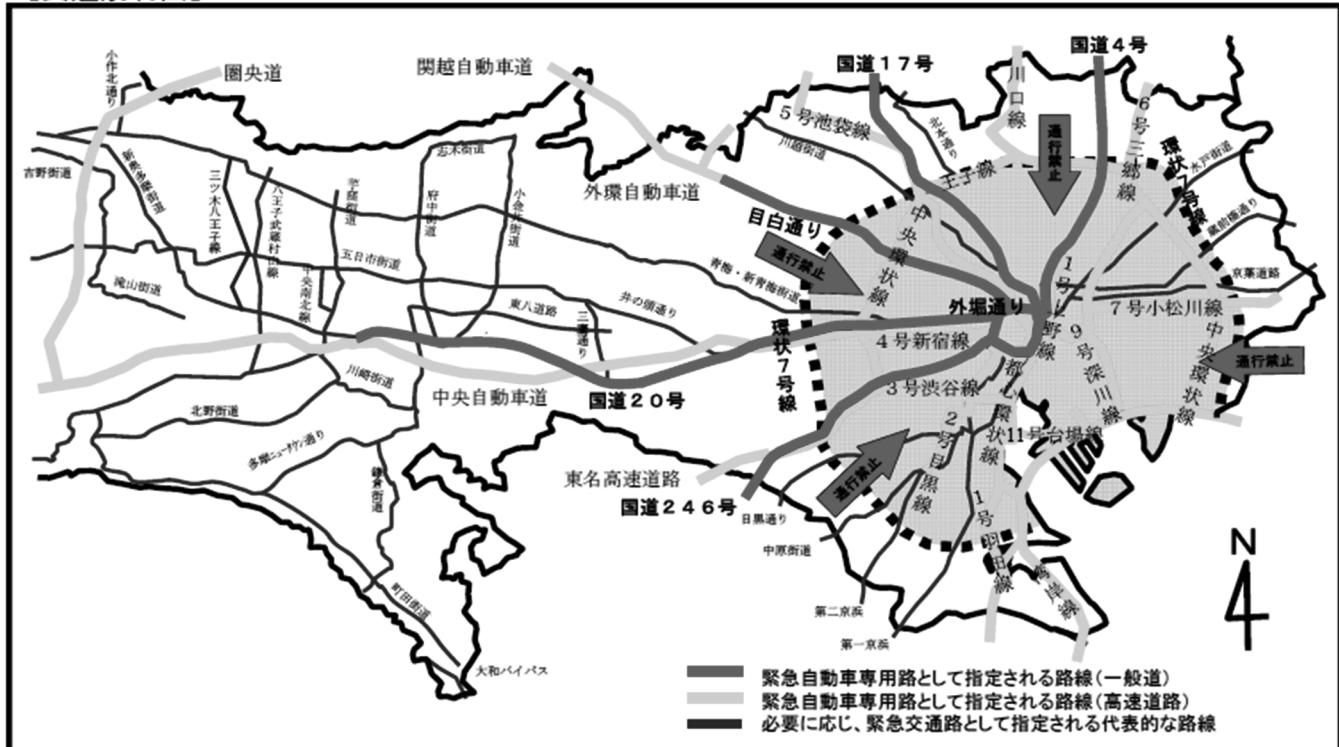
- ① 環状7号線内側への一般車両の流入禁止
- ② 環状8号線内側への一般車両の流入抑制
- ③ 緊急自動車専用路の指定

(国道4号・17号・20号・246号、目白通り、外堀通り、高速自動車道・首都高速道路)

2 第二次交通規制(災害対策基本法)

被害状況を確認した後、緊急自動車、緊急輸送車両及び緊急通行車両を除き、一般車両は緊急交通路（都内38路線）の通行が禁止されます。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状7号線内側への一般車両の流入禁止
都心部の交通量を削減するため、環状7号線において流入規制を実施する。
- 2 環状8号線内側への一般車両の流入抑制
信号制御により、都心方向への流入を抑制する。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
森前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
茅窓街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新興多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しも行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混亂を回避するため、必要に応じて、環状7号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入を抑制します。

警視庁

第2章 薬剤師班の具体的活動内容

第1節 医療救護所における活動

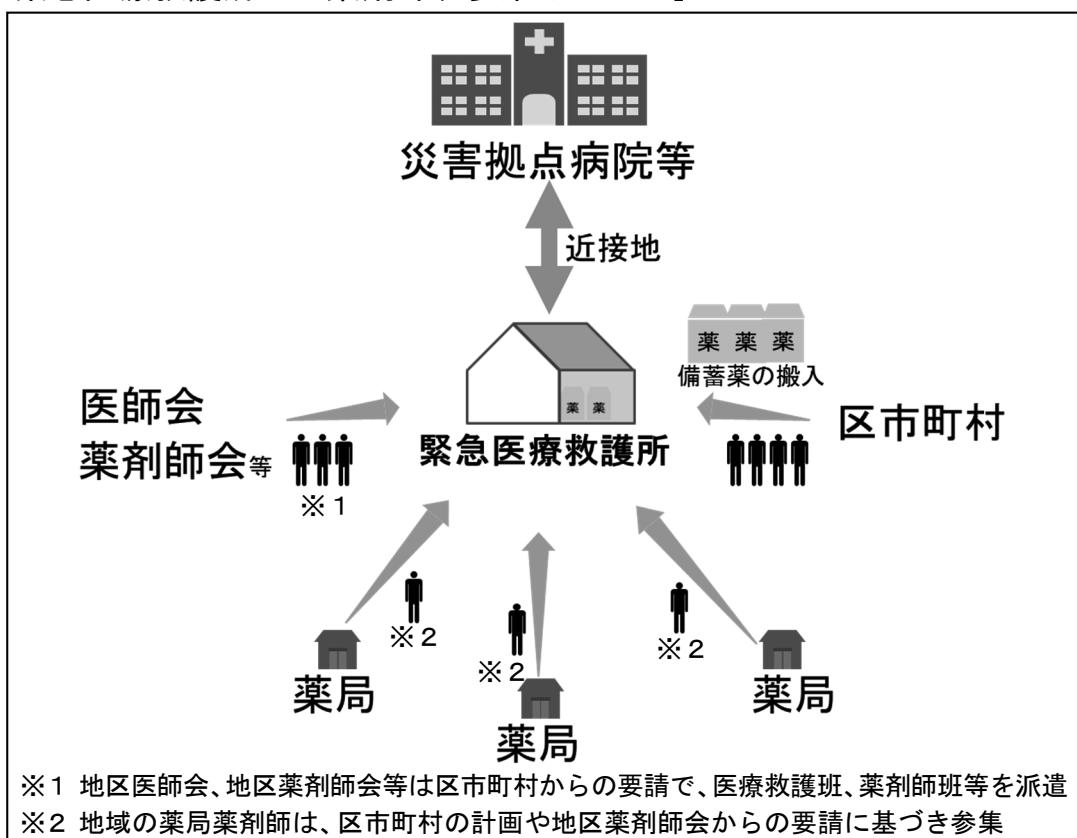
1 薬剤師班の参集

地区薬剤師会に所属する薬局薬剤師は、区市町村が定める地域防災計画に基づき、地区薬剤師班として緊急医療救護所又は避難所医療救護所に参集します。

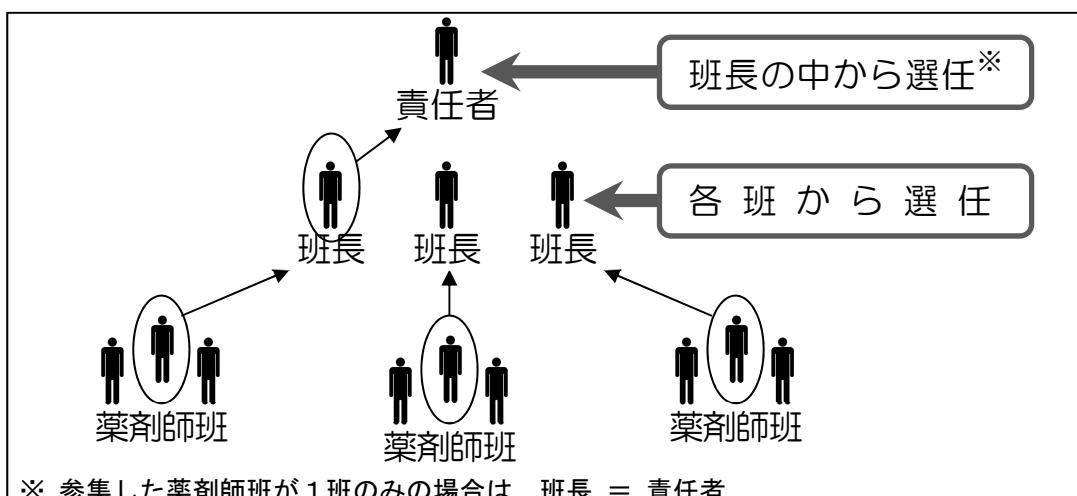
医療救護所に到着したら、速やかに、薬剤師班の班長の中から、全体の「責任者」を選任し、医療救護所指揮者に報告します。また、「責任者」は、医療救護所指揮者に、逐次、参集状況等を報告します。

医療救護所の薬剤師班は、医療救護所指揮者の指示に従って活動します。

[図：緊急医療救護所への薬剤師班参集イメージ]



[図：薬剤師班の班長と責任者]



2 調剤所の設営

(1) 基本的レイアウトの検討

医療救護所には、原則として、次の3区分のスペースを確保します。

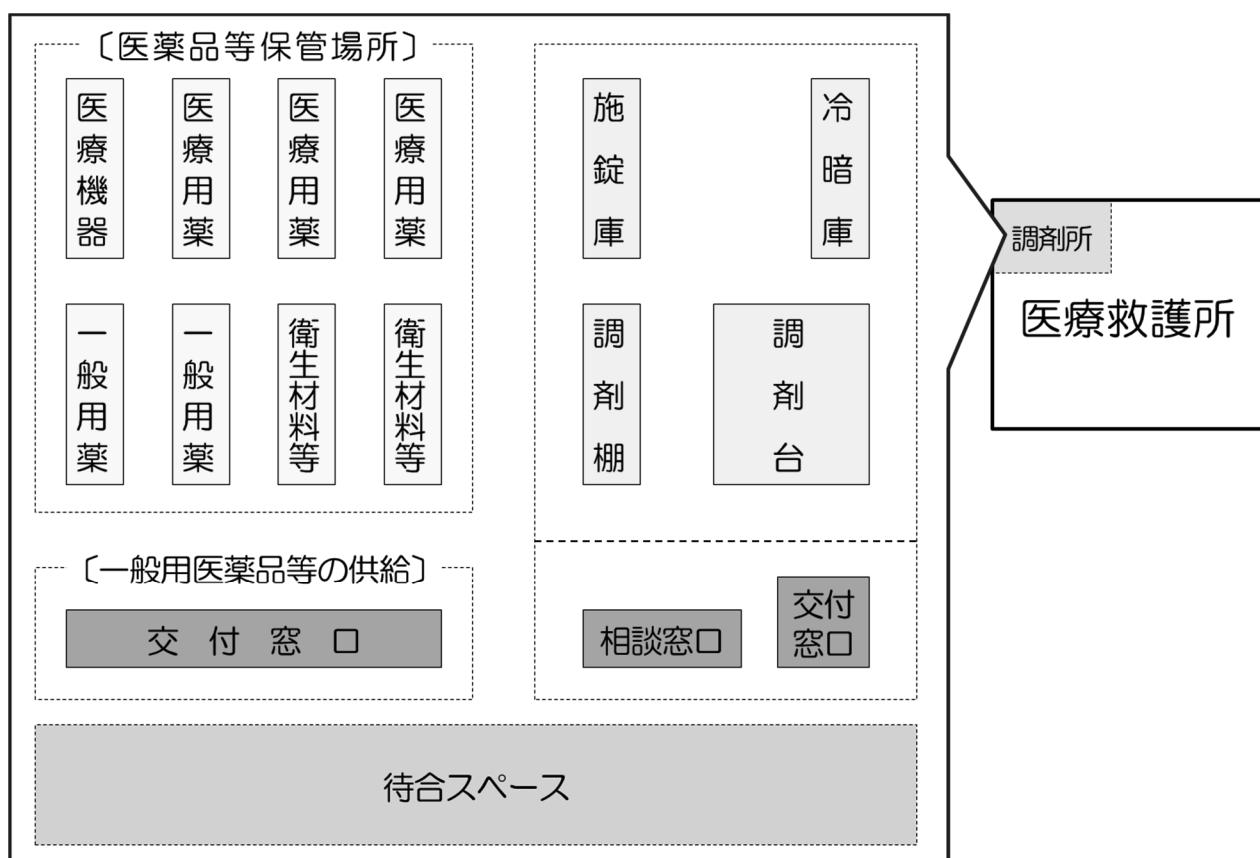
- ① 医薬品等の保管場所
- ② 調剤場所（服薬指導、相談窓口を併設する）
- ③ 一般用（OTC）医薬品、衛生材料等の交付窓口

調剤を行う場所は、関係者以外が立ち入ることのないよう、パーティション等により他の場所と明確に区別します。特に向精神薬等は、調剤場所内の管理が十分に行き届く場所へ安全に保管します。

医薬品等を保管する場所では、風雨や温度・湿度による品質劣化を防止する対策を講じます。特に調剤を行う場所では、可能な限り集塵装置を設置するなど、医薬品等の汚染防止に十分留意します。

あらかじめ基本的レイアウトが作成されている場合は、それを参照の上、施設の規模、取扱品目数等により適宜、拡大又は縮小して設置します。

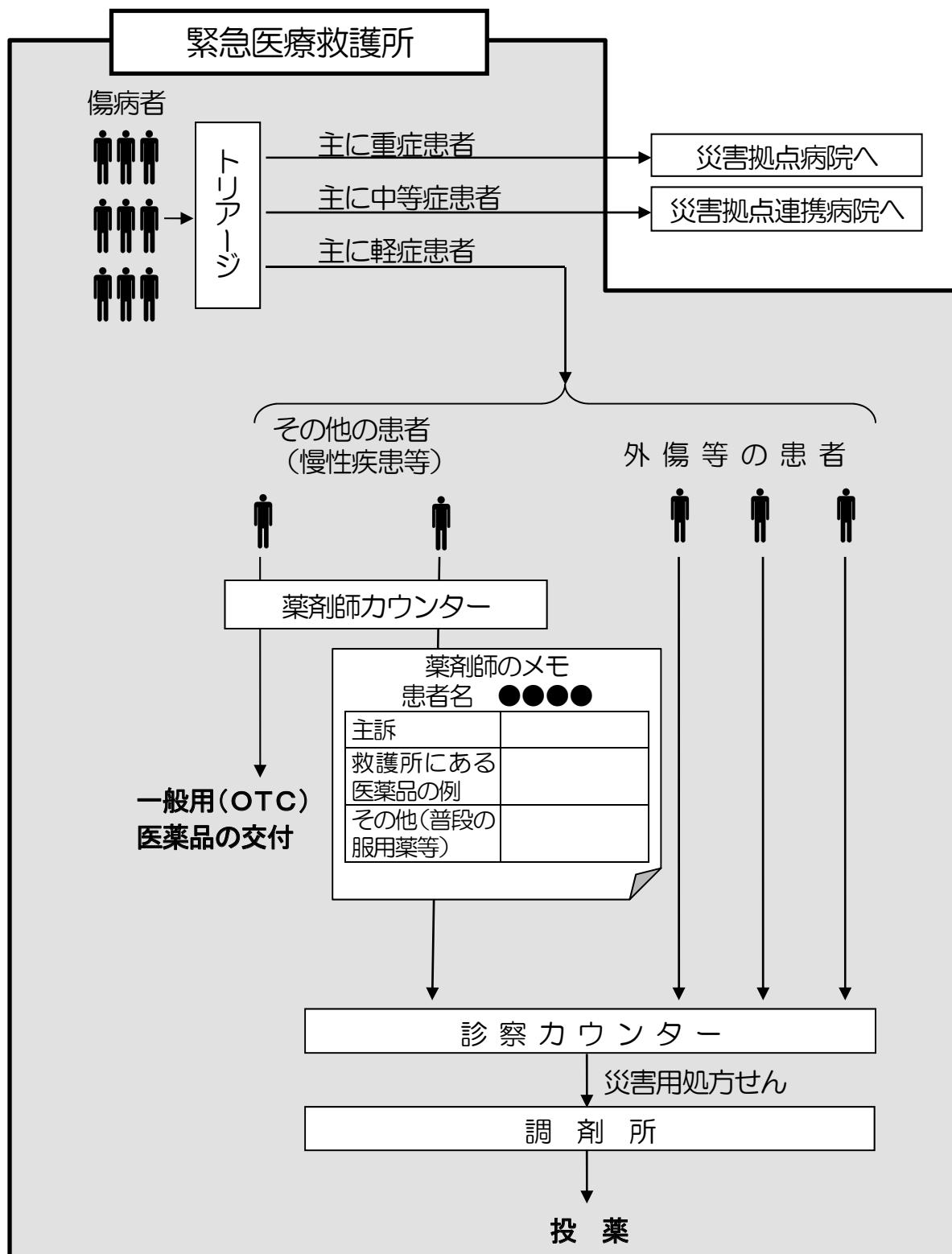
[図：医療救護所に設置する調剤所のレイアウト例]



レイアウトの参考

- 一般用(OTC)医薬品等の交付窓口では、医師の診断・治療を必要としない軽症患者に、薬剤師が一般用(OTC)医薬品の供給等を行います。
- 薬剤師カウンターを医療救護所の入り口付近に設置すると、軽症患者と受診の必要な患者の振り分けや、普段の服用薬等についての聞き取りが診察前に行えるなど、医療救護班の負担を軽減できます。

[図：緊急医療救護所での患者動線のイメージ図]



(2) 必要資材の確保

薬剤師班は、下表の「調剤所必要物品」の確保に努めます。

なお、調剤用資材の調達は、区市町村等のほか、状況によっては近隣薬局等へ提供を要請するなど、柔軟かつ迅速な対応を図ります。

[表：調剤所必要物品リスト（例示）]

品 名	
設置用資材	<input type="checkbox"/> 軽量ラック（落下防止バー付） <input type="checkbox"/> 簡易薬品棚（医薬品を保管するための間仕切り付きケース等） <input type="checkbox"/> 台車（カゴ付） <input type="checkbox"/> 机、イス <input type="checkbox"/> 樹脂パレット <input type="checkbox"/> ポータブル電源（冷蔵庫、OA機器等の電源として使用）
保管用資材	<input type="checkbox"/> アウトドア用冷蔵庫（電気不要タイプもあり）またはクーラーボックス及び瞬間冷却材等 <input type="checkbox"/> 施錠可能ロッカー（向精神薬等保管用）
事務用品	<input type="checkbox"/> 油性マジック…極細字と、赤・緑・青・黒の細字、太字 <input type="checkbox"/> ボールペン、鉛筆、消しゴム等 <input type="checkbox"/> ノート、付箋、メモ用紙 <input type="checkbox"/> A4用紙（コピー等で使用） <input type="checkbox"/> 木チキス <input type="checkbox"/> 輪ゴム <input type="checkbox"/> セロハンテープ、ガムテープ <input type="checkbox"/> カッターナイフ、ハサミ <input type="checkbox"/> 電卓 <input type="checkbox"/> 防災用ライト（懐中電灯、ヘッドライト、ランタン等） <input type="checkbox"/> 乾電池（防災用ライト、電子秤等に使用）
O/A機器	<input type="checkbox"/> ノートパソコン、 <input type="checkbox"/> プリンタ（コピー機能つきのもの） <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> スマートフォン（携帯電話）用のUSBケーブル（充電、PCへのデータ転送で使用）
帳票類	<input type="checkbox"/> 災害用処方せん（様式1） <input type="checkbox"/> 災害用緊急薬袋（様式2） <input type="checkbox"/> 医薬品等発注書（様式3） <input type="checkbox"/> 調剤所備蓄医薬品リスト （作成例は次ページの表参照）
調剤用物品	<input type="checkbox"/> 投薬ピン <input type="checkbox"/> 軟膏ツボ、軟膏ベラ、軟膏板 <input type="checkbox"/> 乳鉢・乳棒 <input type="checkbox"/> 薬包紙 <input type="checkbox"/> スパーテル <input type="checkbox"/> 半錠カッター <input type="checkbox"/> メートグラス、スポット <input type="checkbox"/> 電子秤（乾電池対応品） <input type="checkbox"/> ビニール袋（ファスナー付ポリ袋） …140 mm×100 mm前後 <input type="checkbox"/> 調剤印 <input type="checkbox"/> お薬手帳
書籍	<input type="checkbox"/> 保険薬辞典 <input type="checkbox"/> 医薬品鑑別辞典等（薬剤識別のための資料） <input type="checkbox"/> 医薬品集（医療用・一般用）

3 医療救護班との調整

(1) 医療救護班（医師等）

医薬品等の確保状況や調剤用資材の搬入状況等を勘案し、「調剤所備蓄医薬品リスト」等の情報を提供の上、対処可能な処方の内容等について事前に医療救護班の責任者等と調整を行います。

できれば、同種同効薬一覧表を作成しておくなど、医療救護班と緊密な調整を行い、迅速な医療救護活動に努めるとともに、災害用医薬品等の有効活用を図ります。

(2) 近接する病院の薬剤部（緊急医療救護所の場合）

緊急医療救護所で活動する薬剤師班は、近接する病院の薬剤部に、調剤所が設営されたことを情報提供し、薬剤師班の責任者氏名、「調剤所備蓄医薬品リスト」等の情報を提供します。また、業務の棲み分けなどについても、事前調整します。

(3) 近隣の薬局

院外処方せんを応需できるか等、調剤業務の状況について確認を行い、支援できることがあれば積極的に行います。また、必要に応じて、調剤所必要物品の提供等の協力を求めます。

[表：調剤所備蓄医薬品リストの作成例]

●●(緊急)医療救護所調剤所備蓄医薬品リスト (50 音順)			
	内服薬	規格	数量
内01	PL配合顆粒	1g 100包	1箱
内02	アーチスト錠	10mg 100T	1箱
内03	アスペリン錠	10mg 100T	1箱
内04	アマリールOD錠	1mg 100T	1箱
内05	アムロジンOD錠	5mg 100T	1箱
内06	カロナール細粒 20%	0.5g 100包	1箱
内07	カロナール錠200	100T	5箱
内08	ケラビット錠500mg	50T	1箱
内09	ケラリス錠200	100T	1箱
内10	ジコシン錠	0.125mg 100T	1箱
内11	タケプロンOD錠	15mg 100T	1箱
内12	ニトロヘン舌下錠	0.3mg 100T	1箱
内13	バイアスピリン錠	100mg 100T	1箱
外01 アスノール軟膏 20g 10入 1箱			
外02 インテバンクリーム 25g 10入 1箱			
外03 ケラビット点眼液 0.5% 5本 1箱			
外04 ケンタシソ軟膏 10g 10入 1箱			
外05 サルタノール インペラー 100μg 1箱			
外06 サンピロ点眼液 2% 10本 1箱			
外07 シムピコート ターピュヘイラー 30吸入 1本 1箱			
外08 パタノール点眼液 0.1% 10本 1箱			
外09 ホクナリンテープ [®] 0.5mg 1箱			
外10 ホクナリンテープ [®] 2mg 1箱			
外11 リンデロンVG軟膏 5g 10入 1箱			
外12 ロキソニンテープ [®] 50mg 1箱			

4 調剤・服薬指導等

(1) 災害用処方せんの設計補助

医療救護所の医師が処方を希望する医薬品の在庫がない場合は、代替薬を提案する等、医薬品の有効活用に努めます。また、患者から事前に服用歴、アレルギー歴等を聞き取り、お薬手帳を持参している場合はその情報もあわせて医療救護所の医師へ伝え、診療効率の向上を図ります。

(2) 災害用処方せんに基づく調剤

- ① 医療救護所の調剤所では、当該医療救護所の医師が発行した災害用処方せんにより調剤します。また、医師が処方を希望する医薬品の在庫がない場合は、代替薬を提案する等、医薬品の有効活用に努めます。

[図：処方医師又は処方せんの記載補助者が記載した「災害用処方せん(p70様式1)」の例]

「生年月日」の代わりに、
「年齢」の記載でも可

トリアージ・タグを転記する場合等は、
「カタカナ」での記載也可

災害用処方せん			
患 者 者	氏 名 東京子 (カタカナでの記載も可)	男 女	医療救護所等の名称・所在地 メトロ病院前医療救護所 新宿区西新宿X-△-□
	昭・平 ・西暦 57年11月28日生		処方医師が所属する医療支援チーム等の名称 東京都医療救護班
交付年月日	平成 31年 4月 8日		
処方せんの 使 用 期 間	交付の日を含めて4日以内		
處 方 方	ロキソプロフェンNa (60) 3T 分3 毒食禁 クテリスロマイシン (200) 2T 分2 朝夕食後 2日分		
備 考	患者連絡先（スマートフォン・携帯電話番号等） 090-XXXX-XXXX		
調剤済 年月日	平成 年 月 日	調剤した 薬剤師氏名	
調剤所 の名称 所在地	<input type="checkbox"/> 医師がこの処方せんを発行 した医療救護所等に同じ <input type="checkbox"/> その他（余白へ具体的に記載）	調剤した 薬剤師の 所属する 薬剤師班 等の名称	<input type="checkbox"/> 都・道 府・県 地区 薬剤師班 <input type="checkbox"/> その他（余白へ具体的に記載）
※ この書類は、調剤を行った場所（医療救護所の調剤所等）で保管してください。			

薬剤師からの疑義照会等に対応するため、処方医師の連絡先を記載

《参考》

●医師法施行規則第21条（処方せんの記載事項）

医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

- ② 調剤済みとなった災害用処方せんには、「調剤済年月日」、「調剤した薬剤師氏名」及び「調剤した薬剤師の所属する薬剤師班等の名称」等の必要な事項を記入し、調剤日別に保管します。

[図：調剤済みとなった「災害用処方せん（p70 様式 1）」の記載例]

災害用処方せん			
患者	氏名 東京子 (カタカナでの記載も可)	男 ・ 女	医療救護所等の名称・所在地 メトロ病院前医療救護所 新宿区西新宿X-△-□
	昭・平 ・西暦	57年11月28日生	処方医師が所属する医療支援チーム等の名称 東京都医療救護班
交付年月日	平成 31 年 4 月 8 日		
処方せんの使用期間	交付の日を含めて4日以内		
処方 ロキソプロフェンNa (60) 3T 分3 毎食後 クラリスロマイシン (200) 2T 分2 朝夕食後 2日分			
備考	患者連絡先（スマートフォン・携帯電話番号等） → 080-XXXX-XXXX		
	調剤済年月日 平成 31 年 4 月 8 日	調剤した薬剤師氏名 鈴木次郎	調剤した薬剤師の所属する薬剤師班等の名称 都道府・県 地区 □その他（余白へ具体的に記載）
※ この書類は、調剤を行った場所（医療救護所の調剤所等）で保管してください。			
後日、連絡できるよう、患者の同意を得た上で、 電話番号等の患者連絡先を記載しておくと便利			

《参考》

●薬剤師法第26条（処方せんへの記入等）

薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨（その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量）、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

●薬剤師法施行規則第15条（処方せんの記入事項）

法第26条の規定により処方せんに記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。

- 一 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 二 法第23条第2項の規定により医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容
- 三 法第24条の規定により医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確かめた場合には、その回答の内容

③ 災害用緊急薬袋を用いて交付します。

[図：「災害用緊急薬袋（p71 様式2（モテ））」の記載例]

医療救護所等 新宿区西新宿X -△- □	【災害用 緊急薬袋】				
	処方履歴が記入されています、 繰返しご使用願います。				
	おくすり袋				
	お名前 東京子様				
<input checked="" type="checkbox"/> 内用薬 処方履歴					
月日	薬剤名	用 法	医・薬		
10/18	ロキソプロフェンNa (60)「000」	1日 3回 2日分 毎回 1錠・包・カプセル ()ずつ服用	朝 昼 夕 就寝前	食前・食後 食後2時間 ()時間毎	医・薬 鈴木
10/18	クアリスロマイシン (200)「000」	1日 2回 2日分 毎回 1錠・包・カプセル ()ずつ服用	朝 昼 夕 就寝前	食前・食後 食後2時間 ()時間毎	医・薬 鈴木
/		1日 回 日分 毎回 錠・包・カプセル ()ずつ服用	朝 昼 夕 就寝前	食前・食後 食後2時間 ()時間毎	医・薬
※裏面に外用薬の処方履歴欄があります。					

調剤した医療救護所等の名称・所在地を記載
(薬剤師法施行規則第十四条第三号)

《参考》

●薬剤師法第25条(調剤された薬剤の表示)

薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

●薬剤師法施行規則第14条(調剤された薬剤の表示)

法第25条の規定により調剤された薬剤の容器又は被包に記載しなければならない事項は、患者の氏名、用法及び用量のほか、次のとおりとする。

- 一 調剤年月日
- 二 調剤した薬剤師の氏名
- 三 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地

(3) 服薬指導等

医薬品交付の際は、患者や代理人へ十分な服薬指導を行うとともに、医療救護所で調剤・交付した薬剤名等を災害用緊急薬袋(お薬手帳があれば手帳にも)に記載し、継続して医療機関等を受診する際は、薬袋又はお薬手帳を医師に提示するよう指導します。

特に普段服用している医薬品と異なる医薬品(同種同効薬等)を交付する場合は、十分に説明を行い、患者の理解を得るよう努めます。

(4) 一般用(OTC)医薬品等の供給

医師の診断・治療を必要としない軽症患者に、薬剤師班が OTC 医薬品を交付することで、医師の負担を軽減することができます。

一般用(OTC)医薬品のうち、殺菌消毒薬、含嗽薬など医療用に転用可能な医薬品は、医療救護所の医療用医薬品需給状況を勘案し、医療救護班の救護活動への利用を優先させます。ガーゼ、脱脂綿、包帯等の衛生材料も同様です。

一般用(OTC)医薬品等を交付する場合は、患者の申し出等を十分聞いた上で必要最小量を交付し、お薬手帳がある場合は、交付した医薬品名・数量を記載します。

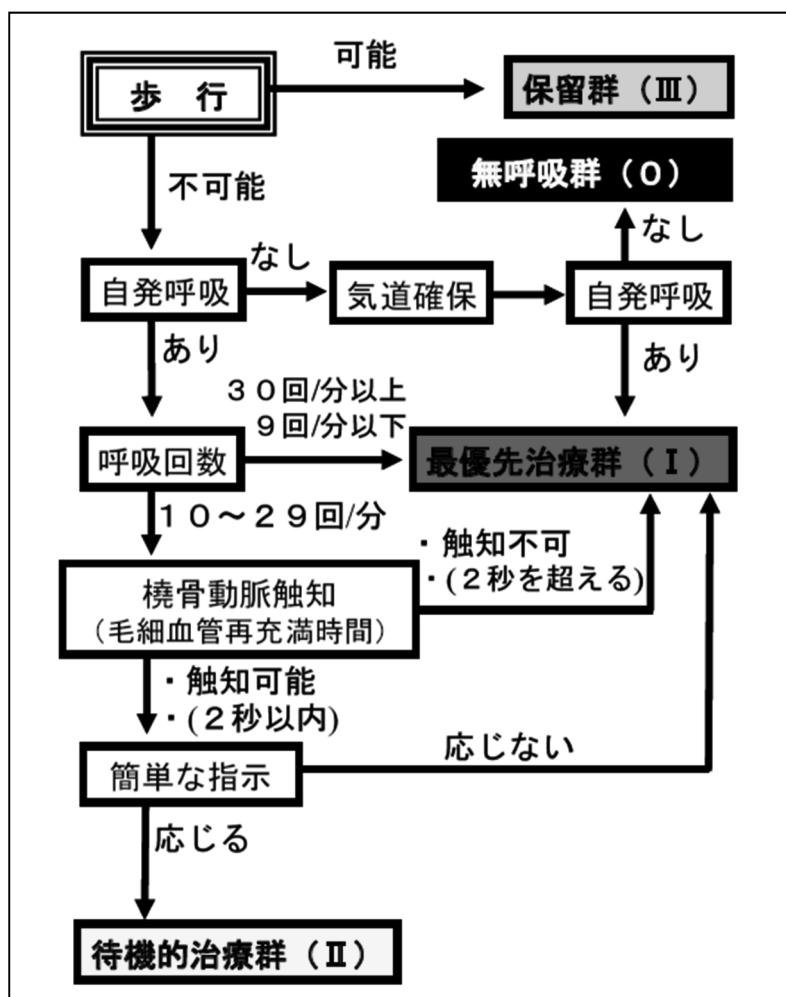
5 トリアージの協力

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）PP167-172 及び
トリアージハンドブック（平成25年11月福祉保健局発行）
を参考に作成

(1) START

STARTとは「Simple Triage And Rapid Treatment」の略称です。緊急医療救護所等に収集した薬剤師班は、医師の指示に従って、トリアージの実施、トリアージ・タグの記載補助などを行います。

[図：START]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P168

[図：医療救護所(緊急医療救護所・避難所医療救護所)におけるトリアージカテゴリー]

識別色/分類	内 容
最優先治療群 (I)	応急処置後、「災害拠点病院」に搬送します。
待機的治療群 (Ⅱ)	応急処置後、「災害拠点連携病院」に搬送します。
保 留 群 (Ⅲ)	緊急医療救護所や医療救護所で応急処置を行います。
無 呼 吸 (O)	医師が死亡診断した場合は、遺体安置所に搬送します。

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P169

(2) トリアージの実践とトリアージ・タッグの記載

① 事前準備

東京都薬剤師班に所属する薬剤師（薬務 太郎：ヤクム タロウ）が、5月8日、メトロ病院前医療救護所で実施するトリアージの事前準備を行う場合

トリアージ・タッグ (災害現場用)				◆東京都
No. 1	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex)	
			男 (M) 女 (F)	
住所 (Address)		電話 (Phone)		
トリアージ実施月日・時刻 5月8日 AM PM		トリアージ実施者氏名 ヤクム タロウ		
搬送機関名		収容医療機関名		
トリアージ実施場所 メトロ病院前医療救護所				
トリアージ実施機関 東京都薬剤師班		医師 救急救命士 そ の 他	薬剤師	
傷病名				
トリアージ区分 0 I II III				
0				
I				
II				
III				

複写された文字と区別できるよう、トリアージ・タッグを記載する際は、全て黒色のボールペン等を使用します。

追加・修正に備え、枠内のスペースを残し、上に詰めて記載します。

トリアージ実施者が薬剤師の場合は、その他の欄をマルで囲い、その下の欄外に、薬剤師と記載します。

《参考》トリアージ・タッグの誤記訂正

トリアージ・タッグの誤記を訂正する際は、トリアージ区分の変更を除き、2重線で訂正します。

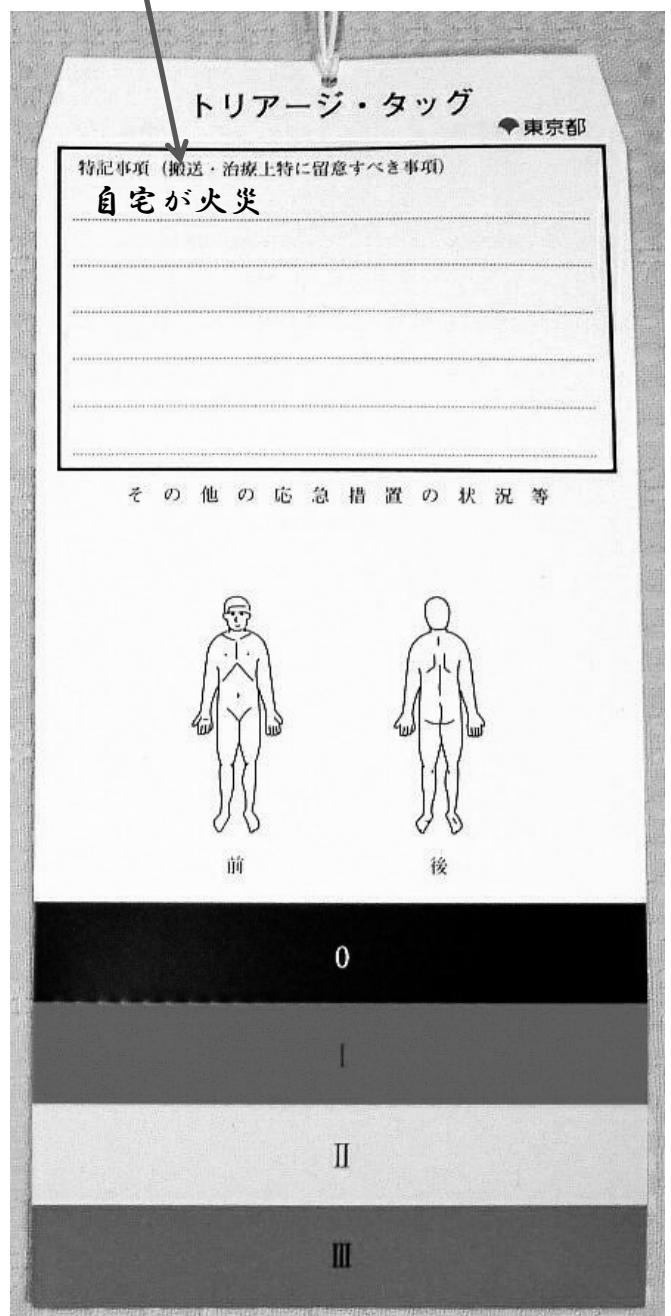
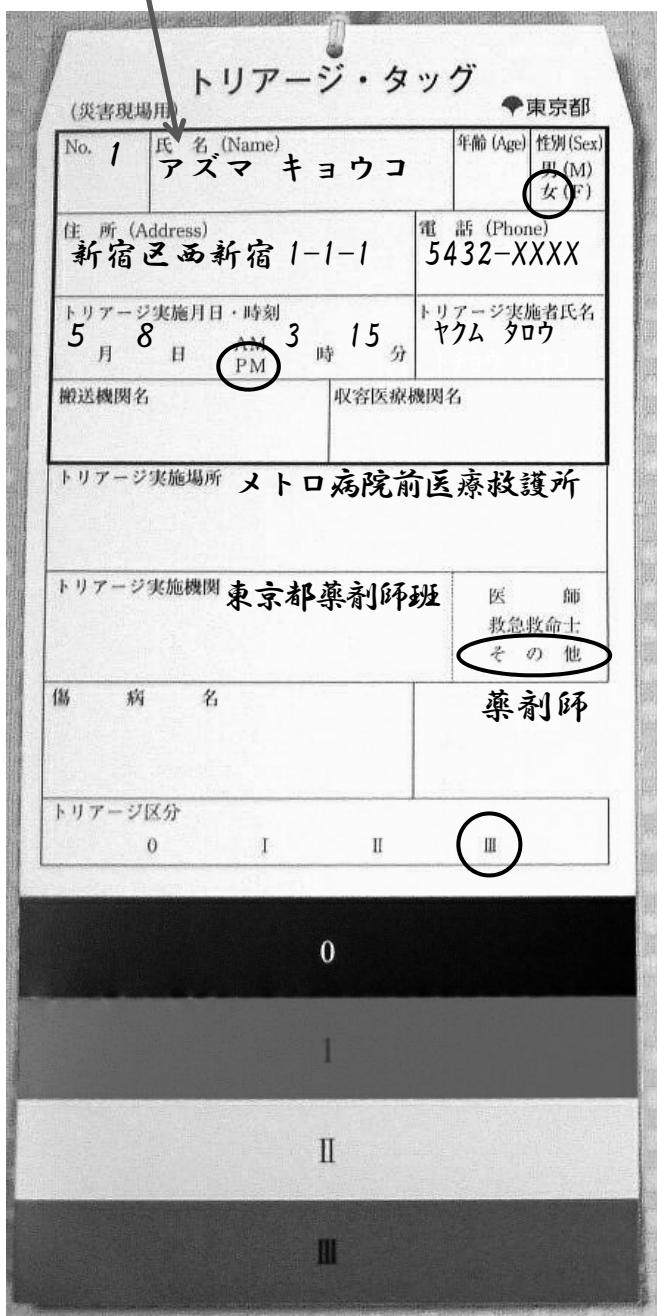
トリアージ・タッグ (災害現場用)				◆東京都
No. 1	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex)	
			男 (M) 女 (F)	
住所 (Address)		電話 (Phone)		
トリアージ実施月日・時刻 5月8日 AM PM		トリアージ実施者氏名 ヤクム タロウ		

② トリアージ（1回目）の実施

①で用意したトリアージ・タグを使用して、薬剤師（薬務 太郎：ヤクム タロウ）が、傷病者（東 京子：アズマ キヨウコ）にトリアージを実施した結果、自立歩行が可能だったことにより「保留群（Ⅲ）」と判定した場合

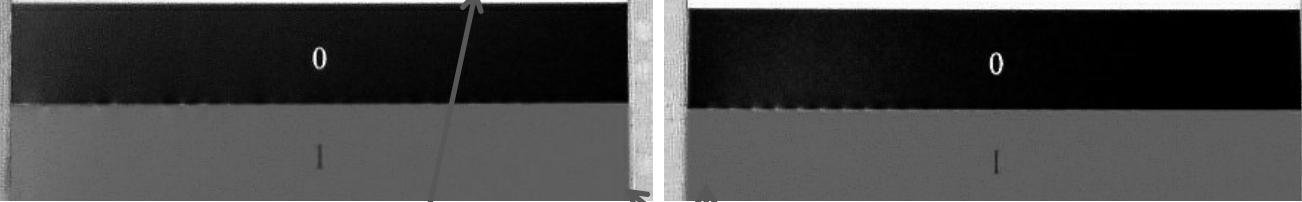
傷病者の氏名はカタカナで記載します。

トリアージ・タグの裏面は、カルテとして活用しますので、応急措置、搬送・治療上特に留意する事項などを記載します。



③ トリアージ（2回目）の実施

容体が急変した傷病者（東京子：アズマ キヨウコ）に、医師（都庁花子：トショウ ハナコ）が2回目のトリアージを実施したところ、呼吸回数が30回/分以上だったため「最優先治療群（I）」と判定し、トリアージ・タグを記載した場合

トリアージ・タグ (災害現場用)				◆ 東京都
No. 1	氏名 (Name) アズマ キヨウコ	年齢 (Age)	性別 (Sex) <input checked="" type="checkbox"/> (M) <input type="checkbox"/> (F)	
住所 (Address) 新宿区西新宿 1-1-1	電話 (Phone) 5432-XXXX			
トリアージ実施月日・時刻 5月8日 AM 3時 15分	トリアージ実施者氏名 ヤクム タロウ トショウ ハナコ			
搬送機関名	収容医療機関名			
トリアージ実施場所 メトロ病院前医療救護所				
トリアージ実施機関 東京都薬剤師班 東京都医療救護班		医師 救急救命士 その他		
傷病名		薬剤師		
トリアージ区分 0 <input checked="" type="radio"/> I II <input checked="" type="checkbox"/> PM3:45 トショウハナコ				
 前				
 後				
				

トリアージ区分を変更（III⇒I）した場合は×で訂正をし、変更した時間とトリアージ実施者の氏名を記載します。

トリアージ区分がIと判定された場合、上図の様に、トリアージ・タグのもぎりを行います。

(3) トリアージ・タグの装着

トリアージ・タグは、衣服でなく身体に装着します。

原則、右手首に装着（右写真参照）しますが、この部分が負傷している場合は、「左手首→右足首→左足首→首」の順位で装着します。



第2節 避難所における活動

1 巡回・服薬指導等

(1) 服薬指導等

薬剤師班は、避難所の規模や設置場所によって、避難所を定期的に巡回し、避難所の被災者の服薬状況を調査し、必要に応じて服薬指導を行います。特に避難所生活が長期にわたる場合等は、薬事に関する相談に積極的に応じ、医薬品等の交付が必要と思われる患者に対しては、医療救護所への来所等の適切な指導を行います。

避難所に災害用の備蓄医薬品が配置されている場合は、それらの品質確保や使用方法の指導等に努めます。

また、避難所で不足している医薬品等があると思われる場合には、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）等を通じて供給を要請します。

(2) 医療救護班等との連携

巡回医療救護班や保健師班から薬剤師班へ協力要請があった場合には、薬剤師班も派遣状況、対応可能な業務内容等を勘案の上、巡回医療救護班に同行するなど、関係機関との緊密な連携を図り、医療救護活動への支援を行います。

(3) 一般用（OTC）医薬品等の交付

医師の診断・治療を必要としない軽症患者から、一般用（OTC）医薬品や衛生材料等の供給の要請があった場合の対応を行います。

一般用（OTC）医薬品等を供給する場合は、患者の申し出等を十分に聞いた上で必要最小量を交付し、お薬手帳がある場合は、交付した医薬品名・数量を記載します。

2 公衆衛生活動

薬剤師班は、保健所、保健師、看護師等と連携して衛生管理を行います。

(1) 感染症対策

梅雨シーズン及び夏期におけるノロウイルス、サルモネラ菌、病原性大腸菌等の感染対策として、また、冬期におけるインフルエンザ対策として、仮設トイレやドアの把手等の消毒を行います。また、含嗽薬や手指消毒薬の配置や補充を行うとともに、「手洗いやうがいの励行」「手指消毒」「塩素系漂白剤での靴裏の消毒」等の呼びかけを行います。

(2) 害虫駆除

夏場に大量発生するハエや蚊等の害虫対策として、被害の大きい地区の避難所に殺虫剤及び簡易噴霧器を配布するとともに、仮設トイレやゴミ置場等で殺虫剤の散布方法の説明を行います。

第3節 医薬品集積センターにおける活動

1 医薬品集積センターの開設・運営

(1) 設置

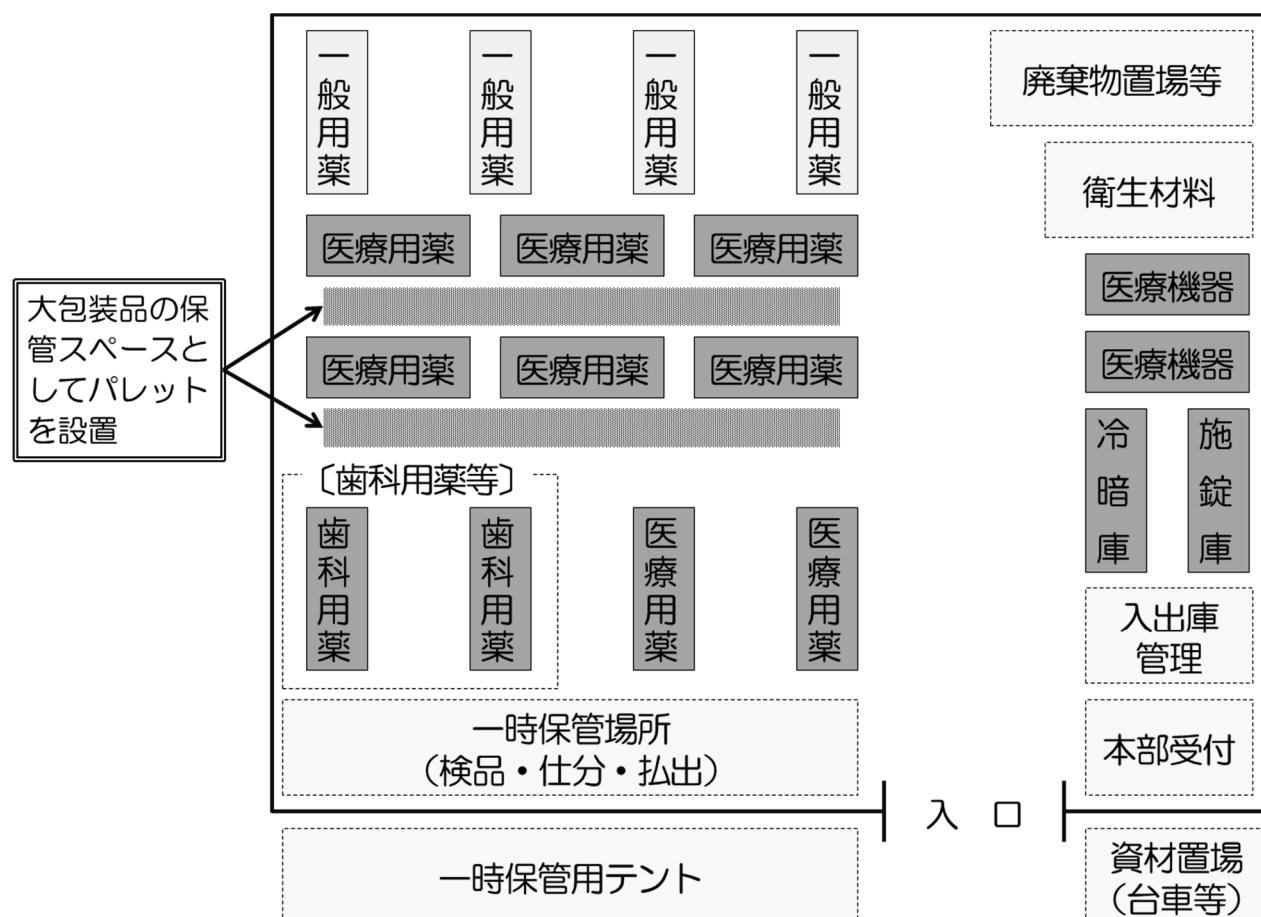
都は、必要に応じて、医薬品集積センターを設置し、被災地外の関係団体や他道府県市などからの医薬品等を集積し、区市町村が設置する災害薬事センターに配達します。

(2) 基本的レイアウトの検討

設置に当たっては、保管中の医薬品等への直射日光照射を防止するとともに、施設内の温度を30°C以下（冬季は15°C以上）に保つよう、換気等により温度管理対策を講じます。

あらかじめ医薬品集積センターの基本的レイアウトが作成されている場合は、それを参照の上、施設の規模、取扱品目数等により適宜、拡大又は縮小して設置します。

[図：医薬品等集積場所のレイアウト例]



(3) 必要資材の確保

参集した薬剤師班は、速やかに必要資材の有無を確認し、不足している資材がある場合は、都災害対策本部等に搬入を要請します。

[表：医薬品等集積場所必要物品リスト（例示）]

品 名	
設置用資材	<input type="checkbox"/> 軽量ラック（落下防止バー付） <input type="checkbox"/> 台車（カゴ付） <input type="checkbox"/> 机、イス <input type="checkbox"/> 樹脂パレット <input type="checkbox"/> 大型テント（屋外一時保管用） <input type="checkbox"/> 防水用テント（3.6m×5.4m） <input type="checkbox"/> 連絡通信機器類等 <input type="checkbox"/> ポータブル電源（冷蔵庫、OA機器等の電源として使用）
事務用品	<input type="checkbox"/> 油性マジック…極細字と、赤・緑・青・黒の細字、太字 <input type="checkbox"/> ボールペン、鉛筆、消しゴム等 <input type="checkbox"/> ノート、付箋、メモ用紙 <input type="checkbox"/> A4用紙（コピー等で使用） <input type="checkbox"/> 木チキス <input type="checkbox"/> 輪ゴム <input type="checkbox"/> セロハンテープ、ガムテープ <input type="checkbox"/> カッターナイフ、ハサミ <input type="checkbox"/> 電卓 <input type="checkbox"/> 防災用ライト（懐中電灯、ヘッドライト、ランタン等） <input type="checkbox"/> 乾電池（防災用ライト等に使用）
保管資材	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫又は保冷容器・冷却剤 <input type="checkbox"/> 施錠可能ロック（向精神薬等保管用）
払出资材	<input type="checkbox"/> 医薬品等払出用段ボール <input type="checkbox"/> 保冷容器（冷暗貯蔵品運搬用）
O/A機器	<input type="checkbox"/> ノートパソコン、 <input type="checkbox"/> プリンタ（コピー機能つきのもの） <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> スマートフォン（携帯電話）用のUSBケーブル（充電、PCへのデータ転送で使用）
帳票類	<input type="checkbox"/> 災害用処方せん（様式1） <input type="checkbox"/> 災害用緊急薬袋（様式2） <input type="checkbox"/> 医薬品等発注書（様式3）
書籍	<input type="checkbox"/> 保険薬辞典 <input type="checkbox"/> 医薬品鑑別辞典等（薬剤識別のための資料） <input type="checkbox"/> 医薬品集（医療用・一般用）

2 医薬品集積センターでの薬剤師班活動

薬剤師班は、都災害対策本部の指示を受け、支援物資（医薬品等）の受入れ、仕分け、保管管理、区市町村が開設する災害薬事センターへの払出し等を行います。

3 医薬品集積センターの閉鎖

都災害対策本部は、医薬品等の在庫状況、区市町村が開設する災害薬事センターからの供給要請等の状況を踏まえた上で、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、医薬品集積センターを閉鎖します。

また、医薬品集積センターに残った医薬品等は、都が返品、廃棄等の処理を行います。

第4節 災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における活動

1 災害薬事センターの開設・運営

（1）設置

区市町村は、地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所などへの医薬品等の供給拠点となる災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置します。

また、地区薬剤師会から災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）を選任します。

（2）基本的レイアウトの検討

設置に当たっては、保管中の医薬品等への直射日光照射を防止するとともに、施設内の温度を30°C以下（冬季は15°C以上）に保つよう、換気等により温度管理対策を講じます。

あらかじめ災害薬事センターの基本的レイアウトが作成されている場合は、それを参照の上、施設の規模、取扱品目数等により適宜、拡大又は縮小して設置します。

（3）必要資材の確保

参集した薬剤師班は、速やかに必要資材の有無を確認し、不足している資材がある場合は、区市町村の医療救護活動拠点等に搬入を要請します。

2 災害薬事センターでの薬剤師班活動

薬剤師班は、災害薬事コーディネーターの指示を受け、以下の業務を行います。

- ・区市町村が協定を締結している医薬品卸売販売業者との調整、医薬品等の発注
- ・都が開設した医薬品集積センターとの調整、支援物資（医薬品等）の供給要請
- ・医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理、避難所等への払出し

3 災害薬事センターの閉鎖

災害薬事コーディネーターは、医薬品等の在庫状況、医療救護所と避難所からの供給要請等の状況を踏まえて、区市町村災害対策本部（医療救護活動拠点）と災害薬事センターの閉鎖を検討します。

区市町村は、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、災害薬事センターを閉鎖します。

また、閉鎖する際、災害薬事センターに残った医薬品等は、区市町村が返品、廃棄等の処理を行います。

第5節 医薬品等の供給

災害時における医薬品等の供給は、医療救護所や災害薬事センターで活動する薬剤師班が協働し、薬局や卸売販売業者等と連携して実施する必要があります。

災害薬事コーディネーターは、これらの業務に主導的に関与することで、区市町村災害医療コーディネーターを補佐します。

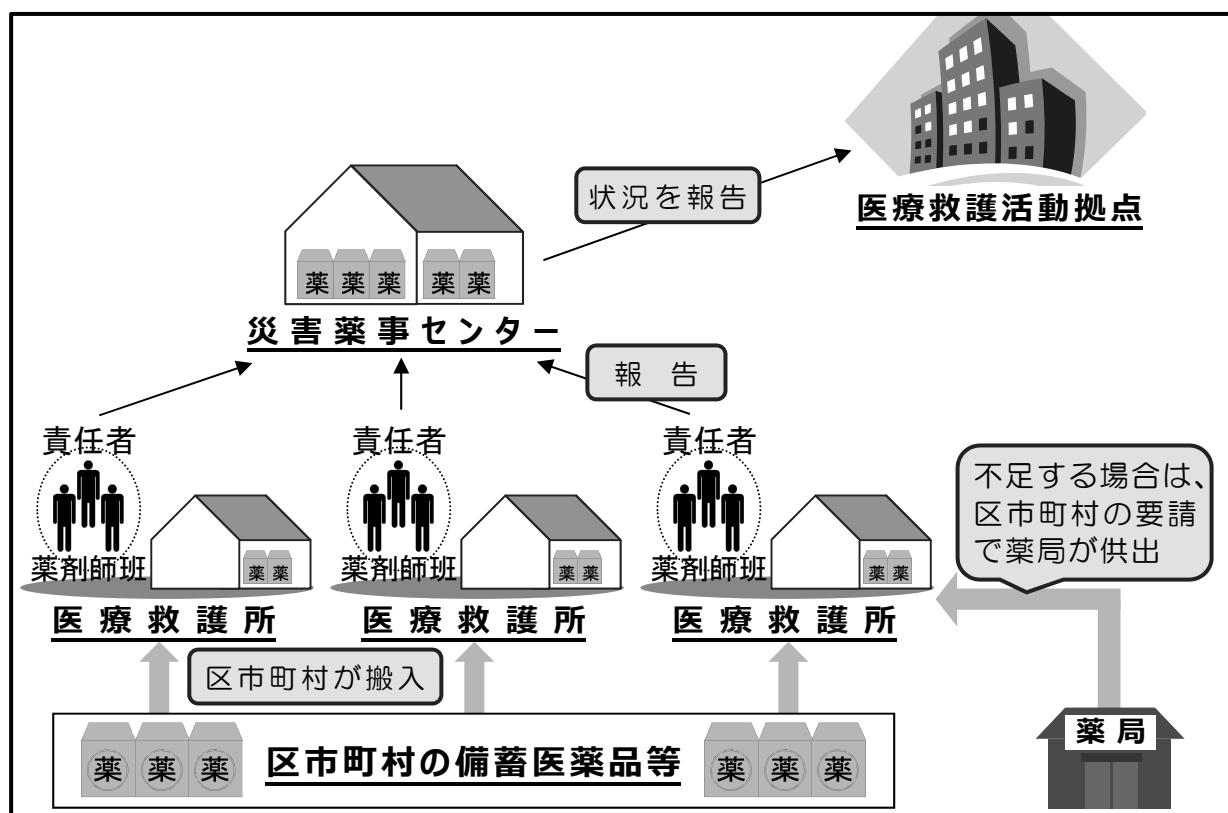
1 発災～概ね 72 時間以内【卸売販売業者復旧前】

卸売販売業者が復旧するまで（少なくとも72時間）は、区市町村の備蓄医薬品等を用いて無補給で医療救護所での調剤・医薬品供給を行うことが求められます。

災害薬事センターは、医療救護所で活動する薬剤師班の責任者から報告を受けて過不足状況を把握します。医療救護所で医薬品等が不足する場合、災害薬事センターは、区市町村に対し、区市町村と地区薬剤師会との協定に従って薬局等に医薬品等の供出要請をするよう依頼します。

災害薬事センターは、医薬品等の供給に関する情報を医療救護活動拠点に報告します。医療救護活動拠点は、状況に応じ、医療対策拠点又は東京都災害対策本部に情報提供します。

[図：発災直後から 72 時間までの供給体制]



2 概ね 72 時間以降【卸売販売業者復旧後】

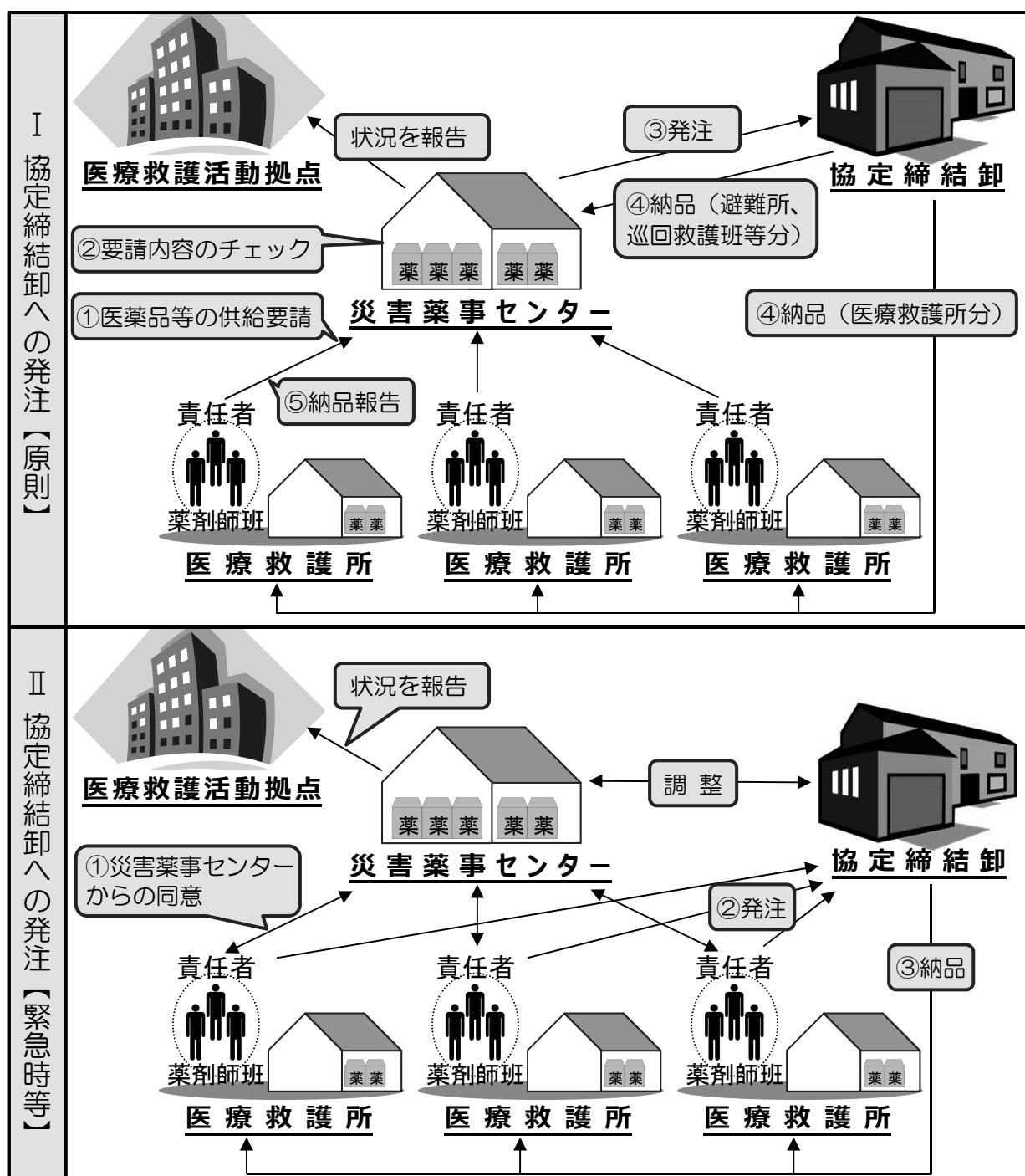
(1) 卸売販売業者からの医薬品等供給の流れ

卸売販売業者復旧後は、区市町村が協定を締結している医薬品卸売販売業者の営業所（以下「協定締結卸」）に対して、医薬品等を発注します。

発注は、原則、災害薬事センターの薬剤師班が行います。ただし、医療救護所で活動する薬剤師班の責任者が災害薬事センターから同意を得た場合は、医療救護所の薬剤師班が協定締結卸へ直接発注することもできます。その際、災害薬事センターは、隨時、協定締結卸と供給に関する調整を行います。

災害薬事センターは、医薬品等の供給に関する情報を医療救護活動拠点に報告します。医療救護活動拠点は、状況に応じ、東京都災害対策本部に情報提供します。

[図：卸売販売業者復旧後の供給体制]



(2) 発注と納品

協定締結卸への発注連絡は、電話、FAX等で行います。FAXで発注する場合は、必要に応じて、「医薬品等発注書（p73様式3）」を使用します。その後、協定締結卸に電話連絡し、FAXの到達を確認します。

納品された医薬品等を検品し納品伝票を受け取ります。また、納品伝票の控えに納品を受けた医療救護所の名称と検品した薬剤師の所属・氏名を記載（可能であれば押印）して、協定締結卸に返却します。

第3章 参考資料・様式

参考資料1 災害拠点病院

(平成30年5月21日現在)

二次保健医療圏	施設名	所在地	病床数	三次救急	ヘリ
区中央部	日本大学病院	千代田区神田駿河台 1-6	320	●	
	三井記念病院	千代田区神田和泉町 1	482		
	聖路加国際病院	中央区明石町 9-1	520	●	
	東京都済生会中央病院	港区三田 1-4-17	535	●	
	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋 3-19-18	1,075		
	北里大学北里研究所病院	港区白金 5-9-1	329		
	☆ 日本医科大学付属病院	文京区千駄木 1-1-5	897	● ●	
	東京都立駒込病院	文京区本駒込 3-18-22	815		
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷 3-1-3	1,026	●	
	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島 1-5-45	753	● ●	
	東京大学医学部附属病院	文京区本郷 7-3-1	1,211	● ●	
	永寿総合病院	台東区東上野 2-23-16	400	●	
区南部	昭和大学病院	品川区旗の台 1-5-8	815	●	
	NTT東日本関東病院	品川区東五反田 5-9-22	627		
	☆ 東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西 6-11-1	948	●	
	大森赤十字病院	大田区中央 4-30-1	344		
	東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷 4-5-10	506	●	
	東京労災病院	大田区大森南 4-13-21	400	●	
	池上総合病院	大田区池上 6-1-19	384		
区西南部	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘 2-5-1	760	●	
	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷 5-19-1	305		
	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀 6-25-1	403		
	東京都立松沢病院	世田谷区上北沢 2-1-1	898	●	
	★ 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿 2-34-10	469	● ●	
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾 4-1-22	708	● ●	
区西部	☆ 東京医科大学病院	新宿区西新宿 6-7-1	1,015	●	
	慶應義塾大学病院	新宿区信濃町 35	1,029		
	東京女子医科大学病院	新宿区河田町 8-1	1,379	●	
	東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町 2-44-1	304		
	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山 1-21-1	781	● ●	
	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町 3-22-1	418		
	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町 5-1	520		
	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央 4-59-16	296		
	東京警察病院	中野区中野 4-22-1	415	●	
	荻窪病院	杉並区今川 3-1-24	252		
	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田 2-25-1	340		
区西北部	東京都立大塚病院	豊島区南大塚 2-8-1	508		
	東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56	343		
	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町 30-1	1,025	●	
	☆ 帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀 2-11-1	1,078	● ●	
	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2	550		
	東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町 33-1	470	●	
	練馬光が丘病院	練馬区光が丘 2-11-1	342		
	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台 3-1-10	400		

二次保健 医療圏	施設名	所在地	病床数	三次 救急	ヘリ
区東北部	☆ 東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久 2-1-10	450	●	
	西新井病院	足立区西新井本町 1-12-12	207		
	苑田第一病院	足立区竹の塚 4-1-12	221		
	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜 5-11-1	306		
	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸 6-41-2	365		
	東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有 5-14-1	314		
	平成立石病院	葛飾区立石 5-1-9	203		
区東部	☆ 東京都立墨東病院	墨田区江東橋 4-23-15	765	● ●	
	東京曳舟病院	墨田区東向島 2-27-1	200		
	江東病院	江東区大島 6-8-5	286		
	順天堂大学医学部附属 順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂 3-3-20	404		
	がん研究会有明病院	江東区有明 3-8-31	686	●	
	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲 5-1-38	309		
	東京臨海病院	江戸川区臨海町 1-4-2	400		
	江戸川病院	江戸川区東小岩 2-24-18	418		
	森山記念病院	江戸川区北葛西 4-3-1	275		
西多摩	☆ 青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	562	● ●	
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	305		
	公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	316		
南多摩	☆ 東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163	610	● ●	
	東海大学八王子病院	八王子市石川町 1838	500		●
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1	401	●	
	東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2	287		
	稲城市立病院	稲城市大丸 1171	290		
	町田市民病院	町田市旭町 2-15-41	447		
	南町田病院	町田市鶴間 4-4-1	222		
	日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1	300		
北多摩 西部	★ 国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	455	● ●	
	立川病院	立川市錦町 4-2-22	450		
	東大和病院	東大和市南街 1-13-12	284		
北多摩 南部	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	611	● ●	
	☆ 東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	789	● ●	
			561		
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川 6-20-2	1,153	● ●	
北多摩 北部	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	581		
	☆ 公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	518	●	
	佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	183		
	東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	344		
合 計	82施設		43,933	26	23

★…………広域基幹災害拠点病院

☆…………地域災害拠点中核病院

三次救急…救命救急センター等の三次救急医療施設

ヘリ………ヘリコプターの臨時離発着場

参考資料2 都内の区市町村と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結している医薬品卸販売業者(二次保健医療圏毎)

平成30年2月_東京医薬品卸業協会調べ

●…窓口となる支店又は営業所

(1) 区中央部

医薬品卸販売業者			千代田	中央	港	文京	台東
支店名	所在地	TEL/FAX					
アルフレッサ 千代田・中央支店	文京区水道 1-6-13	03-5805-6213/03-5805-6219	●	●			
〃 文京・豊島支店	文京区水道 1-6-13	03-5805-6201/03-5805-6207				●	
〃 品川・港支店	目黒区目黒本町 2-18-16	03-5773-3682/03-5773-3692				●	
〃 荒川・台東支店	江戸川区平井 7-5-32	03-5631-9331/03-5631-9332					●
スズケン 中央支店	千代田区神田佐久間河岸 59	03-5820-1622/03-5820-1683	●	●	●		●
〃 東京北事業所	北区東十条 6-3-3	03-5249-5721/03-3903-6061				●	
メテイセオ 千代田支店	江東区佐賀 2-8-20	03-5621-2194/03-5621-2258	●				
〃 中央支店	江東区佐賀 2-8-20	03-5621-2153/03-5621-2258		●			
〃 港支店	江東区佐賀 2-8-20	03-5621-2156/03-5621-2258			●		
〃 文京支店	江東区佐賀 2-8-20	03-5621-2238/03-5621-2257				●	
〃 荒川支店	江東区佐賀 2-8-20	03-5621-2237/03-5621-2257					●
東邦薬品 新宿・千代田・豊島営業所	文京区水道 2-16-4	03-5976-2591/03-5976-2594	●			●	
〃 港・中央営業所	品川区勝島1-5-21東神ビル4F	03-5767-0689/03-3763-3600		●	●		
〃 江東営業所	葛飾区奥戸 1-25-1	03-5670-7003/03-5670-7007					●
マルタケ 東京支店	豊島区南大塚 1-2-7	03-5976-3200/03-5976-3284	●				●
バイタルネット 東京中央支店	板橋区泉町 40-1	03-5916-1800/03-5994-1175	●				●

(2) 区南部

医薬品卸販売業者			品川	大田
支店名	所在地	TEL/FAX		
アルフレッサ 品川・港支店	目黒区目黒本町 2-18-16	03-5773-3682/03-5773-3692	●	
〃 大田支店	目黒区目黒本町 2-18-16	03-5773-3684/03-5773-3694		●
スズケン 城南事業所	品川区東品川 4-9-28	03-3740-1511/03-3740-1525	●	●
メテイセオ 品川支店	川崎市高津区千年 1200-1	044-740-8083/044-740-8089	●	
〃 大田支店	川崎市高津区千年 1200-1	044-740-8084/044-740-8089		●
東邦薬品 品川営業所	品川区勝島1-5-21東神ビル4F	03-5767-0687/03-3763-3600	●	
〃 大田営業所	品川区勝島1-5-21東神ビル4F	03-5767-0686/03-3763-3600		●
マルタケ 西部営業所	世田谷区若林 3-35-13	03-5486-3511/03-5486-3500		●
バイタルネット 羽田出張所	大田区羽田空港 1-8-2 羽田メンテナンスセンター 2F	03-5703-7377/03-5708-7366		●

(3) 区西南部

医薬品卸売販売業者			目 黒	渋 谷	世 田 谷
支店名	所在地	TEL/FAX			
アルフレッサ 渋谷・目黒支店	目黒区目黒本町 2-18-16	03-5773-3683/03-5773-3693	●	●	
〃 世田谷支店	世田谷区千歳台 4-13-6	03-3484-4271/03-3484-4277			●
スズケン 世田谷事業所	世田谷区代沢 3-15-1	03-3422-5294/03-3419-1653	●	●	●
メテイセオ 目黒支店	川崎市高津区千年 1200-1	044-740-8083/044-740-8089	●		
〃 渋谷支店	杉並区堀ノ内 1-7-35	03-3318-5507/03-3318-5550		●	
〃 世田谷北支店	川崎市高津区千年 1200-1	044-740-8082/044-740-8089			●
東邦薬品 渋谷・目黒営業所	世田谷区代沢 5-2-1	03-3413-0521/03-3413-0532	●	●	
〃 世田谷営業所	世田谷区代沢 5-2-1	03-3413-8231/03-3413-0532			●
マルタケ 西部営業所	世田谷区若林 3-35-13	03-5486-3511/03-5486-3500	●	●	●
バイタルネット 東京支店	世田谷区弦巻 1-1-12	03-5433-4511/03-5433-4520	●	●	●

(4) 区西部

医薬品卸売販売業者			新 宿	中 野	杉 並
支店名	所在地	TEL/FAX			
アルフレッサ 千代田・中央支店	文京区水道 1-6-13	03-5805-6213/03-5805-6219	●		
〃 杉並・中野支店	杉並区井草 3-20-5	03-3301-7311/03-3301-9465		●	●
スズケン 世田谷事業所	世田谷区代沢 3-15-1	03-3422-5294/03-3419-1653	●		
〃 東京西事業所	練馬区高野台 2-3-17	03-5923-0861/03-3904-2171		●	●
メテイセオ 新宿支店	杉並区堀ノ内 1-7-35	03-3318-5500/03-3318-5526	●		
〃 中野支店	練馬区向山 1-11-13	03-5987-0020/03-5987-0040		●	
〃 杉並支店	杉並区堀ノ内 1-7-35	03-3318-5502/03-3318-5504			●
東邦薬品 新宿・千代田・豊島営業所	文京区水道 2-16-4	03-5976-2591/03-5976-2594	●		
〃 杉並・中野営業所	練馬区谷原 1-9-3	03-3997-3211/03-3995-0364		●	●
酒井薬品 中野営業所	中野区鷺宮 3-47-1	03-3337-8021/03-3337-8025			●
マルタケ 西部営業所	世田谷区若林 3-35-13	03-5486-3511/03-5486-3500		●	●
バイタルネット 東京中央支店	板橋区泉町 40-1	03-5916-1800/03-5994-1175		●	●

(5) 区西北部

医薬品卸売販売業者			豊島	北	板橋	練馬
支店名	所在地	TEL/FAX				
アルフレッサ 文京・豊島支店	文京区水道 1-6-13	03-5805-6201/03-5805-6207	●			
〃 北支店	板橋区相生町 4-6	03-3937-8311/03-3934-4801		●		
〃 板橋支店	板橋区相生町 4-6	03-3934-8311/03-3935-4034			●	
〃 練馬支店	杉並区井草 3-20-5	03-3301-6011/03-3301-9531				●
スズケン 東京北事業所	北区東十条 6-3-3	03-5249-5721/03-3903-6061	●	●		
〃 東京西事業所	練馬区高野台 2-3-17	03-5923-0861/03-3904-2171			●	●
メテイセオ 豊島支店	北区東田端 1-17-42	03-3809-5881/03-3809-5880	●			
〃 北支店	北区東田端 1-17-42	03-3809-7551/03-3809-7550		●		
〃 板橋支店	練馬区向山 1-11-13	03-5987-0871/03-5987-0875			●	
〃 練馬支店	練馬区向山 1-11-13	03-5987-0861/03-5987-0865				●
東邦薬品 新宿・千代田・豊島営業所	文京区水道 2-16-4	03-5976-2591/03-5976-2594	●			
〃 足立営業所	足立区鹿浜 3-1-6	03-3899-5171/03-3857-2192		●		
〃 練馬・板橋営業所	練馬区谷原 1-9-3	03-3997-3211/03-3995-0364			●	●
酒井薬品 中野営業所	中野区鷺宮 3-47-1	03-3337-8021/03-3337-8025				●
マルタケ 東京支店	豊島区南大塚 1-2-7	03-5976-3200/03-5976-3284	●			●
バイタルネット 東京中央支店	板橋区泉町 40-1	03-5916-1800/03-5994-1175	●		●	●

(6) 区東北部

医薬品卸売販売業者			荒川	足立	葛飾
支店名	所在地	TEL/FAX			
アルフレッサ 荒川・台東支店	江戸川区平井 7-5-32	03-5631-9331/03-5631-9332	●		
〃 足立支店	足立区竹の塚 2-3-23	03-3884-2211/03-3884-5599		●	
〃 葛飾支店	江戸川区平井 7-5-32	03-5631-9631/03-5631-9653			●
スズケン 東京北事業所	北区東十条 6-3-3	03-5249-5721/03-3903-6061	●		
〃 城北事業所	足立区梅田 7-27-6	03-3848-3411/03-3848-3412		●	
〃 葛飾事業所	葛飾区西新小岩 4-1-13	03-3695-6181/03-3695-0576			●
メテイセオ 荒川支店	江東区佐賀 2-8-20	03-5621-2237/03-5621-2257	●		
〃 足立支店	埼玉県三郷市上彦川戸 852-1	048-950-3028/048-950-3058		●	
〃 葛飾支店	埼玉県三郷市上彦川戸 852-1	048-950-3029/048-950-3059			●
東邦薬品 足立営業所	足立区鹿浜 3-1-6	03-3899-5171/03-3857-2192	●	●	
〃 葛飾・江戸川営業所	葛飾区奥戸 1-25-1	03-5670-7001/03-5670-7007			●
岩淵薬品 葛飾事業所	葛飾区立石 5-19-19	03-3693-5101/03-3697-4568			●
マルタケ 東京支店	豊島区南大塚 1-2-7	03-5976-3200/03-5976-3284	●		●
バイタルネット 城東出張所	江戸川区瑞江 1-9-4	03-5664-0733/03-5664-0966			●

(7) 区東部

医薬品卸売販売業者			墨 田	江 東	江 戸 川
支店名	所在地	TEL/FAX			
アルフレッサ 墨東支店	江戸川区平井 7-5-32	03-5631-9231/03-5631-9256	●	●	
" 江戸川支店	江戸川区平井 7-5-32	03-5631-9621/03-5631-9652			●
スズケン 城東支店	江東区北砂 1-7-11	03-5690-5701/03-5690-5700	●	●	
" 葛飾事業所	葛飾区西新小岩 4-1-13	03-3695-6181/03-3695-0576			●
メテイセオ 墨田支店	江東区佐賀 2-8-20	03-5621-2154/03-5621-2257	●		
" 江東支店	江東区佐賀 2-8-20	03-5621-2195/03-5621-2257		●	
" 江戸川北支店	墨田区緑 3-1-7	03-5638-8900/03-5638-8901			●
東邦薬品 江東営業所	葛飾区奥戸 1-25-1	03-5670-7003/03-5670-7007	●	●	
" 葛飾・江戸川営業所	葛飾区奥戸 1-25-1	03-5670-7001/03-5670-7007			●
岩淵薬品 葛飾事業所	葛飾区立石 5-19-19	03-3693-5101/03-3697-4568		●	●
マルタケ 東京支店	豊島区南大塚 1-2-7	03-5976-3200/03-5976-3284	●		
バイタルネット 城東出張所	江戸川区瑞江 1-9-4	03-5664-0733/03-5664-0966	●	●	●

(8) 西多摩

医薬品卸売販売業者			青 梅	福 生	羽 村	あ き る 野	瑞 穂	日 の 出	檜 原	奥 多 摩
支店名	所在地	TEL/FAX								
アルフレッサ 青梅支店	青梅市新町 8-7-6	0428-30-3170/0428-30-3175	●	●	●	●	●	●	●	●
スズケン 福生支店	福生市本町 43	042-553-1511/042-551-3536	●	●	●	●	●	●	●	●
メテイセオ 福生支店	羽村市五ノ神 4-11-14	042-555-7881/042-555-4408	●	●	●	●	●	●	●	●
東邦薬品 羽村営業所	羽村市五ノ神 3-10-4	042-554-4081/042-555-7803	●	●	●	●	●	●	●	●
酒井薬品 福生営業所	福生市武蔵野台 2-34-4	042-553-3211/042-553-3215	●	●	●	●	●	●	●	●

(9) 南多摩

医薬品卸売販売業者			八 王 子	町 田	日 野	多 摩	稻 城
支店名	所在地	TEL/FAX					
アルフレッサ 八王子支店	八王子市北野町 566-4	042-646-1321/042-645-8143	●		●		
" 町田支店	町田市野津町 914-1	042-734-0081/042-734-0016		●		●	●
スズケン 八王子支店	八王子市高倉町 5-1	042-648-1611/042-648-0711	●		●		
" 町田支店	町田市忠生 1-2-14	042-793-1511/042-793-0138		●			
" 府中第二支店	府中市四谷 6-13-1	042-367-3511/042-367-3488				●	●
メテイセオ 八王子支店	八王子市北野町 523-7	042-646-5531/042-644-7705	●		●		
" 町田支店	町田市大蔵町 292-1	042-734-5821/042-734-2385		●		●	●
東邦薬品 八王子営業所	八王子市大和田町 4-26-10	042-645-1313/042-646-6185	●		●		
" 町田・南多摩営業所	町田市木曽西 2-19-15	042-789-6501/042-791-6095		●		●	●
酒井薬品 八王子営業所	八王子市高倉町 5-7	042-642-2531/042-642-2540	●		●		
" 町田営業所	町田市金井町 2707-1	042-736-1411/042-736-4007		●		●	●
バイタルネット 八王子出張所	八王子市宇津木町 758-3	042-696-3722/042-691-8740	●	●	●		

(10) 北多摩西部

医薬品卸売販売業者			立川	昭島	国分寺	国立	東大和	武藏村山
支店名	所在地	TEL/FAX						
アルフレッサ 国立支店	府中市西原町 1-5-1	042-314-0223/042-314-0228	●	●	●	●	●	
" 青梅支店	青梅市新町 8-7-6	0428-30-3170/0428-30-3175						●
スズケン 府中第二支店	府中市四谷 6-13-1	042-367-3511/042-367-3488	●			●	●	
" 福生支店	福生市本町 43	042-553-1511/042-551-3536		●				●
" 小平支店	小平市御幸町 44-1	042-324-1511/042-325-2782		●				
メディセオ 国立支店	国立市谷保 5218	042-575-7511/042-574-7572	●		●	●	●	●
" 福生支店	羽村市五ノ神 4-11-14	042-555-7881/042-555-4408		●				
東邦薬品 立川・府中営業所	府中市美好町 1-38-4	042-366-3208/042-366-3228	●	●	●	●		●
" 東久留米営業所	東久留米市八幡町 3-16-42	042-475-8981/042-475-8985					●	
酒井薬品 八王子営業所	八王子市高倉町 5-7	042-642-2531/042-642-2540	●			●		
" 三鷹営業所	三鷹市野崎 1-11-22	0422-47-2131/0422-47-9279		●				
" 福生営業所	福生市武蔵野台 2-34-4	042-553-3211/042-553-3215		●				
" 小平第一営業所	小平市小川東町 5-20-1	042-343-7701/042-343-7706						●
バイタルネット 八王子出張所	八王子市宇津木町 758-3	042-696-3722/042-691-8740		●				

(11) 北多摩南部

医薬品卸売販売業者			武藏野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江
支店名	所在地	TEL/FAX						
アルフレッサ 調布支店	府中市西原町 1-5-1	042-314-0222/042-314-0229	●	●	●	●	●	●
スズケン 小平支店	小平市御幸町 44-1	042-324-1511/042-325-2782	●				●	
" 府中第一支店	府中市四谷 6-13-1	042-367-3511/042-367-3488		●	●	●		●
メディセオ 小金井支店	小金井市本町 6-9-36	042-384-5181/042-384-5195	●	●			●	
" 調布支店	府中市白糸台 3-36-8	042-369-3811/042-365-7907			●	●		●
東邦薬品 東久留米営業所	東久留米市八幡町 3-16-42	042-475-8981/042-475-8985	●					
" 立川・府中営業所	府中市美好町 1-38-4	042-366-3208/042-366-3228		●	●	●	●	●
酒井薬品 三鷹営業所	三鷹市野崎 1-11-22	0422-47-2131/0422-47-9279	●	●	●	●	●	●
バイタルネット 八王子出張所	八王子市宇津木町 758-3	042-696-3722/042-691-8740		●				
" 東京支店	世田谷区弦巻 1-1-12	03-5433-4511/03-5433-4520			●			

(12) 北多摩北部

医薬品卸売販売業者			小平	東村山	清瀬	東久留米	西東京
支店名	所在地	TEL/FAX					
アルフレッサ 小平支店	府中市西原町 1-5-1	042-314-0224/042-314-0227	●	●	●	●	●
スズケン 小平支店	小平市御幸町 44-1	042-324-1511/042-325-2782	●	●	●	●	●
メディセオ 武蔵野支店	西東京市田無町 5-7-18	042-464-2101/042-463-8205	●	●	●	●	●
東邦薬品 東久留米営業所	東久留米市八幡町 3-16-42	042-475-8981/042-475-8985	●	●	●	●	●
酒井薬品 小平第一営業所	小平市小川東町 5-20-1	042-343-7701/042-343-7706	●	●			
" 小平第二営業所	小平市小川東町 5-20-1	042-343-7701/042-343-7706			●	●	●

参考資料3 都内薬剤師会事務所

平成30年10月_東京都薬剤師会調べ

(1) 地区薬剤師会事務所

地 区	地区薬剤師会名	所 在 地	電話番号	FAX番号
千代田区	(一社)千代田区薬剤師会	千代田区神田駿河台1-5-6 コト-駿河台603	03-3292-0801	03-3292-0804
日本橋	(一社)日本橋薬剤師会	中央区日本橋久松町1-2 久松町区民館B1	03-3666-6554	03-3664-1626
京 橋	(一社)京橋薬剤師会	中央区銀座1-25-3 京橋プラザ2F	03-3567-5386	03-3535-5682
港 区	(一社)東京都港区薬剤師会	港区西新橋3-23-6 第1白川ビル3F、B1	03-3433-8053	03-3433-8059
新 宿 区	(一社)新宿区薬剤師会	新宿区新宿7-26-4 新宿区医師会区民健康センター1F	03-3208-1632	03-3208-6951
文 京 区	(一社)文京区薬剤師会	文京区大塚4-39-13 文京印刷会館3F	03-3943-4686	03-3943-8379
下 谷	(一社)下谷薬剤師会	台東区東上野3-15-11 和光堂薬局2F	03-6803-2245	03-6803-2403
浅 草	(一社)浅草薬剤師会	台東区蔵前4-34-9 伊東ビル2F	03-5829-8304	03-5821-3288
墨 田 区	(一社)墨田区薬剤師会	墨田区向島1-27-5 坂口第三ビル3F	03-3625-8934	03-3829-1199
江 東 区	(一社)江東区薬剤師会	江東区大島2-41-16-702	03-6912-6110	03-6912-6221
品 川	(一社)品川薬剤師会	品川区北品川3-11-16 品川第一地域センタービル1F	03-5715-8290	03-5715-8291
荏 原	(一社)荏原薬剤師会	品川区中延2-4-2	03-3784-3790	03-3785-2175
目 黒 区	(一社)目黒区薬剤師会	目黒区鷹番1-7-11 クレール鷹番102	03-3760-3487	03-3760-2138
大 田 区	(一社)大田区薬剤師会	大田区中央3-1-3 アルカティア中央	03-3772-8764	03-3777-8700
世 田 谷	(一社)世田谷薬剤師会	世田谷区池尻3-13-1 世田谷薬業会館	03-3421-4196	03-3795-9777
玉 川 砧	(一社)玉川砧薬剤師会	世田谷区桜新町1-3-8 桜新町グリーンハイム202	03-3705-6066	03-5758-3622
渋 谷 区	(一社)渋谷区薬剤師会	渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田1F	03-6455-2966	03-6455-2967
中 野 区	(一社)中野区薬剤師会	中野区中野1-15-7	03-5330-8934	03-3227-9393
杉 並 区	(一社)杉並区薬剤師会	杉並区荻窪4-21-17	03-3393-3080	03-3393-3557
豊 島 区	(公社)豊島区薬剤師会	豊島区南池袋3-2-6	03-3984-7519	03-3988-4427
北 区	(一社)北区薬剤師会	北区王子2-3-1 北区薬業会館内	03-3914-5171	03-3914-9976
荒 川 区	(一社)荒川区薬剤師会	荒川区荒川6-42-12 フォルツア町屋1F	03-3819-0550	03-3819-0557
板 橋 区	(一社)板橋区薬剤師会	板橋区常盤台1-40-1 木下ビル	03-5915-2077	03-5915-2066
練 馬 区	(一社)練馬区薬剤師会	練馬区富士見台3-56-3	03-5848-4450	03-5848-4460
足 立 区	(一社)足立区薬剤師会	足立区千住1-26-1 トロイアビル2F	03-5813-8933	03-5813-8934
葛 飾 区	(一社)葛飾区薬剤師会	葛飾区四つ木1-21-5 オゾン薬局2F	03-3693-0185	03-3693-0185
江戸川区	(公社)江戸川区薬剤師会	江戸川区中央1-3-13 中里ビル3F	03-5607-1535	03-5607-1513

地 区	地区薬剤師会名	所 在 地	電話番号	FAX番号
西 多 摩	(一社)西多摩薬剤師会	青梅市東青梅4-17-41	0428-21-4499	0428-21-4489
	(一社)青梅市薬剤師会	青梅市東青梅4-17-32	0428-23-8880	0428-23-6608
八王子市	(一社)八王子薬剤師会	八王子市旭町12-1 フルマ802 4F	042-649-9011	042-649-9012
南 多 摩	(一社)南多摩薬剤師会	多摩市中沢2-5-6-2F	042-372-7040	042-338-0777
町 田 市	(一社)町田市薬剤師会	町田市金井2-3-19 くさなぎビル201	042-708-9181	042-708-9182
府 中 市	(一社)府中市薬剤師会	府中市府中町2-25-16 府中市保健センター	042-368-7400	042-360-9091
調 布 市	(一社)調布市薬剤師会	調布市布田5-25-1 アブニール調布102	042-499-3472	042-444-1200
狛 江 市	(一社)狛江市薬剤師会	狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター2F	03-5497-2501	03-5497-2502
多摩中央	(一社)小金井市薬剤師会	小金井市本町1-8-12 東栄ビル3F	042-380-6454	042-388-9212
	(一社)国分寺市薬剤師会	国分寺市南町3-18-17	042-321-0837	042-323-5564
北 多 摩	(一社)北多摩薬剤師会	立川市錦町2-1-32 山崎ビルⅡ-201	042-548-8256	042-548-8257
	(一社)立川市薬剤師会	立川市柴崎町3-5-11 辰午ビル301	042-527-6556	042-527-5467
	(一社)昭島市薬剤師会	昭島市朝日町1-1-10	042-541-2208	042-545-0354
	(一社)国立市薬剤師会	国立市富士見台2-18-7 富士見台調剤薬局2F	042-577-1684	042-574-3600
	(一社)東大和市薬剤師会	東大和市南街5-69-10	042-562-6065	042-561-5671
	(一社)武蔵村山市薬剤師会	武蔵村山市緑が丘1460-50-54	042-566-5141	042-566-5140
武蔵野市	(一社)武蔵野市薬剤師会	武蔵野市中町3-7-1 武蔵野コホーラス105	0422-55-6710	0422-55-6717
三 鷹 市	(一社)三鷹市薬剤師会	三鷹市上連雀7-4-8	0422-49-7766	0422-47-8080
西 武	(一社)西武薬剤師会	小平市美園町3-1-8 三多摩ビル1F	042-348-8120	042-348-8121
	(一社)西東京市薬剤師会	西東京市田無町4-25-5 カミシダビル303	042-450-6320	042-450-6322
	(一社)小平市薬剤師会	小平市美園町3-1-8 三多摩ビル1F	042-348-8120	042-348-8121
	(一社)東久留米市薬剤師会	東久留米市南沢5-18-50	042-451-9007	042-451-9008
	(一社)清瀬市薬剤師会	清瀬市松山2-1-5	042-491-5845	042-491-5846
	(一社)東村山市薬剤師会	東村山市栄町2-4-4 ヘルビー司5F	042-392-8880	042-394-0897

(2) 東京都薬剤師会事務所

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
(公社)東京都薬剤師会	千代田区神田錦町1-21	03-3294-0271	03-3294-7359

参考資料4 医薬品・医療資器材備蓄リスト【参考】(p27 関連)

(1) 区市町村における災害用の医療用医薬品備蓄リスト【参考】 H25.3.29版
～発災から3日目までに（緊急）医療救護所で使用する医薬品～

No	薬効分類 (薬効分類コード)	薬効	区分	管理	一般名	商品名の例 ※斜体はプレフィルドシリンジ	備考
1	催眠鎮静剤・抗不安剤(112)	催眠・鎮静、バルビツール酸系抗てんかん剤	注	劇・向	フェノバルビタール	フェノバール注射液 100mg	けいれん発作の対処療法にも応用可
2		マイナートランキライザー	内	向	ジアゼパム	セルシン錠 2mg／ホリゾン錠 2mg	
3		マイナートランキライザー	注	向	ジアゼパム	セルシン注射液 10mg／ホリゾン注射液 10mg	
4		チエノトリアゾロジアセピン系睡眠導入剤	内	向	プロチゾラム	レンドルミンD錠 0.25mg	
5	精神神経用剤(117)	チエノジアゼピン系精神安定剤	内	向	エチゾラム	デパス錠 0.5mg	
6		抗精神病、D ₂ ・5-HT ₂ 拮抗剤	内		リスペリドン	リスピダールOD錠 1mg	
7	解熱鎮痛消炎剤(114)	プロピオノ酸系消炎鎮痛剤	内		ロキソプロフェンナトリウム水和物	ロキソニン錠 60mg	
8		フェニル酢酸系消炎鎮痛剤	外	劇・冷	ジクロフェナクナトリウム	ボルタレンサポ(坐剤)50mg	
9		アミノフェノール系解熱鎮痛剤	内		アセトアミノフェン	カロナール錠 200mg	小児/大人
10		アミノフェノール系解熱鎮痛剤	外	冷	アセトアミノフェン	アンヒバ坐剤小児用 100mg	小児
11	総合感冒剤(118)	総合感冒薬	内		サリチルアミド、アセトアミノフェン、無水カフェイン、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩	PL配合顆粒(分包 1g)	
12	局所麻酔薬(121)	アニリド系局所麻酔・不整脈治療剤	注	劇	リドカイン	キシロカイン注ポリアンプ 1%10mL ※キシロカイン注シリンジ 1%10mL	
13		アニリド系局所麻酔・不整脈治療剤	外	劇	リドカイン	キシロカインゼリー2%30mL	
14		アニリド系局所麻酔・不整脈治療剤	外	劇	リドカイン	キシロカインポンプスプレー8%80g	
15	鎮痙剤(124)	鎮痙四級アンモニウム塩	内		ブチルスコポラミン臭化物	ブスコパン錠 10mg	
16		鎮痙四級アンモニウム塩	注	劇	ブチルスコポラミン臭化物	ブスコパン注 20mg ※スコポラミン注 20mg シリンジ	
17	止しや剤・整腸剤(231)	生菌製剤	内		耐性乳酸菌	ビオフェルミンR錠 6mg	
18	消化性潰瘍用剤(232)	プロトンポンプインヒビター	内		ランソプラゾール	タケプロンOD錠 15mg	
19		胃炎・胃潰瘍治療剤	内		レバミピド	ムコスタ錠 100mg	
20	下剤・浣腸剤(235)	緩下剤	内		センノシド	ブルゼニド錠 12mg	
21		緩下剤	内		ピコスルファートナトリウム水和物	ラキソベロン内用液 0.75%10mL	小児
22		浣腸剤	外		グリセリン	(グリセリン浣腸液 50%)40mL／60mL	
23	その他の消化器官能用薬(239)	ベンザミド系消化器機能異常治療剤	内		メクロプラミド	プリンペラン錠 5mg	
24		消化管運動改善剤	内		ドンペリドン	ナウゼリンドライシロップ 1%(分包 1g)	小児
25	強心剤(211)	ジギタリス強心配糖体	内	劇	ジゴキシン	ジゴシン錠 0.125mg	
26	利尿剤(213)	ループ利尿薬	内		フロセミド	ラシックス錠 20mg	
27		ループ利尿薬	注		フロセミド	ラシックス注 20mg ※フロセミド注 20mgシリンジ	

No.	薬効分類 (薬効分類コード)	薬効	区分	管理	一般名	商品名の例 ※斜体はプレフィルドシリンジ	備考
28	血圧降下剤(214)	α β一遮断剤	内		カルベジロール	アーチスト錠 10mg	
29		アンギオテンシンⅡ受容体拮抗剤	内		カンデサルタンシレキセル	プロプレス錠 8mg	
30		ジヒドロピリジン系 Ca 拮抗剤	内	劇	アムロジピンベシル酸塩	アムロジン OD 錠 5mg	
31	血管拡張剤(217)	冠動脈拡張剤	舌下	劇	ニトログリセリン	ニトロベン舌下錠 0.3mg	
32		冠動脈拡張剤	外	劇	ニトログリセリン	ミリステープ 5mg	
33	鎮咳剤(222)	中枢性鎮咳薬	内		デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	メジコン錠 15mg	
34	去痰剤(223)	気道潤滑去痰剤	内		アンブロキソール塩酸塩	ムコソルバーン錠 15mg	
35	鎮咳去痰剤(224)	中枢性鎮咳薬	内		チペビジンヒベンズ酸塩	アスペリン錠 10mg	
36		キサンチン系気管支拡張剤	内	劇	テオフィリン	ユニフィル LA 錠 200mg	
37	気管支拡張剤(225)	気管支拡張β-刺激剤	外		サルブタモール硫酸塩	サルタノールインヘラ-100 μg	
38		気管支拡張β-刺激剤	外		ツロブテロール	ホクナリンテープ 0.5mg	小児
39		気管支拡張β-刺激剤	外		ツロブテロール	ホクナリンテープ 2mg	
40	その他の呼吸器官用薬(229)	吸入ステロイド・気管支拡張β2-刺激喘息治療配合剤	外		ブデソニド・ホルモテロールフルマル酸塩水和物	シムピコートタービュヘイラ-30 吸入	
41		口腔・咽喉感染予防剤	内		デカリニウム塩化物	SP トローチ 0.25mg錠	OTC で代用可
42	副腎ホルモン剤(245)	副腎皮質ホルモン	内		プレドニゾロン	プレドニゾロン錠 5mg	
43		副腎皮質ホルモン	注		ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム	ソル・コーテフ注射用 100mg	
44	その他のホルモン剤(249)	膵臓ホルモン	注	劇・冷	ヒトイインスリン(遺伝子組換え)	ヒューマリンR注 100 単位/mL (10mL)	
45		針付シリンジ(インスリン用)	外				
46		膵臓ホルモン	注	2~8°C	ヒトイインスリン(遺伝子組換え)	ヒューマリン 3/7 注ミリオペン	
47		針(ミリオペン用)					
48	糖尿病用剤(396)	スルホニル尿素系血糖降下剤	内	劇	グリメピリド	アマリール OD 錠 1mg	
49		インスリン抵抗性改善血糖降下剤	内		ピオグリタツン塩酸塩	アクトス OD 錠 15mg	
50	血液凝固阻止剤(333)	※血糖検査器・検査紙も必要					
51		栄養補給薬	注		ブドウ糖	(5%ブドウ糖液 500mL)	
52	血液代用剤(331)	ブドウ糖液	注		ブドウ糖液	(20%ブドウ糖液 20mL)	
53		抗凝血剤	内		ワーファリンカリウム	ワーファリン錠 1mg	
54		サリチル酸計解熱鎮痛・抗血小板剤	内		アスピリン	バイアスピリン錠 100mg	
55	アレルギー用薬(441,449)	体液用剤・手術用灌流洗浄液	注		乳酸リングル液	ラクテック注 500mL	
56		等張液	注		生理食塩液	(生理食塩液 100mL)	
		等張液	注		生理食塩液	(生理食塩液 20mL)	洗眼液としても使用
		抗ヒスタミン薬	内		クロルフェニラミンマレイン酸塩	ポララミン錠 2mg	
		アレルギー性疾患治療剤	内		フェキソフェナジン塩酸塩	アレグラ OD 錠 60mg	

No.	薬効分類 (薬効分類コード)	薬効	区分	管理	一般名	商品名の例 ※斜体はプレフィルドシリンジ	備考
57	グラム陽性・陰性菌に作用するもの(613)	セフェム系抗生物質(第三世代)	内		セフカペンピボキシル塩酸塩水和物	フロモックス錠 100mg	
58		セフェム系抗生物質(第三世代)	内		セフカペンピボキシル塩酸塩水和物	フロモックス小児用細粒 100mg(分包 0.5g)	小児
59		セファマイシン系抗生物質(第2世代)	注		セフメタゾールナトリウム	セフメタゾン点滴静注用 1g(キット)	
60	グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの(614)	マクロライド系抗生物質	内		クラリスロマイシン	クラリシッド錠 200mg/クラリス錠 200mg	
61		15員環マクロライド系抗生物質	内		アジスロマイシン水和物	ジスロマック細粒小児用 10%(分包 1g)	
62	その他の抗生物質製剤(619)	複合合成ペニシリン	内		アンビシリン・クロキサシンナトリウム水和物	ビクシリンS配合錠 250mg	
63	合成抗菌剤(624)	ニューキノロン系抗菌剤	内		レボフロキサシン水和物	クラビット錠 500mg	
64	毒素及びトキソイド類(632)	トキソイド	注	劇・冷	生物学的製剤	沈降破傷風トキソイドシリンジ	
65	眼科用剤(131)	アレルギー性疾患治療剤	外		オロバタジン塩酸塩	パタノール点眼液 0.1%(5mL)	
66		ニューキノロン系抗菌剤	外		レボフロキサシン水和物	クラビット点眼液 0.5%(5mL)	
67		副交感神経刺激・縮瞳	外		ピロカルピン塩酸塩	サンピロ点眼液 2%(5mL)	
68	(263)化膿性疾患用剤	アミノグリコシド系抗生物質	外		ゲンタマイシン硫酸塩	ゲンタシン軟膏／クリーム 0.1% (10g)	
69		アミノグリコシド系抗生物質	外		フラジオマイシン硫酸塩	ソフラチュール貼付剤 10cm	
70	消炎剤(264)鎮痛・鎮痺・収斂・	副腎皮質ホルモン・抗生物質配合剤	外		ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩	リンデロン-VG 軟膏／クリーム 0.12%(5g)	
71		消炎剤	外		アズレン	アズノール軟膏 0.033%(20g)	
72		プロピオン酸系消炎鎮痛剤(貼付剤)	外		ロキソプロフェンナトリウム水和物	ロキソニンテープ 100mg	
73		インドール酢酸系解熱消炎鎮痛剤	外		インドメタシン	インテバンクリーム 1%(25g)	
74	防疫用殺菌消毒剤(261)外皮用殺菌消毒剤(732)	擦式手指消毒用剤	外		ベンザルコニウム塩化物	(ウエルパス手指消毒液 0.2%)	
75		消毒剤	外	冷	次亜塩素酸ナトリウム	(次亜塩素酸ナトリウム)	OTC 等で代用可
76		殺菌消毒剤	外		エタノール	(消毒用エタノール又はスワップパッド消毒用エタノール)	
77		殺菌消毒剤(皮膚・粘膜用)	外		クロルヘキシジングルコン酸塩	(クロルヘキシジングルコン酸塩 0.05%又はスワブスティックヘキシン)	
78		殺菌消毒剤(皮膚・粘膜用ヨード剤)	外		ポピドンヨード	(ポピドンヨード液 10%又はスワブスティックポピドンヨード)	
79		殺菌消毒剤(皮膚・粘膜用)	外		ベンザルコニウム塩化物	(スワブスティックベンザルコニウム)	
80		殺菌消毒剤	外		アクリノール水和物	(アクリノール液 0.1%)	
81	緊急医療救護所で、病院へ搬送前に必要になることを想定)蘇生用医薬品(緊	副腎臓質ホルモン	注	劇	アドレナリン	ボスミン注 1mg ※アドレナリン注 0.1%シリンジ	
82		副腎臓質ホルモン	注	劇	アドレナリン	エピペン注射液 0.3mg(自己注射用キット)	
83		制酸・中和剤	注		炭酸水素ナトリウム	メイロン静注 7%250mL	
84		ベンズアゾン系鎮痛剤	注	劇・向	ペントゾン	ソセゴン注射液 15mg	

(2) 区市町村における災害用の医療資器材等の備蓄リスト【参考】H25.9.30版
～発災から3日目までに(緊急)医療救護所で使用する医療資器材等～ 患者1,000名当たりの量

区分	品名	数量	備考
診断用	(聴診器Wヘッド(ケース付))	16 個	医師が持参しない場合は区市町村で用意
	(アネロイド血圧計)	8 個	医師が持参しない場合は区市町村で用意 救護所の騒音を加味すると電子血圧計がより良い
	(" 血圧計小児用カフ)	4 個	医師が持参しない場合は区市町村で用意
	(テーラー式打診器)	4 本	医師が持参しない場合は区市町村で用意
	(ペンライト(瞳孔ゲージ付))	8 本	医師が持参しない場合は区市町村で用意
	(電子体温計)	8 本	医師が持参しない場合は区市町村で用意
	舌圧子(ディスポ)	40 本	
	バイトスティック(舌圧子兼開口器)	8 本	
外科用具 (鉗子類)	止血鉗子(無鈎)	20 本	ディスポでも可
	" (有鈎)	20 本	ディスポでも可
	" モスキート(無鈎)	20 本	ディスポでも可
	" モスキート(有鈎)	20 本	ディスポでも可
	外科剪刀(両鈍反)	20 本	ディスポでも可
	外科剪刀(片尖直)	20 本	ディspoでも可
	ピンセット13cm(無鈎)	50 本	ディspoでも可
	ピンセット13cm(有鈎)	20 本	ディspoでも可
	持針器マチュー16cm	20 本	
	消息子18cm	4 本	
	マギル鉗子(大)	4 本	
	" (小)	4 本	
外科用具(耳鼻 眼科用鉗子)	(耳鏡(乾電池式)大中小のアダプタ付き)	1 組	医師が持参しない場合は区市町村で用意
外科用具 (ディスポ製品)	ディスポメス(柄付)No. 10	200 個	
	ディスポメス(柄付)No. 11	200 個	
	ディスポメス(柄付)No. 20	200 個	
	針付縫合糸2-0	200 本	
	針付縫合糸3-0	200 本	
	針付縫合糸5-0	200 本	
	膿盆20cm	20 個	
	鉗子立	4 個	
	綿球	200 本	
	綿棒	200 本	
骨折用	(簡易式無影灯)	1 台	可能であれば小型の無影灯を用意
	メディシーネ(大)	10 本	
	メディシーネ(中)	10 本	
	メディシーネ(小)	10 本	
	アルフェンス 2号	12 枚	
	アルフェンス 8号	24 枚	
	アルフェンス 10号	48 枚	
	頸部固定カラー(L)	4 個	
	頸部固定カラー(M)	4 個	
	頸部固定カラー(S)	4 個	
	頸部固定カラー(SS)	4 個	
止血带	万能副子	10 個	
	止血帶(プラメタ)	10 個	

区分	品名	数量	備考
蘇生用 基本的に緊急医療救護所では重症者の治療は行わないですが、病院へ搬送するまでの間に必要になる可能性があるため、最少量を記載しています。	CPRボード	1 個	
	アンビューバッグ(成人用、小児用)	1 個	
	吸引器	1 個	
	気管内チューブ カフ付 7mm	10 本	
	気管内チューブ カフ無 3mm	10 本	
	気管内チューブ カフ無 5mm	10 本	
	サクションカテーテル10Fr	10 本	
	サクションカテーテル12Fr	10 本	
	サクションカテーテル14Fr	10 本	
	経鼻エアウェイ 6mm	2 本	
	経鼻エアウェイ 7mm	2 本	
	経鼻エアウェイ 8mm	2 本	
	経口エアウェイ (大)	2 個	
	経口エアウェイ (中)	2 個	
	経口エアウェイ (小)	2 個	
(パルスオキシメーター)	蘇生用(気管挿管セット)	1 個	
		1 台	医師が持参しない場合は区市町村で用意
血糖測定器	測定器、センサー、採血器具	1 台	
看護用	洗面器	8 個	
	ビニールバケツ(10L)	8 個	
	ポリ袋 (大)	200 枚	
	ポリ袋 (小)	200 枚	
感染防止用	ディスポマスク	400 枚	
	手術用手袋No.6. 5	100 双	
	手術用手袋No.7. 5	100 双	
	手術用手袋No.8. 0	100 双	
	サーボカルガウン L	30 枚	
	サーボカルガウン M	30 枚	
	ディスポーザブルエプロン	60 枚	
	ディスポラテックスグローブS	400 枚	
	ディスポラテックスグローブM	400 枚	
	ディスポラテックスグローブL	400 枚	
	Tシャツ (大)	20 枚	
	Tシャツ (中)	20 枚	
輸液・助産用 輸血や助産は行わないことを前提として、それらに必要な器具はリストに入れていません。	輸液セット TS-A450CK	100 個	
	小児用輸液セット TK-A251PK72	40 個	
	翼状針18G	40 本	
	翼状針21G	40 本	
	翼状針23G	40 本	
	注射針19G	200 本	
	静脈留置針18G	40 本	
	静脈留置針22G	40 本	
	静脈留置針24G	40 本	
	注射器2. 5cc 23G付	200 本	
	注射器10cc 22G付	200 本	
	注射器 20cc 針なし	100 本	
	延長チューブ	100 本	
	三方活栓	100 個	
	駆血帶	10 個	
	(点滴用ガートル架)	4 個	ロープとS字フックで代用しても可

区分	品名	数量	備考
衛生材料	伸縮包帯5cm×4.5m	100 本	
	伸縮包帯7.5cm×4.5m	100 本	
	滅菌三角巾	100 個	
	ネット包帯 指用 0.8cm×20m	4 箱	
	ネット包帯 四肢用 1.6cm×20m	4 箱	
	ネット包帯 胴体用 7.5cm×20m	4 箱	
	救急包帯(大)	60 本	
	救急包帯(小)	60 本	
	救急包帯 多頭帶型(中)	20 個	
	救急包帯 多頭帶型(小)	20 個	
	滅菌ガーゼ(15cm×15cm)	2000 枚	
	滅菌タオル包帯(大)	20 個	
	滅菌タオル包帯(小)	20 個	
	絆創膏(小)1.2cm巾	100 個	
	絆創膏(大)5cm巾	24 個	
	救急絆創膏(各種サイズ入り)	1000 枚	
	ロール状絆創膏	4 個	
	眼帯	40 個	
	局方ガーゼ30cm×10m	4 本	
	トイレットペーパー	48 個	
	清浄綿	400 包	
	脱脂綿 100g	40 包	
	大人用紙オムツ(L)	100 枚	
	患者用検査衣	20 着	
	(AED)	1 台	役所等で常備している物を使用
	(超音波診断装置)	1 台	可能であれば充電式小型の超音波診断装置を用意
雑品	洗浄ポリビン500cc	10 個	傷口の洗浄等で使用
	ポリタンク10L	4 個	
	紙コップ200cc	100 個	
	石鹼	10 個	
	液体石鹼250ml	8 個	
	懐中電灯(単2電池2個用、防水性)	2 個	
	安全カミソリ	100 個	
	はさみ	10 個	
	ゴミ袋(大)	100 個	
	ビニール袋	100 枚	
	タオル(白無地／手拭サイズ)	20 枚	
	救急シート(保温用)	40 個	
	片面吸水ドレープ90×90cm	40 枚	
	感染性廃棄物用ゴミ箱(20リットル)	6 個	
	感染性廃棄物用シール(3色セット)	200 組	
	トリアージカード	適量	
	薬袋	適量	
	お薬手帳	適量	
	災害用処方せん	適量	
	災害用カルテ	適量	
	生理用ナプキン	適量	
	ロープ、S字フック	適量	
	シーツ	適量	救護所内での目隠しとしても使用
	筆記用具、紙、画板	適量	

(3) 備蓄用OTC医薬品リスト【参考】

区分	カテゴリー	備考
一般用医薬品、 医薬部外品等	総合感冒薬(小児用シロップ剤含む)	適量
	解熱鎮痛剤	適量
	咳止め	適量
	総合ビタミン剤	適量
	便秘薬	適量
	鼻炎用薬	適量
	総合胃腸薬	適量
	下痢止め(止泻薬)	適量
	涙液型点眼薬	適量
	うがい薬	適量
	シップ薬	適量
	外用皮膚炎用薬	適量
	殺菌消毒薬	適量
	リップクリーム	適量
	ハンドクリーム	適量
	コンタクトレンズ洗浄剤、保存剤、保存容器	適量

災害用処方せん

様式 1

患 者	氏 名 (カタカナでの記載も可)	男 ・ 女	医療救護所等の名称・所在地	
	昭・平 ・西暦	年　月　日生	処方医師が所属する医療支援チーム等の名称	
交付年月日		年　月　日	処方医師氏名	
処 方	使用期間	連絡先(スマートフォン・携帯電話番号等) 交付の日を含めて4日以内		
備 考	患者連絡先(スマートフォン・携帯電話番号等)			
調剤済 年月日	年　月　日	調剤した 薬剤師氏名		
調剤所 の名称 所在地	<input type="checkbox"/> 医師がこの処方せんを発行 した医療救護所等に同じ <input type="checkbox"/> その他(余白へ具体的に記載)	調剤した 薬剤師の 所属する 薬剤師班 等の名称	<input type="checkbox"/> _____ 都・道 府・県 地区	薬剤師班 □その他(余白へ具体的に記載)

※ この書類は、調剤を行った場所(医療救護所の調剤所等)で保管してください。

様式 2(モテ)

医療救護所等	名称
	所在地

【災害用 緊急薬袋】

処方履歴が記入されています、
繰返しご使用願います。

おくすり袋

お名前

様

内用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用 法	医 師 薬剤師
/	1日 回 日分 毎回 錠・包・カプセル () ずつ服用	朝 食前・食後 昼 食後2時間 夕 ()時間毎 就寝前	医・薬
/	1日 回 日分 毎回 錠・包・カプセル () ずつ服用	朝 食前・食後 昼 食後2時間 夕 ()時間毎 就寝前	医・薬
/	1日 回 日分 毎回 錠・包・カプセル () ずつ服用	朝 食前・食後 昼 食後2時間 夕 ()時間毎 就寝前	医・薬

*裏面に外用薬の処方履歴欄があります。

出典：薬剤師のための災害対策マニュアルを参考に作成

様式2(ウラ)

ご注意事項

- 薬をお受け取りの際はお名前をお確かめのうえ、用法、用量に従って正しく服用ください。
- 用法に記された「食後」とは食後30分以内、「食前」とは食事前30分のことです。
「寝る前」とは寝る前30分のことです。
- 薬は湿気、高温、日光をさけて保存し、子供の手の届かない安全な場所で保管してください。
- 調剤後、長期間たった薬は、副作用や事故の原因となりますので使用しないでください。

□外用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用 法	医 師 薬剤師
/		うがい薬 坐薬 塗り薬 用法:	医・薬
/		うがい薬 坐薬 塗り薬 用法:	医・薬
/		うがい薬 坐薬 塗り薬 用法:	医・薬

※受診の際には医師・薬剤師にこのおくすり袋を提示してください。

出典：薬剤師のための災害対策マニュアル

No. _____

様式 3**医薬品等発注書(FAX)**

年 月 日 時 分 送付

送付者(医薬品等納品先)			
名称	<input type="checkbox"/> 医療救護所 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 災害薬事センター <input type="checkbox"/> その他		
所在地	〒		
T E L		F A X	
Eメール			
ふりがな	担当者	納品希望日	年 月 日
担当者			



送付先			
医薬品卸等名称	<input type="checkbox"/> アルフレッサ <input type="checkbox"/> オスズケン <input type="checkbox"/> 東邦薬品 <input type="checkbox"/> メディオ <input type="checkbox"/> その他 ()	支店等名称	<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 営業所

No.	医薬品等名称	剤形	規格	発注数量	備考
例	カロナール	錠	200mg	500T	【記載例】
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

※ FAX送信後、送付先に電話連絡して到達を確認すること。

医療チーム等派遣要請書

1 要請元	名 称		
	担当者名		
	電話／FAX	TEL	FAX



月 日 時 分 要請

2 要請先	名 称		
	担当者名		
	電話／FAX	TEL	FAX

派遣要請

1 医療チーム等の必要数

(希望する種別) (必要チーム数)

医・歯・薬	班
-------	---

2 参集場所

(施設名) (電話番号)

(住 所) (FAX番号)

3 その他事項

活動予定時間

		月	日	時	～			月	日	時
--	--	---	---	---	---	--	--	---	---	---

(活動予定場所、活動内容など)

特記事項

◎ 要請系統を確認してください(※事前ルールがある場合を除く)

病院※・診療所
(※災害拠点病院を除く)
医療救護所

区市町村
医療救護活動拠点

医療対策拠点

東京都

災害拠点病院

医療対策拠点

➡ 電話 + 様式4

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P146 様式4

整理No.

**医療チーム 編成
参集 報告書**

様式 5

平成 年 月 日 時 分 送付

団体名	(医師会や災害拠点病院名など医療チームを編成する団体名)
担当部課 担当者名	
電話番号 FAX番号	(電話番号) (FAX番号)



(送付先に○をつける)
東京都福祉保健局
[] 医療対策拠点
_____区市町村

構成メンバー

No.	リーダー	氏名 (カタカナ)	職種	専門・資格
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※都・拠点・区市町村欄

(チームNo.)

都No.

医対拠点No.

区市町村No.

(一次参集場所)

施設名

住 所

電話番号

担当者名

(活動場所・参集拠点)

施設名

住 所

電話番号

担当者名

(活動予定時間)

(移動手段)

連絡先情報**携帯電話番号**

(主) (副)

衛星携帯電話番号

(主) (副)

メールアドレス

(主) (副)

資器材**資器材情報** ※資器材名、数量等を記入してください**被災地内の移動手段****移動手段**

なし 自動車 医療機関の緊急車両 医療機関のその他車両

その他機関 その他()

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P148 様式5

第4章 災害薬事関連通知・事務連絡

カテゴリ	通知・事務連絡の名称等												
医療保険及び診療（調剤）報酬等	<p>①平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成30年9月6日事務連絡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東日本大震災 (平成23年3月) 東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日事務連絡)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成28年熊本地震 (平成28年4月) 平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成28年4月15日事務連絡)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">大阪府北部地震 (平成30年6月) 平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年6月18日事務連絡)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成30年7月豪雨 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年7月6日事務連絡)</td></tr> </table> <p>②平成30年北海道胆振東部地震による被災伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東日本大震災 (平成23年3月) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成28年熊本地震 (平成28年4月) 平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成30年7月豪雨 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年7月9日事務連絡)</td></tr> </table> <p>③平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成30年7月12日事務連絡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東日本大震災 (平成23年3月) 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成28年熊本地震 (平成28年4月) 平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成28年4月21日事務連絡)</td></tr> </table> <p>④平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について(平成23年3月17日事務連絡)^{※1}</p>	大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡	東日本大震災 (平成23年3月) 東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日事務連絡)	平成28年熊本地震 (平成28年4月) 平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成28年4月15日事務連絡)	大阪府北部地震 (平成30年6月) 平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年6月18日事務連絡)	平成30年7月豪雨 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年7月6日事務連絡)	大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡	東日本大震災 (平成23年3月) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)	平成28年熊本地震 (平成28年4月) 平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)	平成30年7月豪雨 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年7月9日事務連絡)	大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡	東日本大震災 (平成23年3月) 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)	平成28年熊本地震 (平成28年4月) 平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成28年4月21日事務連絡)
大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡													
東日本大震災 (平成23年3月) 東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日事務連絡)													
平成28年熊本地震 (平成28年4月) 平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成28年4月15日事務連絡)													
大阪府北部地震 (平成30年6月) 平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年6月18日事務連絡)													
平成30年7月豪雨 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年7月6日事務連絡)													
大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡													
東日本大震災 (平成23年3月) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)													
平成28年熊本地震 (平成28年4月) 平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)													
平成30年7月豪雨 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年7月9日事務連絡)													
大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡													
東日本大震災 (平成23年3月) 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)													
平成28年熊本地震 (平成28年4月) 平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成28年4月21日事務連絡)													
医薬品医療機器等法（旧：薬事法）	<p>⑤平成28年熊本地震における処方箋医薬品の取扱いについて(平成28年4月19日事務連絡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">大規模災害時に発出された⑤と同意の事務連絡</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東日本大震災 (平成23年3月) 平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月12日事務連絡)</td></tr> </table> <p>⑥平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での医薬品等の融通について(平成28年4月20日事務連絡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">大規模災害時に発出された⑥と同意の事務連絡</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東日本大震災 (平成23年3月) 東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について(平成23年3月18日事務連絡)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は薬局間の医薬品等の融通について(平成23年3月30日事務連絡)</td></tr> </table>	大規模災害時に発出された⑤と同意の事務連絡	東日本大震災 (平成23年3月) 平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月12日事務連絡)	大規模災害時に発出された⑥と同意の事務連絡	東日本大震災 (平成23年3月) 東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について(平成23年3月18日事務連絡)	東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は薬局間の医薬品等の融通について(平成23年3月30日事務連絡)							
大規模災害時に発出された⑤と同意の事務連絡													
東日本大震災 (平成23年3月) 平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月12日事務連絡)													
大規模災害時に発出された⑥と同意の事務連絡													
東日本大震災 (平成23年3月) 東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について(平成23年3月18日事務連絡)													
東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は薬局間の医薬品等の融通について(平成23年3月30日事務連絡)													

カテゴリ	通知・事務連絡の名称等						
医薬品医療機器等法(旧:薬事法) ※2	⑦ 北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)						
	⑧ 平成30年7月豪雨に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(平成30年7月19日事務連絡)						
	⑨ 平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて(平成23年3月24日薬食総発0324第1号・薬食機発0324第1号)						
	⑩ 平成30年7月豪雨に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて(平成30年7月13日事務連絡)						
文書保存 ※3	⑪ 文書保存に係る取扱いについて(医療分野)(平成23年3月31日事務連絡)						
	⑫ 卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(疑義照会)(平成24年12月17日24福保健薬第2895号)						
	⑬ 卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(回答)(平成24年12月20日薬食発第1220第2号)						
麻薬及び向精神薬取締法	⑭ 平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて(平成28年4月20日事務連絡) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">大規模災害時に発出された⑭と同意の事務連絡</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;">東日本大震災 (平成23年3月)</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top; padding: 5px;">平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月14日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(その2)(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)</td> </tr> </table>	大規模災害時に発出された⑭と同意の事務連絡		東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月14日事務連絡)	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(その2)(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)	
大規模災害時に発出された⑭と同意の事務連絡							
東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月14日事務連絡)						
平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(その2)(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)							
⑮ 平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)(平成28年4月19日事務連絡) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">大規模災害時に発出された⑮と同意の事務連絡</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;">東日本大震災 (平成23年3月)</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top; padding: 5px;">平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)</td> </tr> </table>	大規模災害時に発出された⑮と同意の事務連絡		東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)			
大規模災害時に発出された⑮と同意の事務連絡							
東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)						
⑯ 「平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)」に係る取扱いの廃止について(平成28年9月1日事務連絡)※5							

※1 以後、④と同意の事務連絡は発出されていない。

※2 これまで、⑦、⑧及び⑨と同意の事務連絡又は通知は発出されていない。

※3 これまで、⑩及び⑪と同意の事務連絡は発出されていない。

※4 都の疑義照会(⑫)及び国の回答(⑬)

※5 東日本大震災で、⑯と同意の事務連絡は発出されていない。

①平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について

平成30年9月6日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険の被保険者にあっては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあっては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名)を申し立てることにより、受診できる取扱いとしているので、その実施及び関係者に対する周知について、遗漏なきを期したい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成 25 年 1 月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

【別添:略】

②平成30年北海道胆振東部地震による被災伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて

平成30年9月14日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

厚生労働省老健局老人保健課

平成 30 年北海道胆振東部地震(以下、「北海道地震」という。)による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについては、当面、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

記

1. 保険医療機関等の建物が全半壊等した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等(以下「仮設医療機関等」という。)において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

2. 保険調剤の取扱い

(1) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方せん(通常の処方せん様式によらない、医師の指示を記した文言等を含む)を受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認した上で、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

① 保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない場合

被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった場合であること。この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあっては事業所名、国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者にあっては往所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。

② 保険医療機関の記載がない場合

処方せんの交付を受けた場所を患者に確認すること。

なお、処方せんの交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センターその他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えないものであること。((3)参照)

(2) 患者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合については、事後的に処方せんが発行されることを条件として、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えない。

ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。

イ 主治医(主治医と連絡が取れない場合には他の医師)との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できること。

また、医療機関との連絡が取れないときには、服薬中の薬剤を滅失等した被災者であって、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかな場合には、認めることとするが、事後的に医師に処方内容を確認するものとすること。

(3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方せんの交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である都道府県に請求すること。

ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方せんが交付され、調剤されたものであること。

3. 定数超過入院について

4. 施設基準の取扱いについて

5. 訪問看護の取扱いについて

6. 診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

(別添)

I. 被災地(災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。)

問1 日本赤十字社の救護班、DMAT(災害派遣医療チーム)やJMAT(日本医師会による災害医療チーム)などボランティアにより避難所や救護所等で行われている診療について、保険診療として取り扱うことは可能か。また、それら診療について一部負担金を患者から徴取することは可能か。

(答)都道府県知事の要請に基づき、日本赤十字社の救護班やDMAT、JMATなど、ボランティアが避難所等で行った医療に係る経費については、

① 薬剤、治療材料等の実費

② 救助のための輸送費や日当・旅費等の実費

などを災害救助法の補助対象としており、これを保険診療として取り扱うことはできない。したがって保険診療としての一部負担金を患者に求めることはできない。

問2 被災地の保険医療機関の医師等が、各避難所等を自発的に巡回し、診療を行った場合、保険診療として取り扱うのか。

(答) 保険診療として取り扱うことはできない。
(都道府県知事の要請に基づき、災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい。)

問3 被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合は、保険診療として取り扱うのか。

(答) 保険診療として取り扱うことはできない。
(都道府県知事の要請に基づき、災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい。)

問4 避難所や救護所等において診察を受けて発行された処方せんによる調剤は、どのような取扱いになるか。

(答) 保険調剤として取り扱うことはできない。
(都道府県知事の要請に基づき、災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい。)

問5 保険診療による処方せんとはどのように区別したらよいのか。

(答) 災害により避難所や救護所等において

発行された処方せんについては、当該処方せんに「(災)」と記されている場合もあるが、災害救助法の適用が明らかな場合は保険診療としては取り扱われないので、処方せんの交付を受けた場所を患者に確認するなど留意されたい。

問6 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して、当該患者が避難所にある程度継続して居住している場合に、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に避難所を訪問して診察を行った場合に、訪問診療料(歯科診療にあっては、歯科訪問診療料)は算定できるか。

(答) 算定できる。

なお、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対して訪問診療料(歯科訪問診療料)は算定できない。

問7 問6において、同じ避難所等に居住する複数人に同一日に訪問診療を行う場合、「同一建物居住者」の取扱いとするか、「同一建物居住者以外」の取扱いとするか。同様に同じ避難所等に居住する複数人に同一日に同じ訪問看護ステーションから訪問看護を行う場合はどうか。

(答) いずれも、同一建物居住者の取扱いとする。

なお、医科の場合にあっては、避難所等において、同一世帯の複数の患者に診察をした場合は、「同一建物居住者」の取扱いではなく、1人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料のみを算定すること。

また、歯科の場合にあっては、同一日に診療を行う人数により、歯科訪問診療1(1人のみの場合)、歯科訪問診療2(2人以上9人以下の場合)又は歯科訪問診療3(10人以上の場合)のいずれかにより算定する。

【問8～問13：略】

問14 被災地の保険医療機関において、通常外来診察を行っている患者に訪問診療を行った場合に、訪問診療料(歯科診療にあっては、歯科訪問診療料)は算定できるか。

(答)居宅で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による療養が困難なものに対しては訪問診療料(歯科訪問診療料)を算定できるが、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断されるものに対しては、訪問診療料(歯科訪問診療料)の算定はできない。(通常の訪問診療料等の規定のとおり)

問15 問6、7及び14に関し、保険薬剤師が避難所又は居宅を訪問し、薬学的管理及び指導を行った場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できるか。

(答)医師の指示に基づき実施した場合は算定できる。ただし、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対しては算定できない。

なお、同じ避難所等に居住する複数人に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う場合は、「単一建物診療患者」の人数に応じた在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するが、同一世帯の複数の患者が避難所等に同居している場合には、患者ごとに「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。

【問16：略】

問17 被災地の保険薬局において、現地での医薬品の供給不足により、調剤に必要な医薬品の在庫が逼迫している場合等やむを得ない場合には、分割調剤により対応することは可能か。この場合、保険薬局の判断で分割調剤を行うことは可能か。

(答)被災地での医薬品の流通状況等に応じて、分割指示のない処方せんであっても、処方医へ迅速に疑義照会を行うことが難しい場合には、保険薬局の判断で分割調剤を行い、事後に報告することは差し支えない。

【問18～問29：略】

③平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

平成30年7月12日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部) } 御中

厚生労働省保険局医療課

平成30年7月豪雨による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものも含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村の被保険者であって、別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条の被保険者(市町村国保の被保険者)、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者又は平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者若しくは被扶養者(被災以降、

適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)若しくは国民健康保険法第19条の被保険者(国民健康保険組合の被保険者)であって、別紙2に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成30年10月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

【別紙1、別紙2及び別添：略】

④平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について

平成23年3月17日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震及び同月12日の長野県北部の地震により、製薬会社の医療用医薬品(以下「医薬品」という。)の生産設備等に被害を受けたところがあり、一部医薬品について、現時点で生産が中止されているものがあります。

このような状況下、医薬品の長期処方、又はそれに伴う調剤が行われることにより、一時的に被災地域に必要な医薬品が供給されなくなる懸念があります。

については、被災地域への医薬品供給を優先し、被災された方々が必要な医療を受けられるよう、被災地域以外の保険医療機関及び保険薬局においては、患者への最

適な医療を確保しつつも、当面、医薬品の長期処方の自粛あるいは分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行うよう貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し、周知をお願いします。

⑤平成28年熊本地震における処方箋医薬品の取扱いについて

平成28年4月19日 事務連絡

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都 道 府 縿} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

平成28年熊本地震による被災地における処方箋医薬品の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、御連絡いたします。

記

今般の地震による被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月18日付薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

(参考)

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)

(処方箋医薬品の販売)

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師か

ら処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

- 「薬局医薬品の取扱いについて」(平成26年3月18日付薬食発第0318 第4号厚生労働省医薬食品局長通知)

第1 処方箋に基づく販売

1. 処方箋医薬品について

(1) 原則

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品については、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者(以下「薬剤師等」という。)が業務の用に供する目的で当該処方箋医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売(授与を含む。以下同じ。)する場合を除き、新法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

なお、正当な理由なく、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して処方箋医薬品を販売した場合については、罰則が設けられている。

(2) 正当な理由について

新法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。

① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、患者(現に患者の看護に当たっている者を含む。)に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合

⑥平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での医薬品等の融通について

平成28年4月20日 事務連絡

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

医療機器・再生医療等製品担当参事官室

監視指導・麻薬対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)においては、原則として、医療機関等や地方公共団体の間で許可なく医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売又は授与を行うことはできないことされていますが、平成28年熊本地震による被災地における病院、診療所、薬局又は地方公共団体間での医薬品、医療機器及び再生医療等製品の融通については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

今般のような大規模な災害で通常の医薬品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という)の供給ルートに支障を来し、需給が逼迫する場合に、病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間で医薬品等を融通することは、差し支えない。

⑦北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

平成30年9月14日 事務連絡

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)に係る取扱いについて、都道府県等から間合せがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医薬品等を確保するための一時的なものである旨、御留意願います。

記

1 管理者(法第7条、第28条及び第39条の2)

薬局等の管理者が北海道胆振東部地震の被災地に赴いて調剤等に従事する場合において、当該薬局等の開設者等が、必要に応じて管理者以外の業務に従事する薬剤師等のうちから代行者を指定するとともに、薬局等の業務に係る責任を明確にするとときは、当該薬局等における業務の継続に当たり、管理者の変更手続きを省略して差し支えないこと。

この場合、管理者が管理義務のある薬局等とは別の場所で調剤等の薬事に関する実務を行うことになるが、都道府県知事等による兼務許可がなくても、薬局等の開設者等において管理者が被災地で業務を行った場所、期間等を記録しておくことで差し支えないこと。

2 薬局、医薬品の販売業の届出(法第10条、第38条及び第39条の3並びに施行規則第16条)

北海道胆振東部地震により、一時的に薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たりの勤務時間数を変更する場合は、変更の届出を省略して差し支えないこと。

この場合、薬局等の開設者等は当該変更事項がわかるように記録等を残しておくこと。

3 処方箋医薬品(法第49条)

北海道胆振東部地震の被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月28日付け薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

4 その他(薬剤師法第22条、薬剤師法施行規則第13条の3第1号)

薬剤師法第22条及び薬剤師法施行規則第13条の3第1号に規定しているとおり、被災地において、薬剤師が薬局で調剤できない場合、薬局以外の地方自治体の設置する避難所内の調剤所等で、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤しても差し支えないこと。

⑧平成30年7月豪雨に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

平成30年7月19日 事務連絡

各
都道府県
保健所設置市
特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

西日本を中心に広域的に生じた平成 30 年7月豪雨に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。)、薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)及び薬剤師法施行規則(昭和 36 年厚生省令第5号)に係る取扱いについて、都道府県等から問合せがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医薬品等を確保するための一時的なものである旨、御留意願います。

記

1 薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可、管理医療機器販売業又は貸与業の届出(法第4条、第24条第39条及び第39条の3)

薬局等の許可等薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けている又は管理医療機器販売業又は貸与業の届出を行っている店舗等(以下「薬局等」という。)が、平成 30 年7月豪雨により被災し、当該薬局等で業務を行うことができない場合、当該薬局等の復旧見込みがあつて、地域における医薬品供給等の対応を行う上で一時的

に当該薬局等と近接する建物等に仮設の薬局又は店舗等(以下「仮設店舗」という。)を設置し、当該薬局等に係る業務を行うことは、所在地の都道府県知事等の判断により、薬局等の業務について保健衛生上支障を生じない範囲において認められること。

この場合、仮設店舗について薬局等の開設等の許可を新規に受けることは不要であり、別紙参考様式により一時的に仮設店舗で業務を行う旨、復旧に要する期間等について薬局等の開設者等に届け出させること。

なお、届出時期については、仮設店舗で業務を開始する前を原則とするが、状況を勘案し、業務開始後、速やかに届け出させることもやむを得ないこと。

2 管理者(法第7条、第28条及び第39条の2)

薬局等の管理者が平成 30 年7月豪雨の被災地に赴いて調剤等に従事する場合において、当該薬局等の開設者が、必要に応じて管理者以外の業務に従事する薬剤師等のうちから代行者を指定するとともに、薬局等の業務に係る責任を明確にするときは、当該薬局等における業務の継続に当たり、管理者の変更手続きを省略して差し支えないこと。

この場合、管理者が管理義務のある薬局等とは別の場所で調剤等の薬事に関する実務を行うことになるが、都道府県知事等による兼務許可がなくても、薬局等の開設者等において管理者が被災地で業務を行った場所、期間等を記録しておくことで差し支えないこと。

3 薬局、医薬品の販売業の届出(法第 10 条第38条及び第 39 条の3並びに施行規則第 16 条)

平成 30 年7月豪雨により、一時的に薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬

剤又は登録販売者の氏名又は週当たりの勤務時間数を変更する場合は、変更の届出を省略して差し支えないこと。

この場合、薬局等の開設者等は当該変更事項がわかるように記録等を残しておくこと。

4 処方箋医薬品(法第49条)

平成30年7月豪雨の被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月28日付け薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

5 その他(薬剤師法第22条、薬剤師法施行規則第13条の3第1号)

薬剤師法第22条及び薬剤師法施行規則第13条の3第1号に規定しているとおり、被災地において、薬剤師が薬局で調剤できない場合、薬局以外の地方自治体の設置する避難所内の調剤所等で、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤しても差し支えないこと。

【別紙参考様式：略】

⑨平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて

平成23年3月24日 薬食総発0324第1号
薬食機発0324第1号

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法(昭和35年法律第145号)、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「厚生労働省令」という。)及び薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号。以下「体制省令」という。)の取扱いについて、下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。これらの取扱いについては被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるので、通常の手続きを行うことが可能となった場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

記

1 東北地方太平洋沖地震による患者に対応するため、一時的に、薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者(以下「薬剤師等」という。)の数等を変更する場合には、変更の届出は省略して差し支えないこと。(薬事法第10条、第38条及び厚生労働省令第16条関係)

2 東北地方太平洋沖地震により薬剤師等が被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該薬剤師等を体制省令における勤務している薬剤師等として取り扱って差し支えないこと。(体制省令第1条及び第2条関係)

3 東北地方太平洋沖地震により、一時的に、当該被災地内で従事するため、薬局開設者、医薬品の販売業者、高度管理医療機器、特定保守管理医療機器若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者が、休止の届出を行うことができないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。なお、この場合において、薬局の管理者の兼務に

係る都道府県知事の許可は不要として差し支えない。(薬事法第7条第3項、第10条、第38条及び第40条関係)

⑩平成30年7月豪雨に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて

平成30年7月13日 事務連絡

各 都道府県医務主管課
都道府県薬務主管課
地方厚生(支)局医療課
地方厚生(支)局医事課 御中

厚生労働省医政局
医薬・生活衛生局
保険局

平素より厚生労働行政をご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、平成30年7月豪雨に伴う水害等により、別紙に掲げる医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録等の文書が滅失した場合の取扱いについては、別添「文書保存に係る取扱いについて(医療分野)」(平成23年3月31日付け厚生労働省医政局・医薬食品局・保険局事務連絡。以下「平成23年事務連絡」という。)における平成23年事務連絡別紙に掲げる文書についての取扱いと同様とするので、貴課におかれではこれを御了知いただくとともに、必要に応じ、管下の市区町村(保健所設置市を含む。)、関係機関、関係団体及び医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、滅失した文書の有無の確認や、本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施を求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添えます。

(別紙)

- ① 医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録
- ② 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第23条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第42条の助産録
- ④ 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第9号、第22条第2号及び第22条の2第3号の診療に関する諸記録並びに第22条第3号及び第22条の2第4号の病院の管理及び運営に関する諸記録
- ⑤ 医療法第46条第2項の財産目録、第51条の4第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第3項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑥ 医療法第46条の3の6において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第57条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の4の7において準用する法人法第193条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の7の2第1項において準用する法人法第97条第1項に規定されている議事録、第54条の7において読み替えて準用する会社法(平成17年法律第86号)第684条第1項に規定されている社会医療法人債原簿及び会社法第731条第2項に規定されている議事録並びに第58条の3第2項(第59条の2において準用する場合を含む。)及び同法第60条の4第2項(第61条の3において準用する場合を含む。)に規定されている書類

- ⑦ 覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)第 18 条第1項の譲渡証、第 28 条第 1 項の帳簿、第 30 条の 10 第1項の譲渡証
- ⑧ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)第 32 条第 1 項の譲渡証、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の帳簿並びに第 50 条の 23 第 2 項の記録
- ⑨ 歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)第 19 条の指示書
- ⑩ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律 145 号)第 46 条第 1 項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第 49 条第 2 項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿、第 68 条の 7 第 3 項及び第 4 項の再生医療等製品に関する記録並びに第 68 条の 22 第 3 項及び第 4 項の特定生物由来製品に関する記録
- ⑪ 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 27 条の処方せん及び第 28 条の調剤録
- ⑫ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和 62 年法律第 29 号)第 11 条の診療録、第 12 条の助産録、第 14 条の救急救命処置録及び第 15 条の指示書
- ⑬ 救急救命士法(平成 3 年法律第 36 号)第 46 条の救急救命処置録
- ⑭ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)第 16 条第 1 項の再生医療等に関する記録及び第 45 条の特定細胞加工物の製造に関する記録
- ⑮ 臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)第 12 条の記録
- ⑯ 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 21 及び第 30 条の 22 第 1 項の記録並びに第 30 条の 23 第 1 項及び第 2 項の帳簿
- ⑰ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 9 条の診療録等
- ⑱ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 6 条の調剤録及び処方せん
- ⑲ 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和 33 年厚生省令第 24 号)第 12 条の 3 の書類
- ⑳ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 13 条の薬局の管理に関する帳簿、第 14 条の医薬品の購入等に関する記録
- ㉑ 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第 46 号)第 18 条の歯科衛生士の業務記録
- ㉒ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)第 26 条の 12、第 34 条及び第 41 条第 2 項の記録
- ㉓ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)第 18 条の帳簿
- ㉔ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 36 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉕ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 103 号)第 18 条の帳簿
- ㉖ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 89 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉗ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 110 号)第 7 条第 8 号の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と細胞提供者との関係についての記録、第 14 条第 2 項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と再生医療等を受ける者との関係についての記

録、第34条第3項において保管を求める再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書、第67条第1項の帳簿、第71条第1項の審査等業務の過程に関する記録及び同条第2項で保存を求める再生医療等提供計画並びに第4章に規定する文書及び記録

(28) 臨床研究法施行規則(平成30年厚生労働省令17号)第37条第1項及び同条第2項の記録、第51条第2項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と特定臨床研究の対象者との関係についての記録、第53条第2項各号に掲げる書類及び同条第3項の記録、第62条第1項の記録、第83条第1項の帳簿並びに第85条第2項及び第3項の文書

【別添：略※】

※本事務連絡の「別添」は、次に掲載する「⑪文書保存に係る取扱いについて(医療分野) 平成23年3月31日 事務連絡」と同一

⑪文書保存に係る取扱いについて(医療分野)

平成23年3月31日 事務連絡

各
都道府県医務主管課
都道府県薬務主管課
地方厚生(支)局医療課
地方厚生(支)局医事課

御中

厚生労働省医政局
医薬・生活衛生局
保険局

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴う建物の破損等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべきとされている文書等が失われた事例が想定される。

こうした事例については以下のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方をお願いする。

なお、滅失した文書の有無の確認及び本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添える。

記

1. 震災により診療録等を滅失した場合の取扱い

(1) 別紙に掲げる文書(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)等に基づき書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができることとされている文書については電磁的記録を含む。以下「診療録等」という。)については、関係法令に基づき、医療機関等における保存が義務づけられている。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにもかかわらず、今般の震災によりやむを得ず滅失した場合(電磁的記録により保存を行っている医療機関等にあっては電磁的記録の出力が不可能となった場合を含む。以下同じ。)には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解すること。

なお、診療録等の一部に限り滅失した場合には、滅失していない部分について、引き続き、関係法令に基づき、適切に保存を行うこと。

また、別紙⑤の文書については、当該文書の全部又は一部を滅失した場合、医療法人は、滅失した文書の写しを都道府県又は厚生労働省から取り寄せ、保存すること。た

だし、今般の震災により都道府県又は厚生労働省においてやむを得ず当該写しを滅失した場合にあってはこの限りないこと。

- (2) 診療録等の全部又は一部を滅失した場合、医療機関等は、保存を行っていた場所、滅失した理由、滅失した文書の名称(一部を滅失した場合にはその範囲を含む。)等を記録した文書を作成し、保存すること。
- (3) 電磁的記録の出力が不可能となった磁気ディスク等については、個人情報の流出等の疑いが生じることのないよう留意の上、廃棄すること。
- (4) 診療録等のうち、患者の身体状況、病状、治療等について作成された文書を滅失した場合は、医療法第1条の4第2項や「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知の別添)の趣旨を踏まえ、患者が来診した際にその旨を適切に説明するなど、医療従事者等と患者等との信頼関係の構築に向けて取り組むよう努めること。

2. 診療録等の保存場所に係る取扱い

医療機関等の中には、「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知)において示された基準(以下「外部保存基準」という。)に従って、診療録等の外部保存(作成した医療機関等以外の場所における保存をいう。以下同じ。)を行っている施設もあるものと考えられる。

今般の震災に伴い、建物の破損等により、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が困難となった場合には、以下の基準を満たした上で診療録等の外部保

存(電気通信回線を通じて行うものを除く。)を行って差し支えないこと。ただし、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が可能となった場合には、速やかに保存場所を変更すること。

なお、電気通信回線を通じて行う診療録等の外部保存については、通常どおり、外部保存基準を満たす必要があること。

- (1) 診療録等が診療の用に供するものであることにかんがみ、必要に応じて利用できる体制を確保しておくこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守する等により、患者のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護が担保されること。
- (3) 外部保存は、診療録等の保存の義務を有する医療機関等の責任において行うこと。また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。

【別紙：略】

⑫卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(疑義照会)

平成24年12月17日 福保健薬第2895号
厚生労働省医薬食品局総務課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
平素より、東京都の薬事行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、下記のとおり疑義が生じたため、照会いたします。

記

【照会内容】

医療救護所、避難所及びそれらへ医薬

品を供給する医薬品集積所を設置する国、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)(以下「救護所等を設置する国等」という。)は、薬事法第25条第3号に規定する「その他厚生労働省令で定める者」に該当し、救護所等を設置する国等に対して、卸売販売業者が医薬品を販売し、又は授与することができると解するが、いかがか。

⑬卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(回答)

平成24年12月20日 薬食発第1220第2号

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

平成24年12月17日付け照会のあった
標記の件について、下記のとおり回答する。

記

貴県のとおり。

⑭平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて

平成28年4月20日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中

地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

今般の地震による被災地の処方箋医薬品の取扱いについては、平成28年4月19日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「平成28年熊本地震における処方箋医薬品の取扱いについて」により取り扱われているところですが、医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地においてこれらを必要とする者への供給に支障のないよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本事務連絡は、麻薬小売業者による医療用麻薬の提供及び向精神薬小売業者による向精神薬の提供に関する見解を示したものです。

記

1. 医療用麻薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が麻薬施用者である医師への受診が困難な場合及び麻薬施用者である医師等から麻薬及び向精神薬取締法第27条に規定する麻薬処方箋の交付を受けることが困難な場合においては、麻薬小売業者等は、当該患者の症状等について麻薬施用者である医師へ連絡し、当該患者に対する医療用麻薬の施用の指示が確認できる場合において、必要な医療用麻薬を施用のため交付することができます。

2. 向精神薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が医師への受診が困難な場合及び医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、向精神薬小売業者等は、当該患者の症状等について医師等へ連絡し、当該患者に対する向精神薬の施用の指示が確認できる場合のほか、医師等からの事前の包括的な施用の指示(例えば、被災者の患者の持参する薬袋等から常用する向精神薬の薬剤名及び用法・用量が確認できる場合に、当該向精神薬を必要な限度で提供することについて事前に医師等に了承を得ている場合等)が確認できる場合において、必要な向精神薬を施用のため交付することができます。

⑮平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

平成28年4月19日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中
地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

今般の地震による被災地の医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、被災各県において、医療用麻薬の需給が逼迫している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県からの県境移動の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本通知における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途通知します。

記

(1) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者は、保有する麻薬の譲渡を行おうとする場合において、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。

(2) 譲渡後、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあっては、麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、麻薬小売業者にあっては、同法第24条第12項第2号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を地方厚生局麻薬取締部に提出してください。

※ なお、麻薬小売業者は麻薬小売業者間譲渡の許可なく麻薬小売業者から麻薬を直接譲り受けることはせず、麻薬卸売業者又は麻薬診療施設の開設者から譲渡を受けてください。

⑯「平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)」に係る取扱いの廃止について

平成28年9月1日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中
地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

平成28年4月に発生した熊本県熊本地方の地震による、被災地における医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、平成28年4月19日付け事務連絡(平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼))に基づき、被災各県において、医療用麻薬の在庫を確保するよう努めていたところですが、今般、被災各県における医療用麻薬の供給体制の回復に伴い、被災各県において医療用麻薬が安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成28年9月30日をもって、同事務連絡に基づく麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者間における医療用麻薬の譲渡に係る取扱いを廃止することとします。

平成28年10月1日以降、県境を越えて麻薬の譲渡を行おうとする場合においては、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあっては、麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、麻薬小売業者にあっては、同法第24条第12項第2号の規定に基づき、予め許可を得ることが必要ですので、貴管下の関係者に周知してください。

平成31年3月初版発行

登録番号 (30) 478

災害時薬剤師班活動ガイドライン（初版）

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部薬務課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)4511

印 刷 正和商事株式会社
東京都新宿区中落合一丁目6番8号
電話 03(3952)2154



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

